

いなべ市地域防災計画

－風水害等対策編－

令和6年3月

いなべ市防災会議

<目 次>

第1部 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的及び構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割・・・・・・・・ 3

第2節 県・市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・ 3

第3章 いなべ市の特質及び風水害等の状況

第1節 いなべ市の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第2節 いなべ市における既往の風水害等の状況・・・・・・・・ 18

第3節 近年の災害の傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第2部 災害予防・ 減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 市民や地域の防災対策の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第2節 防災人材の育成・活用・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化・・・・・・・・ 27

第4節 ボランティア活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第5節 企業・事業所の防災対策の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進・・・・・・・・ 37

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第3章 風水害に強いまちづくりの推進

第1節 水害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第2節 地盤災害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第3節 農地・森林の防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保・・・・・・・・ 60

第3節 医療・救護体制及び機能の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

第4節 応援・受援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進・・・・・・・・ 68

第6節 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

第7節 災害廃棄物処理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

第6章 特定自然災害への備え

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策・・・・・・・・ 77

第3部
台風接近時等
の減災対策

第1章 災害対策本部機能の確保	
第1節 準備・警戒体制の確保	83
第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保	95
第2章 避難誘導體制の確保	
第1節 避難所の確保及び早期避難の促進	101
第2節 要配慮者の保護	103
第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保	104
第3章 災害未然防止活動	
第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保	105
第2節 水防活動体制の確保	106
第3節 市民・企業等による安全確保	107

第4部
発災後の
応急対策

第1章 災害対策本部活動の実施	
第1節 災害対策活動の実施体制の確保	109
第2節 通信機能の確保	111
第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求	117
第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	124
第5節 県内市町間応援・受援体制の整備	131
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	
第1節 緊急の交通・輸送機能の確保	133
第2節 水防活動	137
第3節 公共施設被災時の応急対策	138
第4節 ライフライン施設被災時の応急対策	140
第5節 ヘリコプターの活用	143
第3章 救助・救急及び医療・救護活動	
第1節 救助・救急活動	145
第2節 医療・救護活動	148
第4章 緊急避難対策	
第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保	151
第2節 要配慮者対策	157
第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策	159
第5章 特定自然災害対策	
第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策	161

第5部
被災者支援・
復旧対策

第1章 災害対策本部活動体制の確保	
第1節 災害対策本部の継続・廃止	165
第2節 他府県等からの応援受入	166
第3節 国への災害対策要員の派遣要請等	167
第4節 災害救助法の適用	169
第2章 避難者支援等の活動	
第1節 避難所の運営	174
第2節 緊急輸送手段の確保	176
第3節 救援物資等の供給	178

第4節	給水活動	181
第5節	ボランティア活動の支援	183
第6節	防疫・保健衛生活動	186
第7節	災害警備活動	188
第8節	遺体の取り扱い	189

第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

第1節	公共施設等の復旧・保全	191
第2節	農作物等の被害軽減対策	195
第3節	ライフライン施設の応急復旧・保全	196
第4節	流木等漂着物対策	200

第4章 復旧に向けた対策

第1節	廃棄物対策活動	201
第2節	住宅の保全・確保	204
第3節	文教等対策	206
第4節	中小企業・農林漁業復旧対策	209
第5節	災害義援金等の受入・配分	210

第5章 復旧にかかる支援措置

第1節	災害復旧事業にかかる財政支援	212
第2節	被災者の生活再建に向けた支援	215

第6部
事故等による
災害対策

第1章 重大事故等対策

第1節	危険物施設等の事故対策	221
第2節	航空機・列車事故等突発的災害への対策	229
第3節	原子力災害対策	231

第2章 火災対策

第1節	大規模火災の対策	233
第2節	林野火災の対策	238

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的及び構成

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、いなべ市防災会議が作成する計画であって、いなべ市の地域に係る風水害等に関する事項について、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、防災組織の総力を結集して、防災活動を総合的、効果的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害による被害を軽減し、もって市民の安全と公共の福祉を確保することを目的とする。

第2項 計画の構成

この計画の構成及び内容は次のとおりである。

第1部 総 則	○計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、いなべ市の特質や既往の風水害の状況等について記している。
第2部 災害予防・減災対策	○発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について記している。
第3部 台風接近時等の減災対策	○台風等発生から発災までの事前の減災対策などについて記している。
第4部 発災後の応急対策	○市災対本部の活動を中心に、市や防災関係機関、市民等が災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について記している。
第5部 被災者支援・復旧対策	○市災対本部の活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について記している。
第6部 事故等による災害対策	○重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について記している。

第3項 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは防災会議に諮り修正するものとする。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

- 1 防災会議は、関係機関の意見を聞き、地域防災計画修正（案）を作成する。
- 2 防災会議は、作成した地域防災計画修正（案）について基本法第42条5項の規定により知事に報告する。
- 3 防災会議を開催し、地域防災計画を審議、決定する。
- 4 基本法第42条第5項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、広報紙等により周知するものとする。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとその実現を図る。

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ以下に定めるところによる。

- 1 県災対本部 …… 三重県災害対策本部をいう。
- 2 市災対本部 …… いなべ市災害対策本部をいう。
- 3 基本法 …… 災害対策基本法をいう。
- 4 防災関係機関 …… 県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 5 指定緊急避難場所 …… 基本法第49条の1第1項の規定に基づき、津波・洪水等の災害種別ごとに市が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所
- 6 指定避難所 …… 基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所
- 7 福祉避難所 …… 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として市が指定した施設

また、本計画においては、原則として、地域とは市内の自治会等で区分される地域、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割

第1項 県・市・防災関係機関の実施責任及び役割

1 市

- ① 市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 市は、市民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

- ① 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、市及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ② 県は、災害の規模が大きく、市単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③ 県は、市及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

- ① 指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ② 指定地方行政機関は、市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- ② 指定公共機関及び指定地方公共機関は、市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ① 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、風水害等時には応急措置を実施する。
- ② 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 市民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 市民

- ① 市民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ② 市民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- ① 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ② 自主防災組織は、地域において市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- ① 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- ② 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 県・市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 市の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
市	(1) 防災会議及び災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難指示 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受け入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置 (22) 関係機関への応援要請に関すること
桑名市消防本部 (いなべ消防署・北分署)	(1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等 (5) 桑名市消防本部の管轄区域における消防に関する連携協力

第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
<p>県及び県の地域 機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受け入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
<p>県警察 (いなべ警察署)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

第3項 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 (5) 情報の収集及び連絡
東海財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
東海北陸厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
東海農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。 (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備 (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廃地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給
中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関する指導 (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置
中部近畿産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物及びその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に関する監督指導
中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 (5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事

	<p>業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>(6) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援</p>
<p>東京管区気象台 (津地方気象台)</p>	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の設備の作成に関する技術的な支援・協力</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
<p>東海総合通信局</p>	<p>(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>(2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>(3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査</p> <p>(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事</p> <p>(5) 非常通信協議会の運営に関する事</p> <p>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p>
<p>三重労働局</p>	<p>(1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施</p> <p>(2) 事業場における労働災害発生状況の把握</p> <p>(3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施</p>
<p>中部地方整備局</p>	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実</p> <p>(2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</p> <p>(4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>(7) 洪水予警報や道路情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保</p> <p>(8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有</p> <p>2 初動対応</p> <p>(1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施</p> <p>3 応急・復旧</p> <p>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</p> <p>(3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</p> <p>(4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</p> <p>(5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>(6) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (8) 所管施設の緊急点検の実施 (9) 情報の収集及び連絡 (10) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (11) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両等を被災地域支援のために出動
--	--

2 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

3 指定公共機関

機関名	内 容
楽天モバイル株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
西日本電信電話株式会社三重支店	<p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社NTTドコモ東海支社三重支店	<p>災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
KDDI株式会社中部総支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

日本銀行名古屋支店	<p>災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 (2) 罹災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。 (3) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 罹災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約 ② 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までの罹災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形交換持出の容認 ③ 災害関係融資について実情に即した措置 (4) 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。 (5) 国債を減紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。 (6) 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。 (7) 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。
日本赤十字三重県支部	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会津放送局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
独立行政法人水資源機構	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
中部電力株式会社三重支店（桑名営業所）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
東邦ガス株式会社	<ol style="list-style-type: none"> (1) ガス施設の災害予防措置及び防災応急対策に係る措置の実施 (2) 発災後に備えた要員及び資機材の確保

日本郵便株式会社	<p>(1) 災害時における郵便業務の確保 ア 郵便物の送達の確保 イ 郵便局の窓口業務の維持</p> <p>(2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</p>
----------	--

4 指定地方公共機関

機関名	内 容
公益社団法人 三重県医師会	<p>(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整</p> <p>(2) 医療及び助産等救護活動</p>
三重テレビ放送 株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム 放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重交通株式会 社	<p>(1) 災害応急活動のための災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分</p> <p>(2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送</p> <p>(3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送</p>
一般社団法人三 重県トラック協 会桑名支部	(1) 災害応急活動のための災害対策本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道株 式会社	<p>(1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</p> <p>(2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理</p>
ガス事業者（都 市ガス事業者及 び一般社団法人 三重県 LP ガス 協会）	<p>(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施</p> <p>(2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給</p>
公益社団法人 三重県歯科医師 会	<p>(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整</p> <p>(2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施</p>
株式会社ケーブ ルコモンネット 三重	<p>災害発生時に際して、県内ケーブルテレビ事業者8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。</p> <p>(1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め、被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。</p> <p>(2) 災害時における放送番組は、災害の種類・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。</p> <p>(3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。</p> <p>(4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。</p>

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体 (農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会、建設業協会等)	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体(日赤奉仕団、社会福祉協議会、いなべエフエム、市民活動団体等)	(1) 被災者の救助活動、災害ボランティア及び義捐金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	(1) 市等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
土地改良区等	(1) 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施

6 自主防災組織、自治会

	内 容
自主防災組織、自治会	(1) 地域における災害予防に関すること。 (2) 避難時における地域活動に関すること。 (3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること。

第3章 いなべ市の特質及び風水害等の状況

第1節 いなべ市の特質

第1項 地理的条件

1 地勢

本市は、平成15年12月に旧北勢町、旧員弁町、旧大安町、旧藤原町が合併して誕生した新市であり、東西17.07km、南北21.46km、面積219.58k㎡を有しており、北部、西部に岐阜県と滋賀県に接し、南部、東部は桑名・四日市圏域に接している。

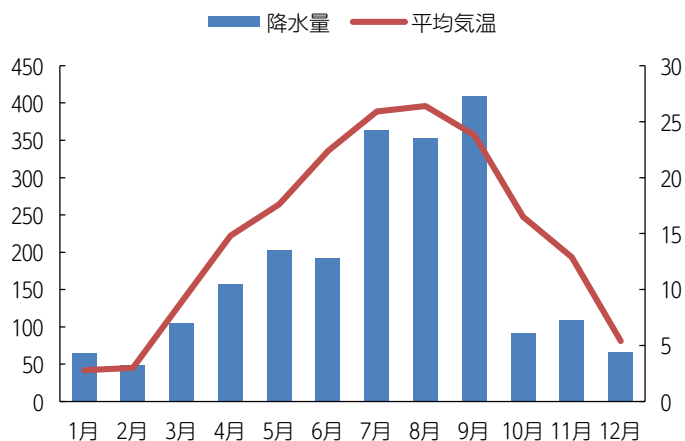
市域は、北に養老山地、西に鈴鹿山脈を擁し（標高1,000m前後）、市のほぼ中央を流れる員弁川を挟んで緑豊かな自然と平野に囲まれている。山脈と直角方向に幾筋もの小規模な河川・谷川が流れ、急峻なV字谷を形成するとともに、員弁川流域一帯にはため池も数多く分布している。

2 気候

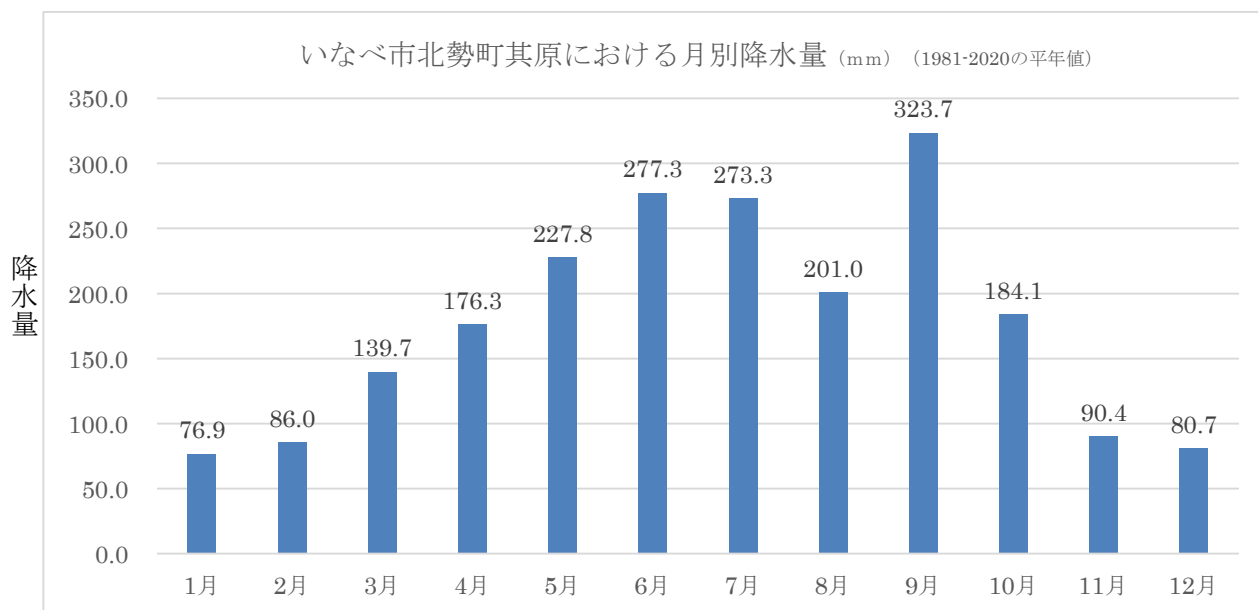
いなべ市の年平均気温は約15℃で、気温が最も高くなる8月の月平均気温は約27℃、気温が最も低くなる1月の月平均は約3℃となっている。

年平均降水量は、北勢地域雨量観測所（いなべ市北勢町）では、2,136.9mm（1991年から2020年までの平均）と県内でも比較的多い。特に1月の平均降水量は76.9mmで他の地域と比べ多くなっている。

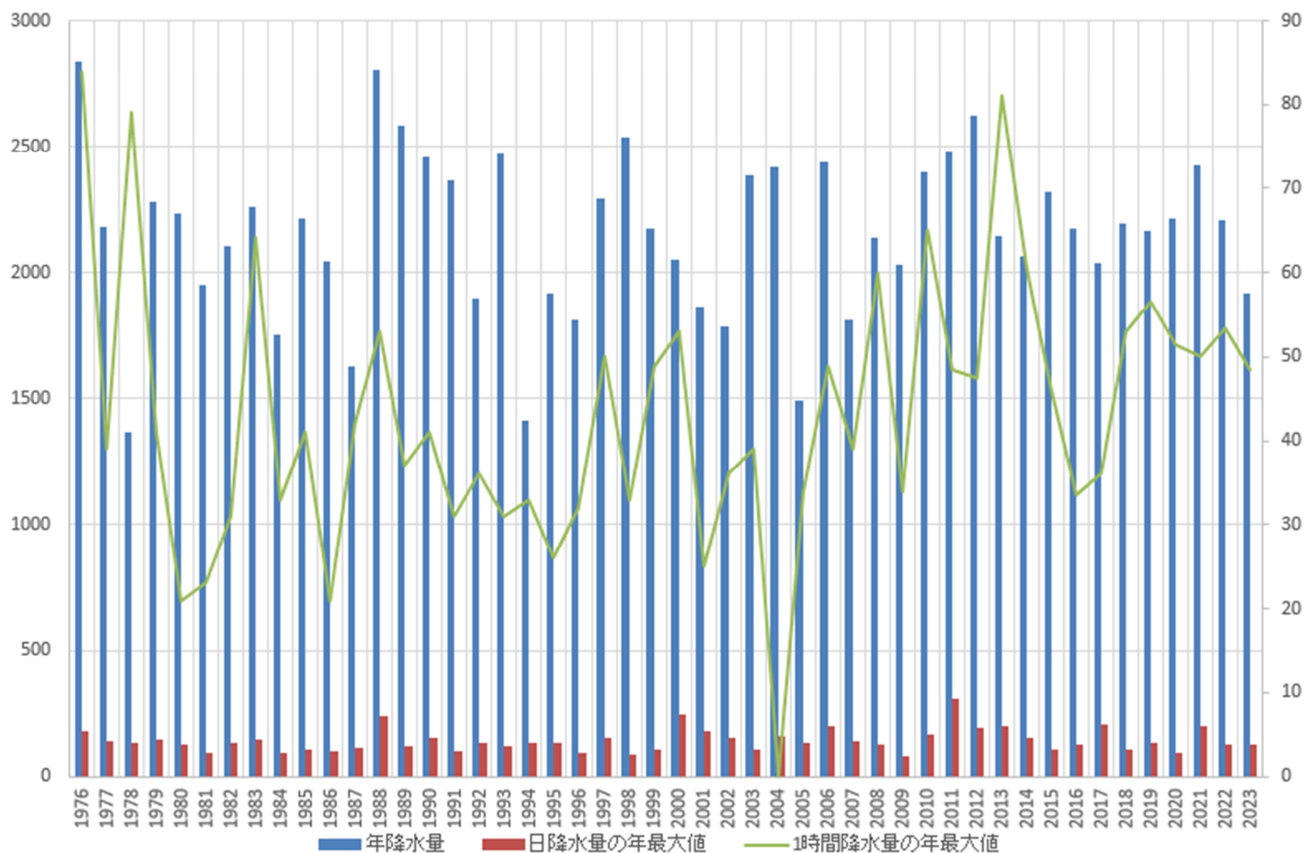
また、冬型の気圧配置になると、北西の季節風が強く吹き、養老山地や鈴鹿山脈の山嶺はもとより平地においても降雪をもたらすことから、いなべ市では県内で降雪の多い地域となっている。



※気象庁アメダスをもとに作成



近年の降雨の傾向を見ると（1976-2014）、年間降水量はあまり変わらないのに対し、日最大の降水量は増加傾向にある（下図）。



第2項 災害特性

本市の災害特性として台風や集中豪雨などの際には、山麓崖線の直下に住宅等が立地する箇所もあり、土砂災害の危険性が高い。

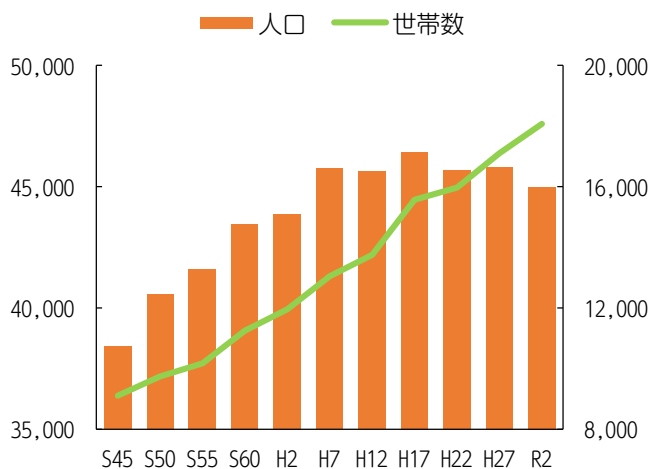
1 風水害等

本市にもたらす気象の代表的なものには、梅雨前線・秋雨前線による集中豪雨、台風などがあげられる。近年の災害履歴としては、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の集中豪雨などのほか、これら以降も台風や集中豪雨による被害を受けている。元来、浸水被害は少ないものの昨今の異常気象や局地的大雨などによる土砂災害や小河川の氾濫、員弁川の決壊などに注意が必要である。

第3項 社会的条件

1 人口・世帯数の推移

人口は、昭和45年～平成7年頃まで企業の進出や宅地化の進行などにより増加傾向にあったものの、その後は4万5千人前後を推移している。一方、世帯数は一貫して増加傾向にある。



出典) 国勢調査

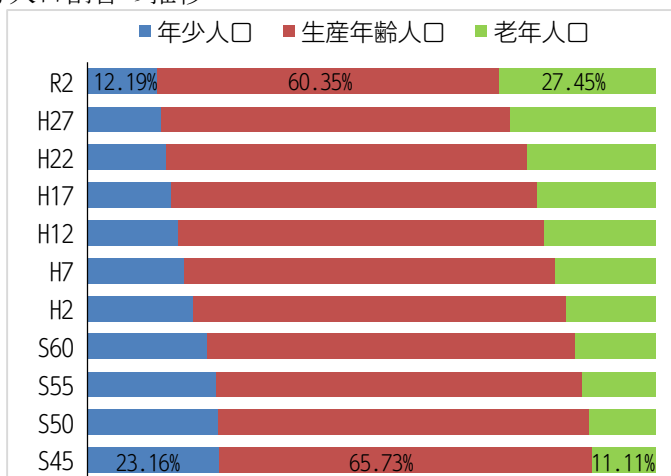
2 年齢別人口

年齢別人口においては、少子高齢化傾向が今後進んでいく状況にある(下図)。65歳以上の高齢者人口の比率は、平成12年には19.5%であったものが令和2年には27.45%(令和6年2月1日現在27.9%)と、高齢化が着実に進んでいる。

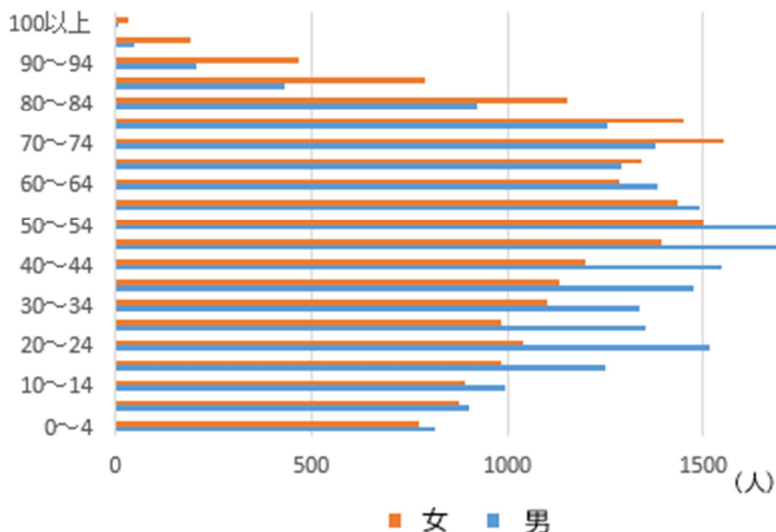
高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な要配慮者も多く、老年人口割合の増加は、全人口に占める要配慮者の割合の増加にもつながる。

要配慮者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、市民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図る。

○ 年齢3区分人口割合の推移



出典) 国勢調査



出典) 住民基本台帳 (外国人含む)、令和6年7月1日現在

3 地域別人口

いなべ市の地域別人口は、大安町、北勢町、員弁町、藤原町の順で多い(表)。

地域別人口・世帯数 (令和6年2月: いなべ市住民基本台帳 (外国人含む))

	北勢町	員弁町	大安町	藤原町	いなべ市 (計)
総人口 (人)	13,012	9,734	16,324	5,600	44,670
男	6,647	5,177	8,486	2,680	22,990
女	6,365	4,557	7,838	2,920	21,680
世帯数	5,626	4,152	7,117	2,363	19,258

4 グローバル化の進展

近年、登録外国人が増加し、令和6年4月のいなべ市の外国人住民数は2,429人にのぼり、いなべ市を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が課題となっている。

外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要である。

また、特有の文化や生活習慣を持つ外国人が、避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

5 観光客及び帰宅困難者対策

いなべ市を訪れる観光客は、入り込み客数で年間のべ約40万人となっている。そのため、観光による集客数の多い時期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。本市の地理に不案内な観光客が被害を受けたり、風水害等により道路や鉄道が途絶し、帰宅困難者として相当な期間を市内に滞在することも考えられ、関係者が一体となった防災・減災対策の検討が求められる。

第2節 いなべ市における既往の風水害等の状況

いなべ市近隣に被害を及ぼした風水害は、詳細なものは少なく、細部については判明していない。下表は「北勢町史」（北勢町、2000年）及び「三重県地域防災計画添付資料（平成25年修正）」等に基づいて作成した、昭和期以降の主な風水害の災害史年表である。

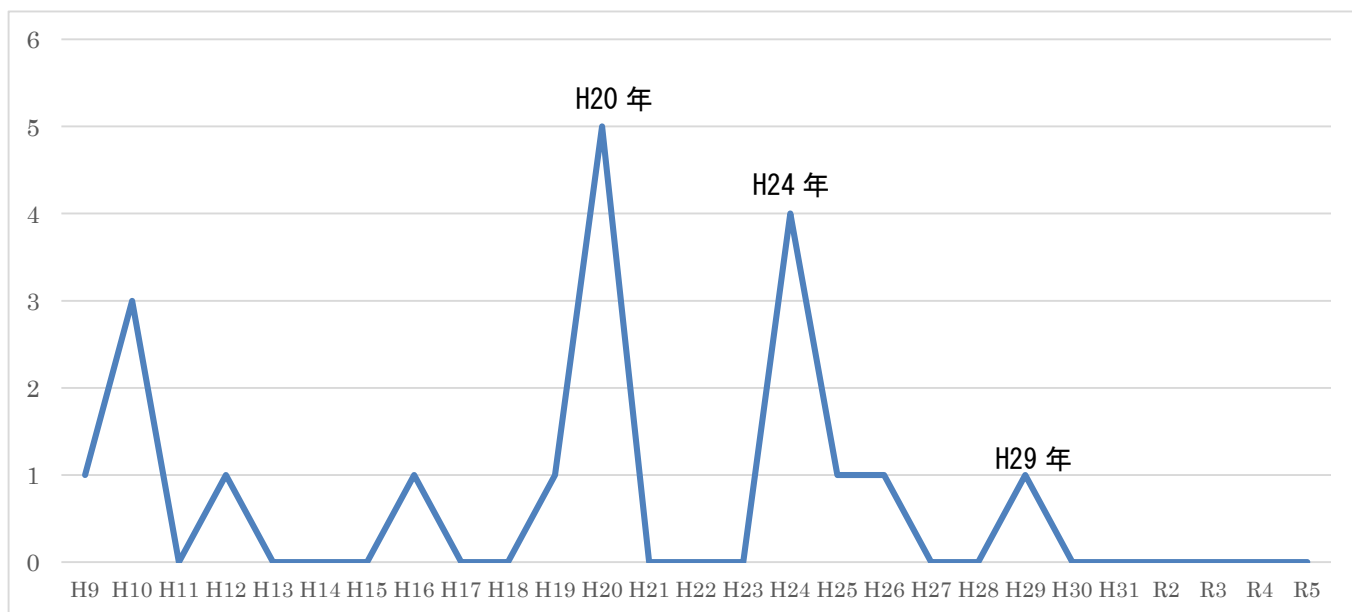
昭和期以降の主な風水害の災害

年月日	種類	災害の状況
1938（昭和13）年 8月	水害	両ヶ池決壊（平塚池）天王橋流出、行方不明2名
1948（昭和23）年 9月	水害	坂井橋、大泉橋、念仏橋流失
1959（昭和34）年 9月25～27日	伊勢湾台風	非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸し、三重県の西側を北上した。台風経路の右側にあたる伊勢湾沿岸には、26日夜に来襲し、高潮と烈風により壊滅的な被害を受けた。死者・行方不明者1,233名
1961（昭和36）年 6月24～29日	昭和36年梅雨前線豪雨	活動を活発化させながら、本州南岸に停滞した梅雨前線と、台風第6号の影響により、三重県内では北部と南部で大雨が降り、特に北勢地方で被害が甚大であった。死者・行方不明者17名
1984（昭和59）年 1～3月	大雪	北勢町川原で110cmの積雪を記録した（伊吹山では660cm）。
1998（平成10）年 9月21～24日	台風第7号・8号による大雨	台風第8号に続いて第7号が上陸し、三重県の西側を通過した。県内各地で暴風に見舞われ、上野市や四日市市で観測史上第1位の最大瞬間風速を観測し、死者や負傷者が出るなど被害が発生した。死者・行方不明者3名
2012（平成24）年 9月17～18日	土石流	藤原岳（標高1,120m）を源頭部とする小滝川で、台風第16号による豪雨（時間最大雨量96mm、17～18日の2日間の累積雨量580mm）に伴う大規模な土石流が発生した。流出土砂量は132,600m ³ で、上流で発生した土砂は砂防ダム4基すべてを乗り越えたが、集落への被害はなかった。
2021（令和3）年 12月26～27日	大雪	2017年（平成29年）の大雪（当時55cm）以来の積雪量66cmを更新。国道421号線（大安町石樽南～東近江市）で通行止めによる渋滞が発生。

出典）「北勢町史」、「三重県地域防災計画添付資料（平成25年修正）」、「小滝川砂防事業」（三重県桑名建設事務所）

第3節 近年の災害の傾向

近年の土砂災害の発生件数は、平成20年に小滝川等で大きな土石流が発生し、平成24年には小滝川において平成20年をはるかに超える土石流が発生した。おおよそ4年に1回の周期で土石流が発生しているものの、平成29年以降は発生していない。この背景には、突発的な豪雨が増えていることが考えられる。また、この豪雨により、いなべ市藤原町以外の地域でも土砂災害の発生がある。



災害発生日時	災害発生場所	災害種別	気象名	流出土砂量 (m ³)
平成9年7月13日14:00	員弁町上笠田	崖崩れ		20
平成10年10月1日	藤原町上相場	崖崩れ		-
平成10年10月1日	藤原町上相場	崖崩れ		-
平成10年10月1日	藤原町上相場	崖崩れ		-
平成12年9月11日15:00	大安町石樽北	崖崩れ		5
平成16年9月29日	藤原町川合	崖崩れ	台風21号による豪雨	20
平成19年7月14日	藤原町大貝戸	土石流	梅雨前線及び台風4号	-
平成20年9月2日21:00	藤原町坂本(小滝川)	土石流	9月2日からの豪雨	50,000
平成20年9月2日21:00	藤原町大貝戸	土石流	9月2日からの豪雨	36,000
平成20年9月2日21:00	藤原町坂本(材木川)	土石流	9月2日からの豪雨	-
平成20年9月3日	北勢町新町	土石流	9月2日からの豪雨	-
平成20年9月3日	藤原町山口	土石流	9月2日からの豪雨	-
平成24年9月18日11:30	藤原町坂本	土石流	台風16号	132,600
平成24年9月18日14:55	藤原町大貝戸	土石流	台風16号	63,320
平成24年9月18日15:30	藤原町篠立	土石流	台風16号	100
平成24年12月22日3:00	藤原町上相場	崖崩れ	12月21日~22日の降雨	100
平成25年9月4日13:40	藤原町大貝戸	土石流	9月4日豪雨	2,600
平成26年9月17日14:15	北勢町西貝野	崖崩れ	9月17日豪雨	20
平成29年6月21日	員弁町西方	崖崩れ	6月21日の降雨	3
平成29年10月32日0:00	藤原町下野尻	崖崩れ	台風21号	-
平成31年9月6日1:00	大安町梅戸	崖崩れ	9月4日豪雨	20

出典：三重県砂防河川課からの資料を基に作成

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 市民や地域の防災対策の促進

【主担当部】
総務対策部、教育対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・自宅や学校、勤務先等の周辺が風水害発生時にどのような被害を受ける危険性があるのかについての認識や、災害種別ごとの避難場所、家族間の連絡方法の確認、備蓄など、市民が風水害等からわが身を守るための備えが十分でない。



【この計画がめざす状態】

・ほとんどの市民が、自宅等周辺の風水害時に想定される被害の様相や避難場所、家族間の連絡方法等を把握しており、また、自宅の防災対策、地域における避難計画づくりや避難訓練の実施など、防災の日常化の定着に向けた取組が進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	自治会等地域コミュニティ	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施
	市民	(1) 市民に対する普及計画

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	地域住民	(1) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
防災活動に取り組むNPO等	市民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
市民を顧客として事業を展開している防災関係機関	市民	(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握 (2) 家族防災会議の開催 (3) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第3項 対策

■市が実施する対策

1 自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

ア 地域独自の防災訓練実施等への支援

イ 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援

ウ 地域の実情に応じた避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援

2 市民に対する普及計画

市民が防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレットや防災ガイドブック等の配布、各種防災イベント・訓練への参加、広報誌等を通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努める。

また、防災知識の普及にあたっては、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮するものとする。さらに、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

(1) 地域の防災対策

市防災計画に定められているもののうち、特に市民に注意を喚起する必要がある事項

- ア 気象災害の一般的知識及び気象予警報の種類と内容
- イ 異常気象等の発生通報
- ウ 被害情報通報
- エ 避難方法

(2) 風水害（豪雨、台風等）に関する一般知識と過去の災害等の紹介

(3) 風水害に対する平素の心得

- ア 浸水等周辺地域における災害危険性の把握
- イ 家屋等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化
- ウ 家庭内の連絡体制の確保
- エ 応急救護等の習得
- オ 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
- カ 食糧、飲料水、物資の備蓄（1週間分以上）
- キ 非常持出品の確認
- ク 火災予防
- ケ 自主防災組織の結成
- コ 要配慮者及び外国人への配慮
- サ ボランティア活動への参加

(4) 災害発生時における心得

- ア 災害発生時にとるべき行動
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- エ 救助活動
- オ テレビ・ラジオ等による情報の収集
- カ 避難実施時に必要な措置
- キ 避難場所での行動
- ク 自動車運転中及び旅行中等の心得
- ケ 災害用伝言ダイヤルによる安否情報の登録（運用開始時）

2 児童生徒等に対する普及計画

災害の発生等に関する知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（園）においては地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

(1) 普及計画

- ア 学級活動、ホームルーム等教育活動全体を通じての災害の基礎的な知識の習得
- イ 通学路の点検及び地域の情報の収集方法、児童等に対する安全指導等を含めた指導計画の

樹立

ウ 応急手当習得のための講習会の開催

(2) 防災訓練

児童等及び教職員、保育士等の防災意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ適切な避難行動をとるための防災訓練を実施する。訓練には、PTAの参加を促進する。

3 職員に対する防災教育

市職員、教職員、保育士等は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう、各部署は所掌事務に応じた災害対応マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 各種防災訓練への積極的参加の促進
- ウ 職員用初動マニュアルの作成・配布
- エ 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

(2) 教育内容

- ア 市防災計画の内容
- イ 気象及び風水害についての一般的知識
- ウ 関係法令等の研修
- エ 防災対策の現況と課題
- オ 市災対本部の組織、各自の事務分掌及び任務分担の徹底、確認
- カ 職員のとるべき行動
- キ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）

4 個人備蓄の推進

災害発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、生活必需品等を1週間分以上、個人において備蓄しておくよう、市民に広報していくものとする。また、市の備蓄計画についても広報を行い、周知を図る。

5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者及び防災要員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図るよう指導、支援する。

6 事業所における防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置づけを十分に認識し、従業員に対して防災教育を積極的に実施していくことが必要であり、市は普及活動の支援に努める。また、発災後も企業の重要業務を継続させるための「事業継続計画（BCP）」策定を促進する。

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、避難

所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

市民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、市民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

■市民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、市民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に市民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■市民が実施する対策

1 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握

市が提供する洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所マップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が風水害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所を確認する。

2 家族防災会議の開催

自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の被害想定や、洪水、土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所、非常時の連絡方法等を家族間で共有し、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的で開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

あわせて、各家庭において、食料、飲料水、携帯トイレの備蓄や、非常持ち出し品等（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備に努める。

3 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

被災した場合にあっても早期の生活再建につなげることができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入する等の対策を講じる。

第2節 防災人材の育成・活用

【主担当部】

・総務対策部、情報対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・地域における女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。



【この計画がめざす状態】

・女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	防災活動に取り組むNPO等	(1) NPO等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 市の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダーと連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、医療系、福祉系、教育系、行政系それぞれの分野において専門性のある職業に従事している女性を対象とした防災講座を開催するとともに、みえ防災コーディネーターや自主防災組織リーダー等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図る。

また、育成した人材が情報交換をできるネットワークの構築、継続的なフォローアップを行うとともに、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

県や市が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

(2) 地域住民の先頭に立つ防災リーダーの育成

地域の先頭に立って防災活動に取り組むリーダーの育成に努めるとともに、各地域で消防団への参加を促すものとする。

2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

ア 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施

イ 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

(2) 構成員に対する教育・啓発

県や市の人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■市民が実施する対策

1 県・市の防災人材育成事業等への参画

市民は県や市が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力に努める。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

【主担当部】
・総務対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
・自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対して、要配慮者対策などの課題がある。



【この計画がめざす状態】
・「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位で自主防災組織等の結成を促進するとともに育成・強化を推進する。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の結成推進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	市民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	他地域の自主防災組織等の防災関係団体、地域住民	(1) 自主防災活動の活性化
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 自主防災組織の現状

市内の自主防災組織のカバー率は、全体で62%であり、組織率100%を目指し、指導・支援していくものとする。

2 地域住民（自主防災組織）を対象とする対策

- (1) 自主防災組織には、市の地域防災計画との連携を保った地区防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。
- (2) 自主防災組織への女性の参加促進など組織を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努めるものとする。
- (3) 組織体制

自主防災組織は、地域住民の基礎的な組織である自治会単位を基本とする。

災害時の自主防災活動の体制としては、基本的には情報収集班、初期消火班、救出救護班、避

難誘導班、給食・給水班等とする。

(4) 活動計画に定める事項

自主防災組織の平常時と災害時における活動計画は、以下の項目について定めるものとする。

状況区分	活動項目
平常時における活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及 ・ 防災予防計画の策定 ・ 組織の編成及び任務分担 ・ 自主防災訓練の実施 ・ 資機材等の点検、整備
災害時における活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民に対する情報の伝達 ・ 火災発生時における初期消火 ・ 被災者の救出・救護 ・ 要配慮者の避難誘導 ・ その他の防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動協力

(5) 平常時の具体的な活動指針

項目	活動方針の具体的内容
防災知識の学習	正しい防災知識を一人一人がもつよう、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な内容は、風水害等の知識・情報、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。
計画的な防災活動	自主防災組織の活動について定期的に十分話し合う機会を設け、地域の危険度を確認し、それぞれの地域に合った実践的な防災活動について検討を重ねる。同時に、防災点検の日を設けるなどして、家庭と地域を結びつけた防災活動を計画的に実施する。 また、地域内の要配慮者への対応に当たっては、個人情報保護の観点から、要配慮者及びその世帯主等の意見を尊重し、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携により、地域の実情にあった対応に努める。
自主防災組織の地区防災計画の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
防災訓練の実施	総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、事業所等の防災組織、市、消防団、防災関係機関等と有機的な連携をもって行う。また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集及び伝達の訓練 ・ 出火防止及び初期消火の訓練 ・ 避難訓練 ・ 救出及び救護の訓練 ・ 炊き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(6) 自主防災組織への支援

ア 自主防災組織の活動に必要な資機材の整備について助成を行う。

イ 自主防災組織の育成、活性化を図るため、各地域のコミュニティ活動の中心となっている人や専門的知識を持つ人などから人材を発掘し、県と連携して研修会等を開催し、災害時に中心的な役割を担う防災リーダーを育成する。

(7) 個別指導・助言

自主防災組織の活性化、効率的な組織運営等を推進するため、組織編成や活動内容に関する相談を受け、活動に対する指導・助言を行う。また、整備されていない地域については、自治会長会を通じて組織づくりを啓発していく。

(8) 自主防災意識の啓発

自主防災組織の活動に対して、できるだけ多くの住民が参加できるよう、啓発活動や啓発パンフレットを活用し、地域の連帯感の醸成に努める。

(9) 消防団との連携

自主防災組織と消防団の間で災害時の対策について、平常時から連携するよう推進し、災害時に協働して活動が行えるよう指導するものとする。

3 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の消防組織については、災害を考慮した防災活動強化を図るとともに、各事業所において、防火管理者を中心に防災組織づくりを行い、資機材の整備、訓練の実施、自主的な防災体制の整備を図る。また、危険物施設において自衛消防組織が義務づけられている事業所においては、関係法令に従って自主防災体制の整備を図る。

4 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

5 市民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、地域の消防団等との連携を強化する等により、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催への参加、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、市消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

(2) 地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」にもとづき、事業者や公務員、大学等と消防団活動において協力・連携を図る。

また、教育訓練の標準化により消防団活動の質的向上に努めるとともに、地域の自主防災組織等に対して教育訓練の指導的な役割を果たすものとする。

■市民が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

市民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

- (1) 地域の防災力を高めるため自主防災組織を結成し、平常時から訓練等の実施に努める。また、自主防災組織の結成にあたっては、住民の日常生活上、基礎的な地域として一体性を有し、かつ住民の連帯感が得られる程度の規模（自治会等）とする。
- (2) 事業所単位の自衛消防組織等

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、風水害等を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災体制の確立に努める。

第4節 ボランティア活動の促進

【主担当部】
・福祉対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、市内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。



【この計画がめざす状態】
・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援する。
・行政、ボランティア関係機関、災害ボランティア・グループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等
	防災活動に取り組むNPOボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援
	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 災害ボランティア等への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

実際の災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、市及び関係団体とボランテ

ィア間の情報共有が求められる。そのため平常時においても情報を共有する場が必要であり、ボランティアの活動情報を活用し、ボランティア活動の促進を図る。

また、組織化されていないボランティアの活用や受け入れ側の体制整備が重要であることから、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制整備など、災害時の具体的な対応マニュアルを策定して、市及び防災関係機関等の体制づくりを推進する。

(2) ボランティアの受入にかかる協力関係・連携体制の構築

市等の災害ボランティアセンター等の市域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

特に、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、市民活動団体等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害ボランティア間のネットワーク化を支援する。

一般ボランティアとの連携体制の整備も重要であり、県や関係各団体、機関と連携し、ボランティアに関する普及啓発を行い、市民に積極的な活動参加を図るとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録など、体制の整備に努める。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

ア 災害ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成・研修等を行い、組織化を促進する。

イ 実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

2 NPO・ボランティア等を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 市民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへ参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、市民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

4 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) アマチュア無線
- (9) その他

■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策

1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- (1) 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施
- (2) 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

2 市等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

市等が災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受け入れにあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

■市民や企業が実施する対策

1 企業の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 市民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

【主担当部】
・都市整備対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
・企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。



【この計画がめざす状態】
・企業・事業所の事業継続計画（BCP）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成支援 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛消防組織の活動支援
	自主防災組織、自治会等	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
企業・事業所	市（自主防災組織、自治会等）	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災ネットワーク	関係企業・事業所	(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
自主防災組織、自治会等	企業・事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
企業・事業所	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1) 防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■市が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成支援

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成を支援する。

特に洪水や土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたBC

P策定・点検の促進に努める。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難者の受入や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

2 自主防災組織、自治会等を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<ライフライン事業者が実施する対策>

1 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

災害時において発生する電気・ガス・水道・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■企業・事業所が実施する対策

1 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画(BCP)の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の暴風対策や浸水対策等の安全性の確保及び二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

3 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。

4 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

(1) 自然災害から、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。

(2) 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- (1) 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- (2) 業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難者の受入や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

1 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やBCP作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

■自主防災組織、自治会等が実施する対策

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

【主担当部】

・教育対策部、福祉対策部、健康こども部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・学校における校舎周辺並びに通学路等における風水害時のリスクの把握、警報発表前の休校等判断基準の整備や非常時の避難対策などの取組、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携が十分とはいえない状況にある。
また、保育園における防災対策についても同様の状況にある。



【この計画がめざす状態】

・すべての学校や園などにおいて風水害時のリスク把握が行われており、警報発表前の休校判断基準が整備され、非常時の児童生徒等や教職員の避難対策等により安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等並びに家庭や地域への防災啓発が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	公立小中学校	(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設の安全点検 (3) 児童生徒等の安全確保
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進
	公立保育園 公立子育て支援センター 児童福祉施設等	(1) 施設内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 施設の安全点検 (3) 園児及び利用者等の安全確保 (1) 児童福祉施設等の防災対策の推進
民間の保育園・児童福祉施設等の管理者	保育園、児童福祉施設等の管理者	(1) 民間の保育園・児童福祉施設等の防災対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■市(公立小中学校等)が実施する対策

1 公立小中学校や児童生徒等、教職員を対象とした対策

(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、洪水ハザードマップや土砂災害危険区域図等を確認し、台風や大雨時に学校施設や通学路等で起こりうる災害について把握するとともに、これに対応した防災計画の策定や防災訓練の

実施に努める。

(2) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を行い、必要な補修を行う。

(3) 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

また、あらかじめ暴風警報等の発令や交通機関の運休等が見込まれる場合等について、休校基準となる警報発令前であっても事前に臨時休校とするための判断基準の策定を検討する。

(4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等を活用した防災教育を継続して行う。

(5) 教職員の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、全ての基本研修で防災研修を実施する。

(6) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 公立小中学校所在地域及び市民を対象とした対策

(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行うなどして、事前に検討しておく。

3 児童福祉施設等の防災対策の推進

公立保育園等の児童福祉施設については、公立小中学校に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、公立小中学校に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導する。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

■ 県立学校、民間の保育園・児童福祉施設等の管理者が実施する対策

1 民間の保育園・児童福祉施設等の防災対策の推進

公立小中学校・保育園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努める。

2 県立学校いなべ総合学園高等学校の防災対策の推進

公立小中学校に準じた防災対策を講じるよう努める。

■ 保護者・児童生徒等が実施する対策

1 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

【主担当部】

・総務対策部、市民対策部、福祉対策部、農林商工対策部、教育対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取組が進んでいない。



【この計画がめざす状態】

・避難場所等の整備が進み、迅速な避難活動ができる。また、地域において避難所運営における弱者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、要配慮者の避難対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難の三類型の発令と住民に求める行動 (4) 避難指示基準の策定等 (5) 避難誘導対策 (6) 避難所運営対策 (7) 要配慮者対策 (8) 観光客、帰宅困難者等対策 (9) 孤立地域対策 (10) ペット対策

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織等	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者関連施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 避難訓練等への参加など地域の避難対策への協力 (2) 避難場所、避難所や避難方法の確認など (3) ペット対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 地域等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等、内閣府令で定める基準に適合するものを、洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

(2) 指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

指定緊急避難場所と指定避難所の指定基準及び相互の関係は、次に示すとおりである。

	指定緊急避難場所 (基本法第49条の4)	指定避難所 (基本法第49条の7)
定義	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
基準	安全な区域外にある施設については、以下の全てを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 被災者等を受け入れる適切な規模 想定される水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある 	以下の全てを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布できること 想定される災害の影響が比較的少ない 車両などによる輸送が比較的容易 (福祉避難所の場合) 上記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている 要配慮者が相談し、支援を受けられることができる体制が整備される 主として要配慮者を受け入れるための居室が可能な限り確保される
指定	災害種ごとに市長が指定	災害種を限らず市長が指定
備考	相互に兼ねることができる	

指定緊急避難場所一覧

避 難 場 所	所 在 地
北勢中学校	いなべ市北勢町阿下喜 2480
阿下喜小学校	いなべ市北勢町阿下喜 2562 番地 1
いなべ市役所駐車場	いなべ市北勢町阿下喜 40 番地
田辺農業振興センター	いなべ市北勢町田辺 745 番地 2
川原多目的集会所	いなべ市北勢町川原 916 番地
治田小学校	いなべ市北勢町東村 30-1
山郷小学校	いなべ市北勢町大辻新田 276
員弁西小学校	いなべ市員弁町笠田新田 607
員弁中学校	いなべ市員弁町大泉新田 1739
員弁東小学校	いなべ市員弁町大泉 1201
員弁運動公園体育館	いなべ市員弁町楚原 936
市之原公民館	いなべ市員弁町市之原 1178
大安中学校	いなべ市大安町石樽東 2977
石樽小学校	いなべ市大安町石樽南 611
丹生川小学校	いなべ市大安町丹生川中 1189
三里小学校	いなべ市大安町平塚 1247
藤原文化センター	いなべ市藤原町市場 493-1
藤原中学校	いなべ市藤原町市場 491
旧東藤原小学校	いなべ市藤原町石川 989
農業公園梅林公園直売所	いなべ市藤原町鼎 342
ふじわら保育園	いなべ市藤原町川合 770
いなべ市防災拠点	いなべ市北勢町阿下喜 86-1
いなべ市役所員弁庁舎	いなべ市員弁町笠田新田 111
いなべ市役所北勢庁舎	いなべ市北勢町阿下喜 2633
大安海洋センター体育館	いなべ市大安町梅戸 2341-1

指定避難所一覧

避 難 所	所 在 地
北勢中学校	いなべ市北勢町阿下喜 2480
阿下喜小学校	いなべ市北勢町阿下喜 2562-1
治田小学校	いなべ市北勢町東村 30-1
山郷小学校	いなべ市北勢町大辻新田 276
員弁西小学校	いなべ市員弁町笠田新田 607
員弁中学校	いなべ市員弁町大泉新田 1739
員弁運動公園体育館	いなべ市員弁町楚原 936
員弁東小学校	いなべ市員弁町大泉 1201
市之原公民館	いなべ市員弁町市之原 1178
大安中学校	いなべ市大安町石樽東 2977

石樽小学校	いなべ市大安町石樽南 611
丹生川小学校	いなべ市大安町丹生川中 1189
三里小学校	いなべ市大安町平塚 1247
笠間小学校	いなべ市大安町門前 561
藤原文化センター	いなべ市藤原町市場 493-1
藤原中学校	いなべ市藤原町市場 491
旧東藤原小学校	いなべ市藤原町石川 989
旧立田小学校	いなべ市藤原町古田 1618
農業公園梅林公園直売所	いなべ市藤原町鼎 717
ふじわら高齢者生活支援センターいこい	いなべ市藤原町川合 790
ふじわら保育園	いなべ市藤原町川合 770
田辺農業振興センター	いなべ市北勢町田辺 745-2
川原多目的集会所	いなべ市北勢町川原 916
大安公民館	いなべ市大安町大井田 2704
大安スポーツ公園体育館	いなべ市大安町大井田 2704
いなべ市役所員弁庁舎	いなべ市員弁町笠田新田 111
いなべ市役所北勢庁舎	いなべ市北勢町阿下喜 2633
大安海洋センター体育館	いなべ市大安町梅戸 2341-1

※福祉避難所については、資料編に掲載

※発災の時間帯や危険箇所等の状況に応じて垂直避難や自宅避難等による対応が適切な場合もある。
なお、福祉避難所については、資料編に掲載。

(3) 避難の発令と住民に求める行動

避難情報には2種類あり、それぞれが発令される状況と住民に求める行動は、次に示すとおりとする。

避難指示等一覧

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(4) 避難指示等の基準の策定・見直し

避難指示等に係る発令の具体的な判断基準等については、可能な限り定量的かつわかりやすい

ガイドラインの作成に努め、必要に応じて見直しを行う。

(5) 避難誘導対策

避難指示等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・他市町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

不特定多数の住民等が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施に努める。

(6) 情報収集体制の整備

防災気象情報の収集については、ガイドラインを参考とし、必要に応じ、地方気象台、国土交通省河川事務所、県建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握の体制整備に努める。

また、市長が気象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようにするなど、県や気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携が図れるようにしておく。加えて、同一の水系を有する上下流の市町間において相互に避難指示等の情報が共有できるよう、平素から連絡体制を整備する。

(7) 避難所運営対策

地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

また、ペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

(8) 要配慮者対策

地域の実情に応じた要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難支援計画の作成するように努める。

なお、避難行動要支援者名簿については、以下のとおり整備を進めるものとする。

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

区分		要件
高齢者等	一人暮らし高齢者	在宅の75歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当する者をいう。 (1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者 (2) 老人ホーム等の施設に入所していない者 (3) 常時居住している家屋に同居者がいない者 ※日中、独居高齢者については対象外
	高齢者世帯	75歳以上の世帯
	要介護高齢者等	介護保険の要介護1以上の者で、在宅で生活する者

障がい者	身体障がい者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15号第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である身体障がい者又は聴覚障がい者であって、次の各号いずれにも該当する者をいう。 (1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者 (2) 福祉施設等に入所していない者
	知的障がい者	昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」第2に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である知的障がい者であって、次の各号いずれにも該当する者をいう。 (1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者 (2) 福祉施設等に入所していない者
	精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級であって、次の各号いずれにも該当する者をいう。 (1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者 (2) 福祉施設等に入所していない者
その他	その他必要と認められる者	上記に準ずる者で、市長が必要と認めた者

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手は、災害時避難行動要支援者制度や「いなべ市 災害時避難行動要支援者支援計画」に基づき、個人情報保護に配慮しつつ所定の手続きによって行うものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される避難行動要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

エ 個別避難計画の作成

市は基本法第49条の14に基づき個別避難計画の作成に努める。ただし、前述する避難行動要支援者名簿に掲載する範囲が広く、必要な支援を行うため作成する対象者は以下の①及び②の該当者とする。また、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合はこの限りではない。

- ①災害区分 いなべ市内において土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に居住する者
いなべ市内において浸水想定区域内に居住する者

②対象者区分

区分	要件
要介護高齢者等	介護保険の要介護1以上の者で、在宅で生活する者
身体障がい者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15号第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である身体障がい者又は聴覚障がい者であって、次の各号いずれにも該当する者をいう。 (1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者 (2) 福祉施設等に入所していない者

知的障がい者	昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」第2に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である知的障がい者であって、次の各号いずれにも該当する者をいう。 (1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者 (2) 福祉施設等に入所していない者
精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級であって、次の各号いずれにも該当する者をいう。 (1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者 (2) 福祉施設等に入所していない者
その他必要と認められる者	上記に準ずる者で、市長が必要と認めた者

オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は基本法第49条の11第2項及びいなべ市災害時避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例に基づき、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。避難行動要支援者登録名簿に記載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲は市関係課、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、いなべ警察署、消防団、自治会、自主防災組織、福祉委員会とする。

これらの名簿情報は施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、登録者名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

カ 避難支援体制の整備

避難支援等関係者、介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者は安否確認、情報伝達、避難誘導、救助等の避難支援体制の整備に努める（災害時要配慮者避難支援制度における「避難支援者」と「地域支援者」に相当）。

キ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難支援等関係者に情報提供を行う場合は、個人情報適切に取り扱われるよう研修を実施し、必要に応じて報告させるものとする。

また、受領書だけでなく、確認書についても提出を求め、万が一不適切な取扱いが滞止められた場合においては直ちに提供を中止し、名簿情報の利用の中止、返還、廃棄その他必要な措置を命ずるとともに、当該避難支援等関係者の氏名及び住所を公表することができる。

ク 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難勧指示を行った場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページに加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。

ケ 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(8) 観光客、帰宅困難者等対策

地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

特に、市内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を進め、観光関連事業者等による避難誘導體制を検討する。

(9) 孤立地域対策

本市における災害時の孤立地域の予測は9箇所あり（表）、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておくものとする。

旧町名	集落	世帯数 (令和6年4月1日時点)
北勢町	川原	204
	千司久連新田	4
	二之瀬	53
	小原一色	39
	東貝野	126
	北中津原	107
	鼓	45
藤原町	古田	77
	篠立	152

ア 通信手段の確保

通信手段については、電話、アマチュア無線を有効に利用するほか、孤立予想地区の自主防災リーダーに対し、移動系無線など双方向可能な通信手段を講じていくなど、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

イ 避難

孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

また、土砂災害による二次災害の恐れやライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地域内で生活が困難な場合は、地域全員の集団避難を指示する。その場合は、ヘリコプターなどの避難手段を確保する。なお、集団避難を完了した後は、防犯対策等のため、必要に応じてパトロールを実施する。

ウ 備蓄

備蓄については、孤立地域内での生活が維持できるように、住民や自主防災組織に対し、食料品等の備蓄を指導促進に努める。集団避難の完了あるいは道路の復旧などにより孤立状態が解消するまでの間は、飲料水・食料・生活物資不足に備え、備蓄品の確保を行う。地域住民は食料品等を相互に融通しあい、救援物資が到着するまでの間、炊き出し等を行い、できる限り地域内で自活することを考慮しておく。

食料品、物資等が不足する場合は、地域住民の生活維持のため、ヘリコプター等の手段による飲料水、食料品、生活必需品等の搬送を実施する。

エ 輸送路の緊急復旧

地域の建設事業者の協力を得て、応急工事に着手し早期復旧に努める。

(10) 避難所外避難者対策

車中泊や軒先避難等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

■ 自主防災組織や関係施設等が実施する対策

1 自主防災組織等地域の対策

(1) 地域の避難対策の推進

市が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

2 要配慮者関連施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市の福祉避難所の指定に協力する。

3 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

4 観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■市民が実施する対策

1 避難指示発令時等における避難行動の検討

居住する地域に高齢者等避難や避難指示が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

また、自宅にとどまる場合には、想定される災害に応じ、たとえば土砂災害については、山側とは反対側の2階の部屋に待避するなど、地域で起こりうる災害の想定を踏まえ、自宅が災害に巻き込まれた場合でも、最低限、身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討に努める。

2 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、要配慮者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。

第3章 風水害に強いまちづくりの推進

第1節 水害予防対策の推進

【主担当部】

・情報対策部、建設対策部、各施設等管理者

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・河川整備の遅れ等により、台風や大雨時に水害が生じるおそれがあり、また、市における避難指示等発令基準の設定や国・県の避難判断情報の提供・助言体制の整備が十分でない。



【この計画がめざす状態】

・河川が適切に整備され水害被害の軽減が見込まれるとともに、市と国・県における避難判断時における連携体制が確立し、非常時に避難指示等を適切に発令できている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市	住民等	(1) 河川の整備 (2) 施設の維持管理 (3) 避難判断情報等の提供体制 (4) 水防体制の整備 (5) 湛水防除対策 (6) 老朽ため池対策
その他の防災関係機関		(1) 河川の整備 (2) 施設の維持管理 (3) 避難判断情報等の提供体制 (4) 水防体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 河川の整備

(1) 河川のソフト対策の促進

近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から県が実施しているハード対策に加え、避難判断の参考となる雨量、水位等の情報把握に努めるとともに、県が策定する浸水想定区域を活用したハザードマップを作成する等、ソフト面からの減災対策を実施する。

2 施設の維持管理

(1) 巡視・点検の実施

各施設管理者はマニュアル等に基づく巡視・点検を行い、施設等の状況を的確に把握するとともに、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努める。

(2) 維持工事の実施

巡視・点検により、対策が必要になった施設の維持修繕工事を実施し、適切に維持管理する。

3 避難判断情報の収集

県から、河川の危険水位情報等、市が避難指示等を判断するために必要な情報を収集する体制

を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

4 避難判断基準の設定

県から提供を受けた河川の危険水位情報等に基づき、避難指示等を発令するための基準の設定に努める。

5 湛水防除対策

近年、局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に水被害が起こることが想定されているため、その防除事業が必要になっている。県と協力して市内の湛水防除事業実施地区に対する、排水機、排水路、樋門及び堤防の防災施設の整備事業を計画的に施行する。

6 老朽ため池対策

本市には、ため池が多数あり、農業用水施設等の役割を果たしている。これらの多くは200～300年前に築造されたもので、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐が老朽化して機能が衰微しており、堤体からの漏水もあり、決壊の危険性がある。そのため、災害予防上緊急度の高いものから改修（補強）事業を実施する。

なお、ため池改修事業は、その規模に応じて県と市事業に分けて実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<県が実施する対策>

1 河川の整備

「<市が実施する対策> 1 河川の整備」に準じる。

2 施設の維持管理

「<市が実施する対策> 2 施設の維持管理」に準じる。

3 避難判断情報等の提供体制

(1) 水防法に基づく水位設定

県管理水位周知河川について、水防法に基づき、適切な水位設定及び周知を行う。

(2) 市への技術的助言を行うための連絡体制の設定

市から、基本法第61条の2の規定に基づく避難指示に関する技術的助言を求められた場合に備え、県と市との間に発災時における連絡体制を事前に定めるよう努める。

第2節 地盤災害防止対策の推進

【主担当部】

- ・建設対策部、農林商工対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・大雨等に伴い発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、また、土砂災害にかかる避難対策が進んでいない。



【この計画がめざす状態】

・地盤災害の対策に資する事業が着実に進められるとともに、発生危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難指示や土砂災害緊急情報等を発令・伝達できる体制の整備が適切に図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 土砂災害対策 (2) 土砂災害警戒区域等における避難体制の構築 (3) 宅地災害の防止 (4) ため池改修事業 (5) 県の土砂災害防止事業への連携協力

第3項 対策

■市が実施する対策

1 土砂災害対策

(1) 砂防事業

市内には土砂災害危険箇所が分布しており、土石流防止対策としては、県と連携して危険渓流を把握するとともに、砂防堰堤の設置等の工事を実施するほか、土石流危険渓流の箇所表示及び避難体制の技術指導を講ずるものとする。なお、危険箇所については資料編に記載する。

(2) 地すべり防止事業

地すべりは、その判定が難しいため、軽率に工事を進めると災害を誘発することになるため、地形及び地質調査を慎重に行った上で県と連携して適切な防災工事の実施を促進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

市内における急傾斜地で、被害を及ぼすおそれのある地域は緊急度の高いところから県と連携して順次防止工事を実施する。

2 土砂災害警戒区域等における避難体制の構築

土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに、指定区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害防止のための警戒避難体制の整備等に努めるものとする。

なお、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、次の区域である。

(1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊のおそれなどがある、主として次の区域。

ア 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

- イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域
このほか、土石流の発生のおそれのある溪流において扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域、及び地滑り区域と地滑り区域下端から地滑り地塊の長さに相当する距離の範囲内の区域も該当する。

(2) 土砂災害特別警戒区域

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

土砂災害特別警戒区域に指定された区域内では、次の制限等がある。

- ア 特定の開発行為に対する許可制
- イ 建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する病院、老人ホーム等の施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、これら施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

3 宅地災害の防止

(1) 計画方針

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) 現況

宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の地域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、県が審査のうえ許可及び完了検査を実施している。

また、宅地災害が発生する恐れがある場合には、勧告・改善報告命令などの措置を行うため、県に協力する。

(3) 事業計画

ア 宅地防災月間

地域住民及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、県が定めた宅地防災月間（5月）には開発施行区域を中心に県と連携して巡視を計画的に行い、現地での適切な指導を行う。また、広報活動を実施して市民へのPRに努める。

イ 危険区域住宅移転事業の推進

土砂災害警戒区域又は、建築基準法第40条の適用区域に存する危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

4 ため池改修事業

市内のため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、多くは、江戸時代以前に築造されたものが多く、堰堤及び洪水吐き等の老朽化が著しく、地震や集中豪雨による決壊の危険性があるため、耐震及び老朽化対策の改修工事を実施する。

6 県の土砂災害防止事業への連携協力

県土整備部や農林水産部は、砂防事業や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、治山事業、宅地災害の防止、液状化対策等を実施しており、これらの市内該当箇所について県と連携して円滑な事業の推進に努めるものとする。

7 土砂災害関連情報の収集

気象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるための発災時における連絡体制の整備に努める。

8 避難判断基準の設定

収集した土砂災害関連情報に基づき、避難指示等を発令するための基準の設定に努める。

9 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

第3節 農地・森林の防災対策の推進

【主担当部】
・農林商工対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
・農地・森林における防災対策が十分でなく、風水害発生時に大きな被害を生じるおそれがある。



【この計画がめざす状態】
・農地・森林における防災対策が進み、風水害発生時であっても、被害の軽減が図られる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 農地の防災対策 (2) 森林の防災対策 (3) 災害時の農作物等被害軽減対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 農地の防災対策

(1) 基幹水利施設の補修

国営又は県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的施設について、緊急に必要な補強工事を支援することにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。

(2) 農業水利施設の保全対策

農業水利施設について、不具合が生じる前に機能診断を適切に行うとともに、劣化の予防的な保全対策を実施し、施設管理の合理化を図る。

(3) 排水機場の整備

局地的大雨や台風時の人家や農地等への湛水被害を防止する排水機場の整備により、浸水被害の被災を軽減し、安全性の確保を図る。

(4) 防災ダム・防災ため池の整備

河川の上流に洪水調節用ダム(余水吐その他の附帯施設を含む)の新設又は改修や、既設の農業用ため池への洪水調節機能の賦与及び改修等を支援し、下流沿岸耕地及び農業施設等の洪水被害を防止する。

2 森林の防災対策

(1) 流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの素因となっていることから、荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための治山施設等を緊急度の高いものから計画的に施工する。

また、局地的大雨による災害は、市民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について住民への周知を図るよう努めるとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施する。

(2) 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の改良・整備を推進する。

3 災害時の農作物等被害軽減対策

(1) 稲種子の確保

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重県米麦協会との連携強化に努める。

(2) 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

(3) 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

ア 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術

イ 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

(4) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所において、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）を行うほか、市農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の伝達指導を行う。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

【主担当部】

・総務対策部、建設対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・大規模災害時の陸上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、風水害や広域支援を想定した検証が十分でない。



【この計画がめざす状態】

・広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、風水害時における陸上及び航空輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
輸送・運搬等を担う 防災関係機関等	県及び関係機関等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

なお、防災上の拠点となる施設は以下のとおりである。

ア 第1次

- ① 桑名地域防災総合事務所（桑名庁舎）
- ② 広域救護活動等の拠点（陸上自衛隊駐屯地）

イ 第2次

- ① 市内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（いなべ市防災拠点倉庫・員弁運動公園倉庫）
- ② 道路管理の拠点（国土交通省、中日本高速道路株式会社の各事務所）
- ③ 救援物資等の備蓄・集散上の拠点（広域防災拠点施設及びヘリポート）
- ④ 救援活動等の拠点（警察署、消防署）
- ⑤ 医療活動の拠点（災害拠点病院）

ウ 第3次

- ① 鉄道輸送の拠点
- ② 広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点

(2) 陸上輸送対策

ア 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会における緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

イ 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、低地を通過する道路、鉄道等のアンダーパスなど、風水害時に冠水のおそれがある箇所をあらかじめ把握し、広く市民へ周知を図るとともに、代替路を確保する。その上で、発災後の速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制を構築する。

そのために、道路管理者は、国、県、周辺市町及び建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに、資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行う。

発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

ウ 放置車両等の対策強化

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、必要に応じて、区間を指定して以下を実施する。

- ① 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令
- ② 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

また、道路啓開のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、必要に応じて、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分する。

(3) 航空輸送対策

ア 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図る。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ（一社）三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定の締結を図る等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■その他防災関係機関が実施する対策

<（一社）三重県トラック協会の対策>

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

ア 協会員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づく体制の確立

ア 市が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

<その他協定締結事業者及び事業者団体の対策>

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

ア 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 協定に基づく体制の確立

ア 協定における市と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。

イ 協定に基づき、災害時に市から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。

ウ 市が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

【主担当部】

・総務対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・風水害の規模等によっては、災害対策本部の情報収集や応急対策が追いつかず、混乱を生じるおそれがある。また、災害対策応急活動等に必要な設備が機能しない、備蓄物資や資機材が不足する等のおそれがある。

【この計画がめざす状態】

・どのような風水害が発生しても、災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、災害応急対策活動等に必要な設備や備蓄物資、資機材等が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 災害対策本部機能等の整備・充実 (2) 市災対本部体制の整備 (3) 職員への防災教育・防災訓練の実施 (4) 職員の防災対策の推進
	消防関係機関	(1) 消防力の強化

第3項 対策

■市が実施する対策

＜市(災害対策本部)を対象とした対策＞

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保、浸水対策などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄等

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、市災対本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

また、三重県石油商業組合と連携し、発災後に石油類燃料が確保できるよう努める。

(3) 現地災害対策本部の整備

市本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い施設等を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、人員、備蓄物資を含めた体制を整備する。

(4) 本部と水道部庁舎との防災情報システムの活用

本庁舎と水道部庁舎での防災運営が必要となるため、相互の災害時通信や情報の共有化システム等について活用する。

2 市災対本部体制の整備

市及び防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、市災対本部体制等の整備を図る。

(1) 初動体制の整備

ア 動員計画の策定

災害時における職員の動員計画を定め、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について計画しておく。

イ 非常参集体制の整備

参集基準を明確にし、職員の非常招集体制の整備を図る。また、連絡手段や参集手段の確保のため、職員安否情報システムを整備する。

ウ 活動マニュアル等の整備

必要に応じて活動マニュアルの作成に努め、活動手順、使用資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連絡等の徹底を図る。

(2) 市災対本部・対策室等の整備

以下の点に留意して対策本部・対策室等の整備を行う。

ア 災害時に備えた自家発電設備及び電話・FAX・インターネット・衛星携帯電話の回線の確保

イ 市災対本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の構築

ウ 市民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、各庁舎に情報提供用のスペースを設置する。

3 職員への防災教育・防災訓練の実施

(1) 職員への防災教育・防災訓練の実施

市職員は、災害対策に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう防災危機管理ハンドブックを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

ア 職員等が果たすべき役割

イ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

ウ 職員が各家庭において実施すべき防災対策

エ 気象情報に関する知識

オ 風水害に関する知識

4 職員の防災対策の推進

職員は、「第1章第1節 市民や地域の防災対策の促進」において市民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに市の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

＜消防機関を対象とした対策＞

1 消防力の強化

風水害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防団員の充実・資質向上等

地域における消防防災の中核である消防団の充実及び資質の向上を図るとともに、消防団員の育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。また、県消防学校が行う消防団員を対象とした教育訓練への参加を支援する。

(2) 消防用施設等の整備の推進等

風水害防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防自動車、消防用施設・設備等の整備を推進する。

(3) 消防水利の確保対策

災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

【主担当部】

・総務対策部、情報対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・発災直後(特に夜間等)の市災対本部、県の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。



【この計画がめざす状態】

・いかなる状況において災害が発生しても、市災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、市、防災関係機関において整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
通信事業者、放送事業者等		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市(災害対策本部)を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

イ 防災情報伝達システムの整備

有線通信や携帯電話も含め、要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める(以下は主な伝達手段)。なお、通信施設の整備、維持管理にあたっては、保守点検の徹底や設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

- ① コミュニティエフエム
- ② J-ALERT(全国瞬時警報システム)
- ③ インターネット
- ④ 携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信
- ⑤ テレビ、ラジオ
- ⑥ 広報車
- ⑦ 緊急速報メール(エリアメール等)
- ⑧ 防災アプリしらせえる

ウ GISの活用

ハザード情報や公共機関、医療機関、広域災害救急医療情報システム（EMIS）などの情報、及び災害応急体制時にも活用出来るような、市のGISへの防災情報の掲載など防災情報システムの構築を目指す。

エ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

2 防災関係機関（通信事業者、放送事業者）を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話（株）三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 非常通信確保のための点検

防災関係機関は、自家発電用設備等、移動無線、可搬型無線機の保守点検に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、放送事業者）

<通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<放送事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 放送施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

【主担当部】
・福祉対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
・大規模な風水害の発生に対応できるような医療・救護体制が整っていない。



【この計画がめざす状態】

・大規模な風水害の発生時には医療救護需要が多量、広範囲に発生することが想定され、即応体制が要求されるため、対応できる応急医療体制並びに災害時に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備
	市民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■市が実施する対策

<災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策>

1 医療・救護体制の整備

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、下記の中から、あらかじめ候補地を選定しておくとともに、市民への周知を図っておくものとする。また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

- ア 災害拠点病院(いなべ総合病院)、二次救急医療機関、診療所等
- イ 公共施設及び空地

(2) 自主救護体制の確立

救護所の設置、救護班の編成、出動については一般社団法人いなべ医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておくものとする。なお、桑員地域災害医療対策部会に参加し、情報共有に努める。

(3) 医療体制の整備

ア 災害現場におけるトリアージ体制の検討

大規模災害発生時には、被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員や消防団員等によるトリアージが実施できるよう、県と連携して教育、研修体制の検討を行う。

イ 医療救護班の編成

医療救護班の編成については、「第4部第3章第2節 医療・救護活動」に定めるところによる。

(4) 後方医療体制の整備

ア 災害時における医療機関相互の連携体制の整備

同時多発の人命救助、医療救護を可能とするため救護所におけるトリアージや適切な治療を受けられるよう、その負傷の程度に応じた医療機関への搬送など、医療機関相互連携体制の整備充実を図るよう努める。

また、災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

イ 負傷者の搬送

手術等を要する負傷者を後方医療機関へ迅速に搬送するため、防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター等の有効活用を図る。

風水害被害等により重傷者が発生した場合は、いなべ総合病院の協力を得るとともに、県を通じて防災ヘリコプター等による傷病者の救急搬送や災害医療派遣チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

ウ 緊急時に即時対応できるよう、正確な治療情報システム化の促進を図るよう努める。

(5) 医薬品等の確保

ア 医薬品・衛生材料等の備蓄

災害直後の初動期に必要な医薬品・衛生材料等は、市内の医薬品卸売業者による流通備蓄や市の備蓄を強化することで対応を図る。

イ 医薬品・衛生材料等の調達・分配

市が調達協定を結んでいる医薬品卸売業者や市の備蓄で一時的に対応し、不足分については、県が備蓄している医薬品・衛生材料等の提供を要請する。また、救護所等で使用する医薬品の調達方法について、あらかじめ確認をする。

(6) 医療マンパワーの確保

一般社団法人いなべ医師会と連携するほか、看護協会等と連携し、潜在的な有資格者のうち協力可能な者の把握に努める。

(7) 医療・救護機能の確保

災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

市長は、あらかじめ医療施設の利用について一般社団法人いなべ医師会等と十分協議し、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

2 関係機関との協力関係の構築

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社三重県支部、一般社団法人いなべ医師会などとの関係機関の応援を要する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で綿密な協力体制を構築する。

<市民を対象とした対策>

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

市の「医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

県の「医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

市の「医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■市民が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

第4節 応援・受援体制の整備

【主担当部】

・総務対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・市外の地方公共団体等からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受入体制の整備が十分でない。



【この計画がめざす状態】

・市内に広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また、災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外市町村との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備 (5) 広域的な応援・受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市(災害対策本部)を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

特に、「桑員地域2市2町における危機発生時の相互応援」に関する協定により、食料・飲料水及び生活必需品や資機材の提供、避難所・傷病者の受入れ、職員の派遣などにおいて、危機発生時の迅速かつ的確な対応がとれるよう体制の整備に努める。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

既に締結している相互応援協定に基づき（東近江市との「危機発生時における相互応援に関する協定書」等）、連携体制の整備を図る。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

市が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

(5) 広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害においては、全国規模での救援や復旧活動等に対する応援・受援が必要なことから、平常時から広域防災を想定した体制の整備に努める。緊急輸送ルートのほか、救助・救急、消火、医療、物資、燃料等に関する活動計画を県域や北勢地域で検討するものとする。

本市では東海環状自動車道の建設が進められており、今後、東海地方の中で物流等の活性化が見込まれている。また、広域防災拠点の観点から北勢地域は県全体を統括するエリアとされ、重要な位置を占めていることを踏まえ、広域的な応援・受援体制及び拠点の整備を進めることとする。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

大規模災害発生時においては、消防、警察、自衛隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等の実働機関が効果的な活動を迅速に展開する必要があることから、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、部隊間の相互協力を行うこととする。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を図る。

第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進

【主担当部】

・総務対策部、情報対策部、建設対策部、水道対策部、市民対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が不十分で、各々の機関の個別の防災対策活動に頼ったライフライン対策にとどまっている。



【この計画がめざす状態】

・ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	施設利用者	(1) 上水道施設(市管理)を対象とした対策 (2) 下水道施設(市管理)を対象とした対策

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客自動車運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
三重県石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 協定に基づく体制の確立

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 上水道施設(市管理)等を対象とした対策

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の関係者等との連絡、協調に努める。水道施設や配水管の整備、また事業体間相互の連絡協力体制の強化に努めるものとする。

(1) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(2) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市の運搬給水への支援策として、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

「三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21締結）」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書（H7.12.1締結）」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

(3) 浸水対策の実施

県が作成する河川の浸水想定区域図や市が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

2 下水道施設(市管理)を対象とした対策

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずるとともに、市においても同様の措置が講じられるよう指導する。

(1) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保存（保管）する。

(2) 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

(3) 浸水対策の実施

洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

■ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあら

かじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

<LPガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

(一社)三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

<通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の

配置計画等について、検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<三岐鉄道株式会社の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 帰宅困難者対策等
- オ 関係者の非常参集
- カ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

ア 気象情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその雨量等により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

また、洪水浸水想定区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社・三岐鉄道株式会社）の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の乗客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 帰宅困難者対策等
- オ 関係者の非常参集
- カ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

- ア 気象情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ウ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその雨量により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<三重県石油商業組合の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

ア 災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ア 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討す

る。

3 協定に基づく体制の確立

(1) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

- ア 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における市と組合との連絡体制の整備を図る。
- イ 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に市から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について整備を図る。

■市民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

市民は、風水害によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

第6節 防災訓練の実施

【主担当部】

- ・総務対策部、各防災関係機関

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・台風の大型化や局地的大雨の頻発など、これまでとは風水害の様相が変わりつつあるが、この実態に即した実践的な訓練が実施できていない。
- ・また、地域ぐるみで災害に対処するための体制づくりができていない。



【この計画がめざす状態】

- ・県・市をはじめ、防災関係機関と地域住民、企業が連携し、様々な自然災害を想定した実践的な防災訓練を日常的に行っており、地域の防災力が日に日に高まっている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画
	自主防災組織等	(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 市等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
市民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策

(1) 多様な防災訓練の実施

地域の特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

市及び防災関係機関は、近隣市町等の防災関係機関と相互に連携して防災活動を行うため、災害に備え年1回以上の防災訓練を実施し、防災機能の向上を図るとともに、地域住民等の参加を求め、要配慮者対策を含めた広範な防災意識の高揚に努める。

ア 総合防災訓練

防災週間（8月30日～9月5日）中の防災の日（9月1日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）中の防災とボランティアの日（1月17日）、及び土砂災害防止月間（6月1日～30日）を中心に国、市、その他の防災関係機関及び地域住民等の協力により総合防災訓練を実施する。

イ 通信連絡訓練

災害時における防災活動を的確に行うためには、正確な情報を迅速に伝達、収集することが重要であるが、有線通信系が途絶したり無線通信設備に支障が生じることも予想されることから、各機関が所有する通信施設を活用し、円滑な通信の運用を確保するため訓練を実施する。

ウ その他の訓練

市及び防災関係機関は、災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努めるものとする。

(2) 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。

(3) 防火防災訓練災害補償等共済制度

市が行う防災訓練に参加した市民に負傷者が発生した場合の救済措置として、防火防災訓練災害補償制度に加入しておくものとする。

(4) 県の防災訓練への協力・参画

市は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

2 自主防災組織等を対象とした対策

(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。

■企業・事業者等の対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

■自主防災組織等の対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練や、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した訓練になるように工夫する。

また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 市等の防災訓練への協力・参画

市等が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

■市民が実施する対策

1 地域等における防災訓練への参画

地域等の避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練への参画に努める。特に要配慮者を持つ家族等においては、積極的に訓練に参画するよう努める。

第7節 災害廃棄物処理体制の整備

【主担当部】

・市民対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・現在の災害廃棄物処理計画は、広域的な大規模災害を想定した計画としては不十分である。



【この計画がめざす状態】

・大雨、竜巻、台風等の風水害に伴い発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体系が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 災害廃棄物処理計画の策定 (2) 広域的な協力体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害廃棄物処理計画の策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、「災害廃棄物処理計画」を策定し、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について定めるものとする。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、ブロック内幹事市（桑名市）は県と必要な調整を行い、市は広域的な協力体制に努める。

(2) 応援体制の整備

市は、風水害による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

市は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

3 廃棄物処理施設の風水害対策等

(1) 管理体制

一般廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から風水害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

第6章 特定自然災害への備え

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

【主担当部】

・総務対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・局地的大雨や竜巻などの事前に発生場所や発生規模の予測が難しく、公助での対応が困難な風水害に対し、対策の鍵となる市民や事業者による自助の備えや対応を促すための対策が十分でない。



【この計画がめざす状態】

・局地的大雨や竜巻などに対する公助としての事前の防災・減災対策が適切に進められるとともに、これら災害が発生した際に、市民や事業者が適切な行動を取るための備えが進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市	県・市民	(局地的大雨対策) (1) 河川、下水道及び道路の適切な維持管理 (2) 情報収集・伝達体制の整備 (3) 洪水ハザードマップの作成 (4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用 (5) 都市型水害に強い土地利用の推進 (6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発 (7) 排水機場の整備 (8) 農林業への被害防止 (竜巻等突風対策) (1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備 (2) 農林業への被害防止 (3) 住民等の意識啓発 (雪害対策) (1) ライフライン施設等の機能の確保 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (3) 道路除雪対策 (4) 農林業への被害防止
ライフライン関連機関、廃棄物処理施設		(局地的大雨対策) (1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保
津地方気象台		(竜巻等突風対策) (1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策
ライフライン施設等		(雪害対策) (1) ライフライン施設等の機能の確保

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
市民・事業者	(局地的大雨対策) (1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認 (2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得 (3) 建築物等の地階における避難体制の整備 (竜巻等突風対策) (1) 住居・施設等の予防対策 (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の取得 (雪害対策) (1) 車両の事前防護措置

第3項 対策

■市が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 河川、下水道及び道路の適切な維持管理

市管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

市管理下水道施設について、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

市管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険個所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。

また、これらの情報の県や防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討する。

(3) 洪水ハザードマップの作成・活用

県が作成する浸水想定区域図等を活用して洪水ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

(4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用

県が指定する土砂災害警戒区域等を基に土砂災害ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提供を行うとともに、土砂災害に関する防災訓練等への活用を図る。

(5) 都市型水害に強い土地利用の推進

浸水等のおそれのある区域については、都市的土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努める。

(6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

(7) 排水機場の整備

局地的な集中豪雨や台風時の人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため、湛水被害を防止する排水機場の維持管理を行う。

(8) 農林業への被害防止

局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(9) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が「<市民・事業者等が実施する対策> 1 局地的大雨対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

2 竜巻等突風対策

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻き状の上昇気流で、地上で強い竜巻が発生すると、猛烈な風により短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす場合があることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備

津地方気象台から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を市に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 農林業への被害防止

竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(3) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が「<市民・事業者等が実施する対策> 2 竜巻等突風対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

3 雪害対策

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立などの雪害対策について、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

ア 津地方気象台から、大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を市に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

イ 高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力による除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・点検を行うよう努める。

(2) 道路除雪対策

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

(3) 農林業への被害防止

降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努める。

(4) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が「<市民・事業者等が実施する対策> 3 雪害対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

■その他の防災関係機関等が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保（ライフライン関連機関、廃棄物処理施設）

電気、ガス、電話、上下水道、工業用水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について浸水対策を進めるとともに系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

2 竜巻等突風対策

(1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策

ア 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。

イ 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発により、竜巻等突風の監視・予測精度の向上が図れたことから、全国における竜巻注意情報の発表は令和元年6月から気象庁観測部（令和2年10月から気象庁大気海洋部）において実施している。

ウ 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報の発表に努め、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な提供に努める。また気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。

エ 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努める。

3 雪害対策

(1) ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン事業者は、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

■市民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、市民や事業者による自助の対策を重視している。

1 局地的大雨対策

(1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害危険箇所などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

(2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「警報・注意報」「早期注意情報（警報級の可能性）」「気象レーダー」「高解像度降水ナウキャスト」「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」や、「降水短時間予報」「解析雨量」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）などを学習するよう努める。

2 竜巻等突風対策

(1) 住居・施設等の予防対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムの活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講じるよう努める。

また、発災の際に、近隣の頑強な施設等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

(2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる）などを学習するよう努める。

3 雪害対策

(1) 車両の事前防護措置

降雪時においても車両を使用する市民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図る。

第3部 台風接近時等の減災対策

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 準備・警戒体制の確保

第1項 活動方針

○配備体制に応じて、市災対本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市災対本部の設置及び廃止	総務対策部	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)
市災対本部設置時の職員等(動員)配備体制	総務対策部	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)
市災対本部の組織及び所掌事務	各部	—	・各班、防災関係機関等

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市の活動体制

市の地域に災害発生のおそれがある場合は、市災対本部を設置し、災害対策活動を実施する。

必要に応じて、現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置を検討するとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

(1) 市災対本部

市災対本部は、市の地域に災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合に災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合、基本法第23条の規定に基づき設置する特別の組織である。また、その大綱は、いなべ市災害対策本部条例(平成15年いなべ市条例第12号)の定めるところによる。市災対本部の活動は、24時間対応を前提とし、ローテーションを組む等の計画をしておくものとする。

なお、市災対本部を設置した場合は、いなべ市水防本部の活動を包括する。

ア 市災対本部の設置基準

市災対本部は、次の場合にいなべ市役所内に設置する。なお、被害が局地的であり、かつ重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置することができる。

- ① 市内に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨（雪）又は洪水警報が発表されたとき。
- ② 市内に気象業務法に基づく大雨もしくは洪水注意報が発表された場合において、市長が必要と認めるとき。
- ③ その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めるとき。

イ 市災対本部の廃止基準

市の地域内に災害の影響がなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき（下記の状況）、本部は廃止される。

- ① 被害数値が概ね確定したとき又は被害が確認されなかったとき
- ② 災害救助法による応急救助が完了したとき
- ③ 指定避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等、当面の日常の場が確保されたとき
- ④ 災害援助資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- ⑤ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

ウ 本部の設置及び廃止

本部を設置、廃止したときは知事に報告するとともに、関係諸機関、隣接市町並びに地域住民に対し、コミュニティエフエムや緊急告知防災ラジオなど、下記に示す適当な方法で通知、公表する。

特に、市長が市本部を設置した場合、桑名地域総合防災事務所を経由して県（災害対策課）に報告するものとする。また、本部の標識をいなべ市役所内に掲示する。

通知先	通知の方法
庁舎内各部	内線、庁内放送、N T T電話、防災無線、災害対策システム
県知事	防災情報システム、県防災無線（地上系、衛星系）、N T T電話、デジタル簡易無線
いなべ警察署	県防災無線（地上系、衛星系）、N T T電話、市防災行政無線
桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）	県防災無線（地上系、衛星系）、N T T電話、市防災行政無線
その他防災関係機関	N T T電話
市民	コミュニティエフエム、ケーブルテレビ、広報車、登録制メール、緊急速報メール、市ホームページ
報道機関	N T T電話、F A X、Lアラート

(2) 本部事務局の任務

ア 本部員会議

災害対策本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、有事の場合は本部員2名の参集をもって会議を開催することができるものとする。また、概ね下記の次項を協議するものとする。

- ① 本部の配備態勢及び解除の決定に関する事
- ② 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事
- ③ 高齢者等避難、避難指示に関する事
- ④ 避難所の開設及び閉鎖に関する事
- ⑤ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関する事
- ⑥ 災害対策経費の処理に関する事
- ⑦ 災害救助法の適用に関する事
- ⑧ その他災害対策の重要事項に関する事

イ 関係機関連絡員の派遣要請

本部は関係機関に対し、本部設置の通知とあわせ、関係機関の連絡員の派遣を要請する。

ウ 災害対策現地本部

土石流、地滑り、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めるときは、災害現地に災害対策現地本部（以下「現地本部」）を設置することができる。

エ 組織及び運営

現地本部長は、本部長が副本部長又は本部員のうちから指名し、現地本部班を指揮監督するものとする。

現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部班があたることとし、その所掌事務は次のとおりとする。

- ① 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- ② 本部員に被災実態と応急対策の実施状況の報告
- ③ その他、本部長の特命事務

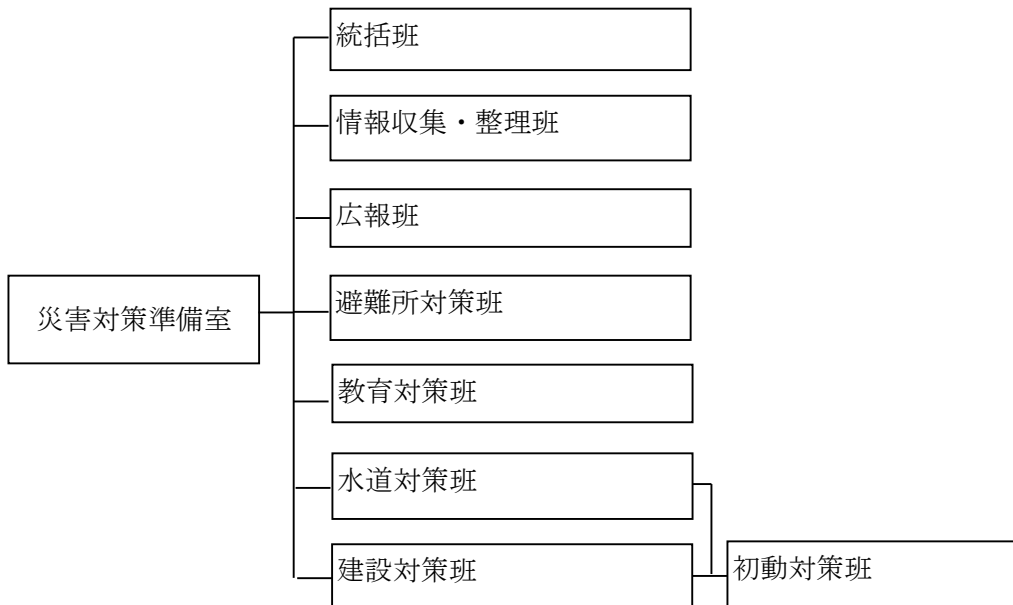
風水害対策時の配備基準等

種別	配備基準	配備内容、参集状況	配備要員
第一次配備	<p>準備態勢</p> <p>1 次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき。 (1) 強風（風雪）注意報 (2) 大雨（大雪）注意報 (3) 洪水注意報</p> <p>2 その他、市長が必要と判断したとき</p>	<p>○防災課及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡を円滑に行い、状況に応じて警戒態勢に入れる態勢</p> <p>○被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に実施</p> <p>○各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。</p>	<p>防災課</p> <p>総務部災害対策班</p>
	<p>初動態勢</p> <p>1 下記の自然現象により、土砂災害が発生又は予想されるとき。 (1) 時間雨量が15mmを超過したとき (2) 累積雨量が30mmを超過したとき (3) 気象情報等によりまとまった雨量が予想されるとき</p> <p>2 河川の氾濫注意水位を超過する恐れがあるとき</p> <p>3 その他、市長が必要と判断したとき</p>		
第二次配備（警戒態勢）	<p>1 次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 (1) 暴風（暴風雪）警報 (2) 大雨（大雪）警報 (3) 洪水警報</p> <p>2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生した又は予想されるときで本部長が必要と認めたとき。 (1) 河川の避難判断水位を超過する恐れがあるとき (2) 員弁川の氾濫水位をの到達情報を確認したとき (3) 土石流タンクモデル（貯留高合計）が50mmを超過したとき。さらに今後も降雨の予想がされるとき</p> <p>4 その他、市長が必要と判断したとき</p>	<p>○相当の被害が発生することが予想され、又は発生したときで応急対策を迅速かつ正確に行える配備とし、速やかに、非常態勢に入れる態勢</p> <p>○各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。</p>	<p>防災課</p> <p>庁舎防災対策班</p> <p>いなべ市消防団</p>
第三次配備（非常態勢）	<p>1 いなべ市に次の特別警報のいずれかが発表されたとき (1) 暴風又は暴風雪特別警報 (2) 大雨特別警報 (3) 大雪特別警報</p> <p>2 市内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで本部長が必要と認めたとき。</p> <p>3 次のいずれかに該当し、土石流が発生、又は予想されるとき。 (1) 10分間雨量が17mmを超過したとき (2) ワイヤセンサが切断したとき (3) 土石流タンクモデル（貯留高合計）が90mmを超過したとき。さらに今後も降雨の予想がされるとき (4) 土石流発生の前兆を確認したとき</p> <p>4 その他、市長が必要と判断したとき</p>	<p>○市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る態勢。</p> <p>○全職員は、勤務時間外、休日等において、非常態勢に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所定の場所へ参集する。参集途中で得られた各種の被害状況、その他応急活動に必要な情報は、参集場所に到着後、速やかに責任者に報告する。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加する。</p>	<p>全職員（自主登庁とする）</p> <p>いなべ市消防団</p>

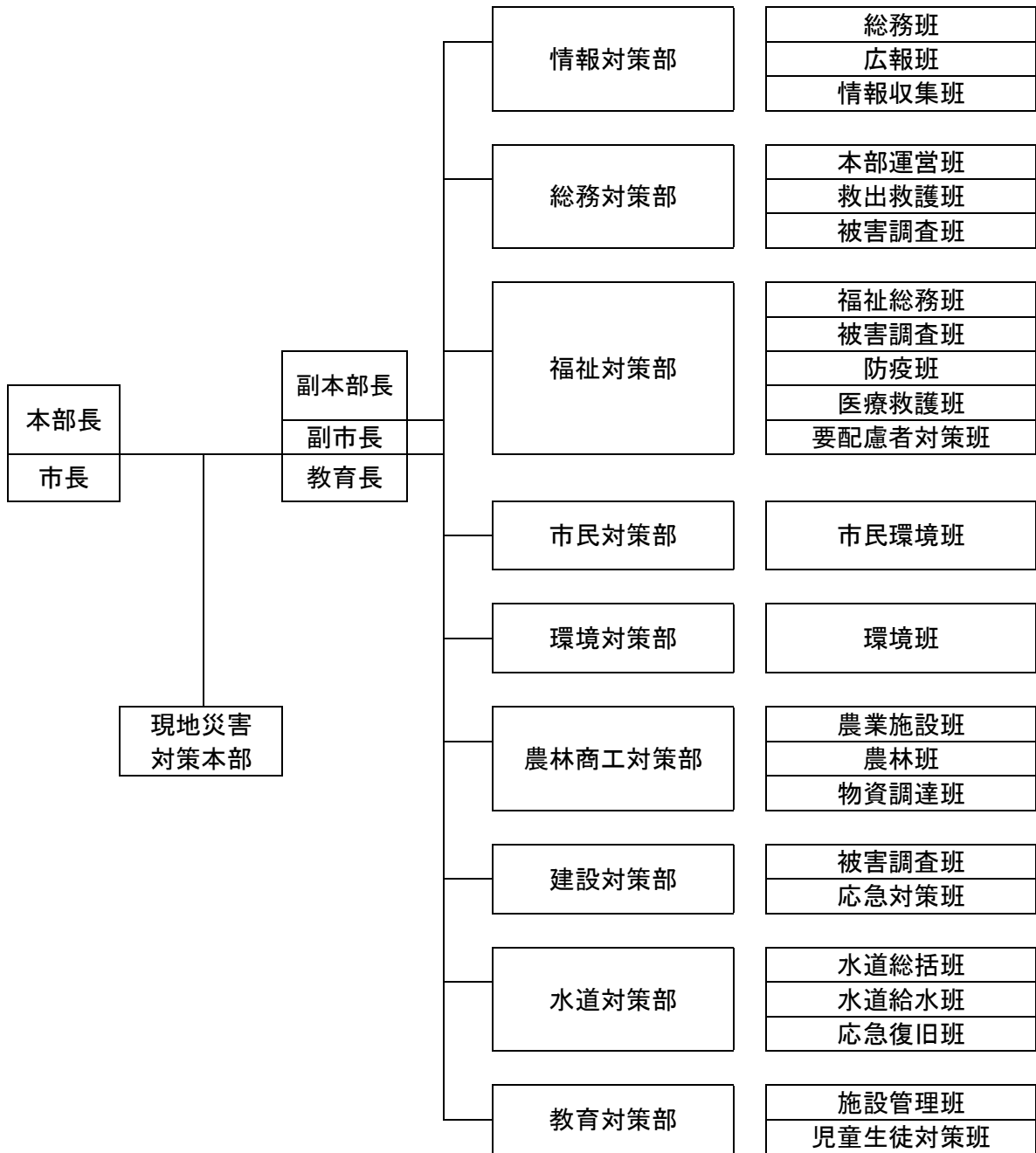
2 市災対本部の組織及び所掌事務

市災対本部の組織及び所掌事務は、「いなべ市災害対策本部に関する条例」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 初動体制機構図



(2) 市災対本部組織図



(3) 市災対本部の所掌事務

情報対策部	総務班	本部長、副本部長の秘書に関する事	広報秘書課
		部内及び関係機関との連絡調整に関する事	
		本部長等の災害地等の視察に関する事	
		市議会の連絡調整に関する事	
	広報班	住民への情報の広報、伝達に関する事	広報秘書課 法務課
		被災者支援の情報発信に関する事	
		来庁者による情報の受付に関する事	
		ホームページによる情報提供に関する事	
		行政情報ネットワークの災害対策に関する事	情報課
		応援機関へのネット環境提供に関する事	
		庁内及び関係機関との情報インフラ(IT関連)の災害対策に関する事	広報秘書課
		報道活動に対する情報提供、協力要請に関する事	
	復興企画に関する事	政策課	
	情報収集班	公共交通機関の被害調査に関する事	交通政策課
		災害の記録に関する事	総務課・管財課・防災課
		希少動植物の被害調査に関する事	自然環境室
		SNS等の被害情報の収集に関する事	広報秘書課
		電気、ガス、電話などライフラインの被害調査に関する事	総務課・管財課
り災地の民心安心に関する事			
被害状況の情報収集に関する事		総務課・管財課・防災課	
総務対策部	本部運営班	各種情報の整理、分析に関する事	防災課
		災害対策本部の事務局の総括及び処理に関する事	
		災害対策本部の設置及び廃止に関する事	
		災害対策本部及び本部員会議に関する事	
		現地災害対策本部の運営に関する事	
		情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関する事	
		緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討に関する事	
		避難指示及び誘導に関する事	
		気象予警報、情報等の連絡に関する事	
		関係機関及び各部、各班との連絡及び調整に関する事	
		消防関係機関との連絡調整に関する事	
		消防、水防活動に関する事	
		林野火災対策に関する事	
		防災行政無線、電話など通信の確保に関する事	
県災害対策本部等関係機関、団体との連絡調整に関する事			
県知事(自衛隊の派遣及び撤収要請を含む)及び他市町への救援要請に関する事			

第3部 台風接近時等の減災対策
第1章 災害対策本部機能の確保

		被害状況などの県本部への伝達に関する事	
		応援・受援の統括に関する事	
		職員の動員、解除及び配置調整に関する事	職員課
		各部班の増員派遣要請に応じ、人員を派遣する事	
		応援職員の受入に関する事	
		職員の健康管理に関する事	
		職員のり災給付に関する事	
		所管施設の被害調査及び災害対策に関する事	
		市有財産の被害調査の総括に関する事	
		市有車両の配車に関する事	
		災害救助用臨時専用電話の施設に関する事	
		営繕工事中の現場の保全指導に関する事	
		災害関係費の予算に関する事	財政課
		災害義援金品の配布に関する事	
		災害見舞いの受付、接遇に関する事	
		財務会計電算システムの運用に関する事	会計課
		会計事務の相談、支援体制に関する事	
		物品の調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関する事	
		出納事務(緊急支払い)に関する事	
		災害義援金品の受入及び一時保管に関する事	
指定金融機関等との連絡調整に関する事			
災害関係文章、物品の收受配分及び発送に関する事	総務課		
各部、部内及び関係機関との連絡調整に関する事			
救出救護班	被災者の救出に関する事	市民課・保険年金課	
	行方不明者の捜索に関する事		
	被災者の安否に関する事	広報秘書課	
	外国人への情報提供に関する事		
	海外支援の受入の調整に関する事		
被害調査班	り災台帳の作成に関する事	資産税課・市民税課	
	り災証明の受付・発行・システム等に関する事		
	被害認定調査に関する事	資産税課	
	り災による市税の減免に関する事	納税課	
福祉対策部	福祉総務班	避難所の運営及び避難所外避難支援に関する事	人権福祉課
		災害救助法の適用及び運用に関する事	
		災害義援金にかかる連絡調整に関する事	
		被災者に対する災害弔慰金の支給に関する事	
		被災者生活再建支援法に関する事	
		被災者に対する災害義援金の貸し付けに関する事	

		ボランティア受入れ及びボランティアセンター設置に関すること	
		部内及び関係機関との連絡調整に関すること	
健康子ども対策部	被害調査班	保健衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること	健康推進課
		所管の社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること	生活支援課 障がい福祉課
		被災地における児童福祉施設開設運営に関すること	
		その他災害時要配慮者の援護対策に関すること	長寿福祉課
	防疫班	医薬品、衛生資機材及び防疫薬品等の供給に関すること	健康推進課
		防疫に関すること(薬剤の調達、防疫活動)	
		被災住民、避難住民の衛生指導に関すること	
		食品衛生に関すること	
	医療救護班	入院治療費を要するものの収容に関すること	母子保健課
		医療救護班の編成及び救護所の設置、運営に関すること	
		輸血用血液の供給に関すること	
		医療機関との連絡調整に関すること	
	要配慮者対策班	被災地における児童及び母子・父子世帯の援護に関すること	家庭児童相談室 子ども政策課
		被災地における高齢者の援護対策に関すること	長寿福祉課
		被災地における障害者の援護対策に関すること	障がい福祉課
		園児の安全確保、応急保育に関すること	保育課
		り災園児の保護管理に関すること	
		被災者の収容及び介護に関すること	介護保険課 発達支援課
市民対策部	市民班	災害、被災に関する市民の相談、照会に関すること	市民課・保険年金課
		行方不明者被災者の安否問い合わせに関すること	
		被災証明に関すること	
環境対策部	環境班	清掃・環境衛生に関すること	環境衛生課
		毒劇物取扱い施設に関すること	
		災害による災害廃棄物及びし尿処理に関すること	
		死体収容所の開設に関すること	環境政策課
		遺体の処理及び火(埋)葬に関すること	
		災害トイレ対策に関すること	
		公費解体及び緊急解体に関すること	
農林商工対策部	農業施設班	農地への湛水応急復旧に関すること	農林整備課 農林振興課
		農地及び農業施設の被害調査及び災害対策に関すること	
		農道等の応急復旧に関すること	
	農林班	農林物の被害調査及び災害対策に関すること	
		家畜伝染病予防に関すること	
		り災家畜収容に関すること	
		被災農作物の災害対策に関すること	

第3部 台風接近時等の減災対策
第1章 災害対策本部機能の確保

		被災農作物の種苗対策に関する事	
		湛水防除用薬剤に関する事	
		林道等施設の災害対策に関する事	
		治山施設の災害対策に関する事	
	物資調達班	救助用主食の調達に関する事	商工観光課 獣害対策課 農業委員会
		救助用副食物の調達に関する事	
		生活必需品、応急食料等緊急物資の調達に関する事(物資拠点倉庫管理含む)	
		生活必需品、応急食料等緊急物資の配達に関する事	
		生活必需品等の需給等の監視・指導に関する事	
		観光施設の被害調査及び災害対策に関する事	
		商店街の被害調査及び災害対策に関する事	
		商工業者の被害調査及び災害対策に関する事	
		雇用対策の提供に関する事	
		商工業者の災害復旧融資及び経営相談に関する事	
		自然公園等施設の災害対策に関する事	
		関係機関との連絡及び調整に関する事	
建設対策部	被害調査班	気象予報の受理及び伝達に関する事	建設課
		所管施設の被害調査及び災害対策に関する事	
		災害時における地滑り及び崩壊地の安全対策に関する事	
		道路、橋脚、水路の被害調査及び災害対策に関する事	
		市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事	
		仮設道路の建設、障害物の除去に関する事	建設課
	応急対策班	道路、河川、橋脚、水路の保全及び応急対策に関する事	建設課
		建設資材の調達、応急輸送、緊急輸送路に関する事	
		水防警報・活動に関する事(警戒水位)	
		建設業者及び応急対策要員(人夫)の確保に関する事	
		治水・砂防施設等の応急補修に関する事	管理課
		道路及び橋脚の応急補修に関する事	
交通規制など応急交通対策に関する事			
	関係機関との連絡及び調整に関する事		
都市整備対策部	復興計画に関する事	都市整備課	
	市内企業の連携に関する事		
	応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関する事	住宅課	
	みなし仮設住宅に関する事	新産業創造課	
水道対策部	水道総括	上下水道施設の被害調査と災害対策に関する事	水道工務課
		部内及び関係機関との連絡調整に関する事	水道総務課
		本部事務局の応援に関する事	

	班	協定書等に基づく支援要請に関すること		
	水道給水班	断水地域の給水に関すること	水道工務課 下水道課	
		水道水源の確保に関すること		
		災害による水質管理に関すること		
	応急復旧班	上下水道施設の応急復旧に関すること	水道工務課 下水道課	
		建設業者及び応急対策員(作業員)の確保に関すること		
		復旧用資機材の確保と応急輸送に関すること	水道総務課	
	教育対策部	施設管理班	学校施設など所管施設の被害調査及び災害対策に関すること	学校教育課
			社会体育施設の災害対策に関すること	生涯学習課
			社会教育施設の災害対策に関すること	
文教施設の災害及び安全確保に関すること				
文化財等の災害対策に関すること				
部内及び関係機関との連絡調整に関すること		教育総務課		
児童生徒対策班		児童生徒、所管施設利用者の安全確保に関すること	学校教育	
		り災児童生徒に対する避難に関すること		
		り災児童生徒への応急教育に関すること		
		り災児童への教科書等の支給に関すること		
		り災児童生徒の保健管理に関すること		
		小中学校の休校措置等の情報収集に関すること		
		災害活動に協力する生徒の連絡調整に関すること		
		教職員の災害対策のための動員確保に関すること		
		教職員のり災給付に関すること		
災害時における学校給食の対策に関すること	教育総務課			
共通	部内及び関係機関との連絡調整に関すること	全部局		
	多部署にまたがる、応援に関すること			
	本部事務局の応援に関すること			

ア 各班は、本分担表によるほか、必要に応じて他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

イ 分担の明確でない対策は、本部長の定める班において担当するものとする。

(4) 指揮権代行の順位

災害対策本部長（市長）等の不在時における指揮権代行の順位は次のとおりとする。なお、ここで言う不在時とは、本部長との連絡が何らかの事情でとれない場合を指す。

代行順位	職責名
1位	副市長
2位	総務部長
3位	総務次長
4位	建設部長
5位	福祉部長

※以降については級別職務分類表の最上階級者とし、同一級者が複数の場合は年齢順とする。

※代行する指揮権は基本法に基づく災害対応に関するものであり、事務に関する決裁権限については別に定める。

(5) 防災関係民間団体の協力

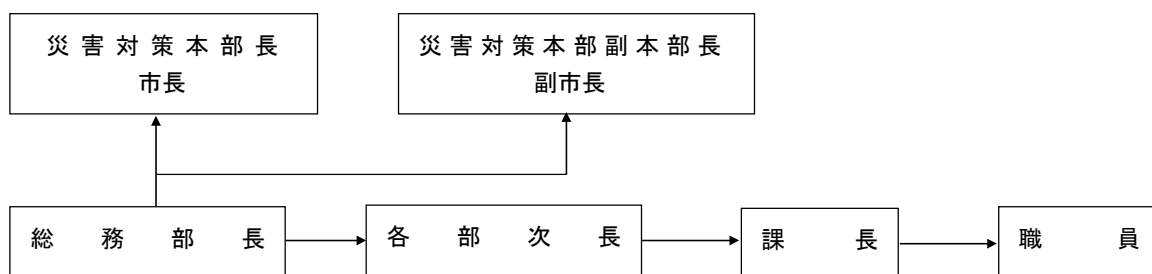
所掌事務に係る民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

3 職員への配備の伝達

(1) 配備の伝達経路

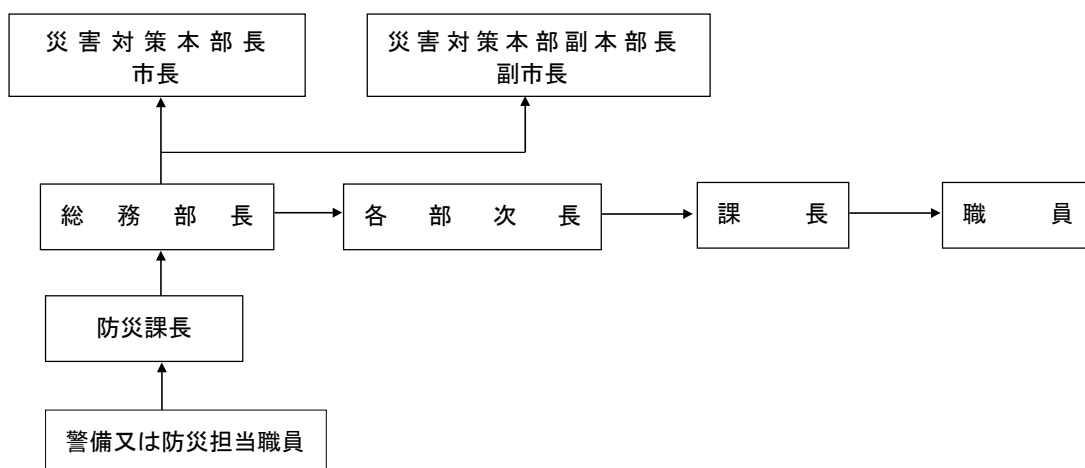
ア 勤務時間内

勤務時間内において配備指令が出された場合は、総務部長より、市災対本部各部次長に伝達し、各部付課長等を経て各職員に伝達するとともに、庁内放送や電話、職員ポータル、携帯メール等で速やかに伝達し、各部次長は所属課長を招集し、配備体制下の職員の動員を行う。



イ 勤務時間外

休日、夜間等の勤務時間外において、警備員又は防災担当職員は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現象などが通報され、又は災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるときは、次のとおり非常伝達する。



(ア) 勤務時間外における配備指令の伝達は、電話、携帯メール等のうち、最も迅速に行える方法による。

(イ) 各部次長は、所属の各職員を円滑に召集するため、それぞれの部及び課において実情に即した連絡方法を定めておくものとする。

(2) 職員の留意事項

夜間・休日等に非常召集を受けた職員は、迅速に勤務職場（予め参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事する。

出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関または警察等に通報するとともに、人命救助等適切な措置をとる。

職員は、出勤途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、市災対本部へ報告する。

施設を管理する部局にあつては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、災害対策本部へ報告するものとする。

(3) 他の防災機関による要員の確保

災害の規模等により市災対本部の人員のみでは対処できない場合、又は特殊作業のため労力、機会等が必要な場合は、次により措置する。

ア 関係機関への協力要請

災害時応援協定に基づき、各関係機関へ要員の確保を要請する。

イ 市町間の応援協定

市は、他市町の職員の派遣、生活必需品、資機材等の応援を受けたいときは、「三重県市町災害時応援協定」に基づき、県に対して他市町からの応援につき、要請を行うこととする。

応援の手続きについては、電話等により県に要請し、後に文書を速やかに送付するものとするが、県に要請するいとまがないときは、直接応援市町に要請し、事後速やかに県に報告する。

4 広域的な応援要請

第2部第5章第4節「応援・受援体制の整備」を参照

■その他の防災関係機関等が実施する対策

1 活動体制の整備

市内に災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

第1項 活動方針

- 気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に市民等へ提供するとともに、市内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。
- 台風・気象情報等の整理・分析体制について、検討を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達	総務対策部、情報対策部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (防災関係機関)
被害情報等の収集	総務対策部、情報対策部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総務対策部、情報対策部	【発災12時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)
市民への広報・広聴	総務対策部、情報対策部	【随時】	・災害関連情報全般 (防災関係機関)

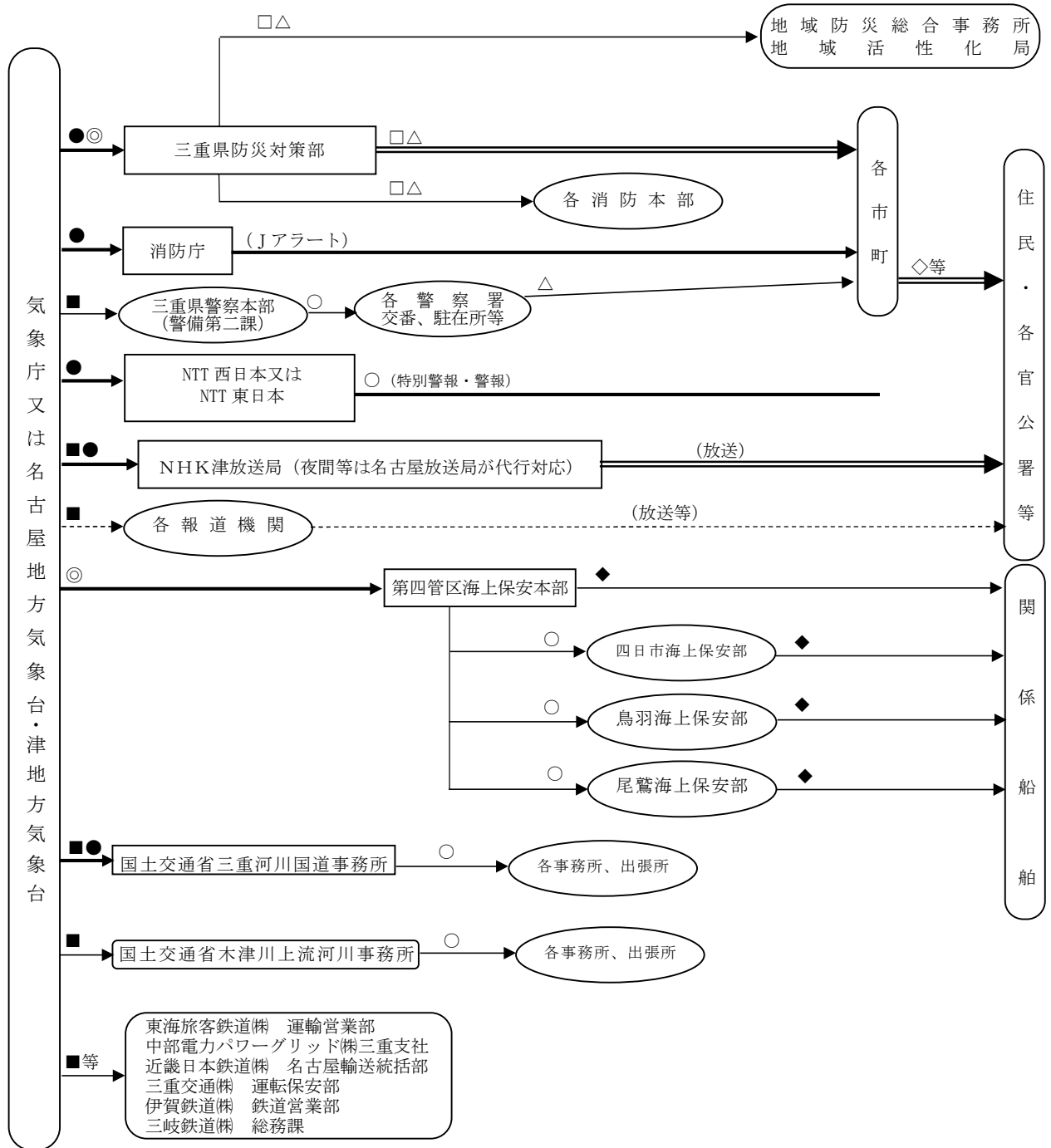
第3項 対策

■市が実施する対策

1 予報及び警報等の伝達

(1) 伝達系統

津地方気象台から発表される気象・洪水等に関する警報事項の伝達は、次の系統で行う。



凡 例	
□	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条等の法令による通知系統
- - - - -	気象業務法第13条等の法令による周知系統
→	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
⇒	気象業務法第15条の2による特別警報の通知もしくは周知の措置の系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム (専用回線)
■	防災情報提供システム (インターネット)
●	気象庁専用回線 (ADESS 回線等)
○	専用の電話・専用の電話 F A X
△	一般の加入電話・加入電話 F A X
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

2 災害情報の収集・伝達

(1) 情報収集・連絡

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの手段を講じて収集する。収集した情報は迅速に市災対本部に連絡する。電話、FAX、コミュニティエフエムや緊急告知防災ラジオ、携帯電話、三重県防災情報システム等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

(3) 収集すべき情報の内容

災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね以下のとおりである。

必要な情報	主な情報収集機関
①火災の発生状況	いなべ警察署、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団、自主防災組織
②死者、負傷者の状況及び被災者の状況	いなべ警察署、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団、自主防災組織
③家屋の倒壊	いなべ警察署、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団、自主防災組織
④電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	いなべ警察署、中部電力、電気通信事業者、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団、自主防災組織
⑤主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	三重県県土整備部、中部地方整備局北勢国道事務所、いなべ警察署、三岐鉄道、三重交通等
⑥堤防、護岸の状況	三重県県土整備部、いなべ警察署
⑦市民の避難状況	いなべ警察署、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団
⑧学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の被害状況	施設の管理者
⑨生活必需品、防災関係物資等の需給状況	三重県環境生活部、いなべ警察署
⑩治安状況	いなべ警察署
⑪各機関の行った応急対策	各防災関係機関（自主防災組織等）

3 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告する。なお、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（下記）。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜津地方気象台が実施する対策＞

1 気象注意報・警報等の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

2 水防活動等に必要な予報及び警報等の発表

(1) 水防活動用予報及び警報

気象・高潮及び洪水について、水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報・特別警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代える。

(2) 洪水予報

津地方気象台と国土交通省機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を発表する。

3 土砂災害警戒情報

津地方気象台及び三重県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

4 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）の発表

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報および警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表する。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雨量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

警報・注意報発表基準一覧表

平成24年11月1日現在
発表官署 津地方気象台

いなべ市	府県予報区		三重県	
	一次細分区域		北中部	
	市町等をまとめた地域		北部	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	132
	洪水		雨量基準	1時間雨量60mm
			流域雨量指数基準	員弁川流域=28、田切川流域=6
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量30mm
			土壌雨量指数基準	92
	洪水		雨量基準	1時間雨量30mm
			流域雨量指数基準	員弁川流域=14、田切川流域=5
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥		最小湿度30%で、実効湿度60%	
	なだれ			
	低温		冬期:最低気温-5℃以下	
霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	120mm

<移動通信事業者の実施する対策>

1 緊急速報メール（エリアメール）による情報の配信

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、携帯電話利用者等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

<報道機関の実施する対策>

1 災害関係情報の市民への広報

報道機関は、気象庁や市災対本部等から得た情報をもとに、市民に対して災害関係情報に関して必要な報道を行う。

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、FAX、三重県防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて市災対本部へ連絡する。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに情報班に報告することとし、情報班は必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

1 風水害からの自衛措置

(1) 気象情報の収集及び避難の準備

住民は、市が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビ、インターネット、コミュニティエフエム、緊急告知防災ラジオ、メール配信サービス等を通じて、気象情報や市の発令する避難指示等避難判断情報の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要か又は自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、市から避難指示等の避難判断情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

(2) 高齢者等避難発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市から高齢者等避難が発令された場合は、立ち退き避難又は垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

また、要配慮者に対しては、高齢者等避難の発令時点で避難行動を開始できるよう、介護者や地域が要配慮者の避難行動を支援する。

(3) 避難指示発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市から避難指示が発令された場合は、身の安全を図るため、立ち退き避難又は垂直避難等を行う。なお、土砂災害における避難については、立退き避難を行う。

なお、立ち退き避難を行う場合は、市により洪水等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

(4) 避難指示発令時の対応

立ち退き避難を行う場合は、風雨が強まってからの避難は危険が高いため、住民は、避難指示を待たず、避難指示発令時点で指定避難場所や友人宅など安全な場所へ避難を行うことを原則とする。

やむを得ず避難指示が発令された段階で避難を行う場合は、災害発生がひっ迫している又は災害が発生している状況であることを鑑み、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動をとる。

2 災害に関する現場情報の報告

市からの避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川・堤防や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、市や施設管理者への報告に努める。

第2章 避難誘導體制の確保

第1節 避難所の確保及び早期避難の促進

第1項 活動方針

- 避難指示等を適切に発令するとともに、大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、必要に応じ、早期・広域避難を支援する体制を確保する。
- 早期・広域避難の実施体制および避難所指定を受けている施設における受入体制整備について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難実施体制の確立	総務対策部	市災対本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)
高齢者等避難・避難指示の発令	総務対策部	市災対本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)
避難所の開設	各部	高齢者等避難発令後	・避難所の状況(各施設管理者)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難の実施

(1) 避難実施体制の確立

市は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害危険度情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

(2) 避難所の開設

高齢者等避難・避難指示を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所について、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って速やかに避難所を開設する。

また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。

- ア 避難の種類(自主避難、高齢者等避難、避難指示)
- イ 避難所開設の日時及び場所
- ウ 箇所数及び収容人員

(3) 高齢者等避難・指示の発令

高齢者等避難・避難指示を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、緊急告知防災ラジオやエリアメール、広報車、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難場所
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

(4) 避難の実施

市は、雨量や河川水位情報、土砂災害危険度情報等を確認し、あらかじめ定める避難指示等判断基準に達した場合は、災害発生危険のある地域に対し、速やかに避難指示等を発令する。

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は市が手配した車両等を用いて避難を行う。

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難指示等判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期の避難所開設や高齢者等避難の発令等を検討する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報（放送機関）

市からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

■市民が実施する対策

1 避難指示等発令時の行動

市民は、市が発令する避難指示等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所図等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（指定避難所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難指示等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

第2節 要配慮者の保護

第1項 活動方針

○要配慮者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者施設の利用者の他施設への受入要請や、福祉避難所等への受入等の調整を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
要配慮者の避難行動支援	総務対策部、 福祉対策部、 社会福祉協議会	市災対本部設置後	要配慮者への支援に資する情報(防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 要配慮者の避難支援

(1) 要配慮者の避難行動支援

迅速な避難行動に支障をきたすおそれのある要配慮者については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが求められる。そのため、高齢者等避難を発令し、避難行動に支障をきたす要配慮者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行うものとする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報(放送機関)

市からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

2 要配慮者の避難受入(社会福祉施設等)

要配慮者の避難について、受入の要請があった場合は、可能な範囲で受け入れに努める。

■市民が実施する対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用するなどして地域社会全体で要配慮者の安全確保および要配慮者の避難行動の支援に努める。

また、市及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保する。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保

第1項 活動方針

- 大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・園における児童生徒等の保護および登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
- 風雨等が強まる前の段階において、休校（園）を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
休校(園)措置の実施	福祉対策部、教育対策部	暴風警報等の発表後速やかに	気象予警報等(気象台)
児童生徒等の安全確保	福祉対策部、教育対策部	休校措置の実施を判断した場合速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(気象台) ・通学路周辺の河川水位、土砂災害危険度情報等(県土整備部等) ・通学路周辺の危険箇所の状況(教職員等) ・公共交通機関の運行状況(交通機関等)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 休校(園)措置の実施

(1) 休校(園)措置の判断

市立学校の校(園)長は、始業前に暴風警報が発表されるなど、登校に危険が予想される場合は、学校の防災計画に基づき速やかに休校(園)の措置を行う。

また、始業後に暴風警報が発表されるなど、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を下校させる。

(2) 休校(園)措置の連絡

市立学校の教職員は、休校(園)措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し、速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

2 児童生徒等の安全確保

(1) 児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、教職員による通学路等の安全確認や、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

(2) 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校内や避難場所など最も安全な場所において保護する。

第3章 災害未然防止活動

第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保

第1項 活動方針

- 市管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。
- 市有施設、市管理道路および上下水道等（市管理）の台風接近前の被害防止体制を検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共施設等の安全確保対策	建設対策部、農林商工対策部、総務対策部	台風発生後速やかに	・台風、気象情報等(気象台) ・施設の危険箇所等(施設管理者)
公共施設等の被害情報等の収集	建設対策部、農林商工対策部、総務対策部	災害対策本部設置後速やかに (大雨警報等発表後)	・施設の被害情報等(施設管理者)
せき・水門・樋門・排水機場等の操作	建設対策部、農林商工対策部、総務対策部	雨量、水位等の状況に応じて	・雨量、水位等情報(気象台、建設事務所等)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動

(1) 市管理道路

ア 市管理道路における安全確保対策

市管理道路について、アンダーパス等浸水時における通行止や、通行規制による安全確保対策を講じる。

イ 被害情報等の収集

市管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、市災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

また、緊急輸送道路の確保に必要な高速道路、国道、県管理道路等についても、通行規制や被災状況等の情報を収集する。

(2) 下水道施設(市管理)

ア 下水道施設における安全確保対策

下水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

イ 被害情報等の収集

下水道施設における被害情報等を収集し、市災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

(3) 上水道施設(市管理)

ア 水道施設における安全確保対策

水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

イ 被害情報等の収集

水道施設における被害情報等を収集し、市災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

第2節 水防活動体制の確保

第1項 活動方針

- | |
|---|
| ○気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。
○雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。 |
|---|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	建設対策部、 農林商工対策部	気象等に関する注意報・警報・ 特別警報の発表後速やかに	・雨量情報、水位情報 (気象台、建設事務所等)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 水防活動の実施

(1) 巡視

市は、職員等の安全が確保できる範囲内で、区域内の河川・堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

市は、水防施設の被害が予測される場合、市職員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

第3節 市民・企業等による安全確保

第1項 活動方針

- 市民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、ホームページやメール等による気象情報等の提供を行う。
- 台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を市民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
報道機関に対する避難・被害情報等の提供	総務対策部、 情報対策部	市災対本部設置後	・避難情報、被害情報等 (関係防災機関)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 洪水ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、市ホームページや防災パンフレット等により、市内の洪水時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を市は提供する。

2 避難指示等の伝達・報告

市において、高齢者等避難・避難指示等を発令する場合は、緊急告知防災ラジオ、緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

また、高齢者等避難・避難指示等を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

3 被害情報等の報告

市内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県に対し報告を行う。

また、市ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

■企業・事業所が実施する対策

1 企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じる。

2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し、従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

■地域・市民が実施する対策

1 避難所運営への協力

市から要請があった場合は、自治会、自主防災組織等は、避難所運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行う。

2 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

3 適切な避難行動の実施

市民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、市が発令する警戒レベルを付された避難指示等、避難判断情報等の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. jp」や「メール配信サービス」等で最新の気象情報等を把握し、市から避難判断情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

○「気象庁ホームページ」のアドレス：<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

○「防災みえ. JP」のアドレス：<http://www.bosaimie.jp/index.action>

4 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

また、特に農業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設等を見回りに行き、水路等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。

第4部 発災後の応急対策

第1章 災害対策本部活動の実施

第1節 災害対策活動の実施体制の確保

第1項 活動方針

- 市災対本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 大規模災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、市災対本部の配備体制を増強し、災害対策活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害発生時の情報収集	総務対策部、情報対策部	災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等
災害応急対策活動の実施	総務対策部	災害応急対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市の活動体制

「第3部第1章第1節 準備・警戒体制の確保 <市が実施する対策> 1 市の活動体制」に基づき実施する。

2 災害情報の収集・報告

(1) 災害発生情報の収集・報告

市内に災害が発生したとの通報を受けた場合、市は、その時点で可能な範囲で災害に関する情報を収集した上で、速やかに県に対し報告を行う。

(2) 詳細情報の収集・報告

市内に災害が発生した場合、市は、警察、消防機関や自治会等を通じて災害の詳細についての情報収集を行うとともに、必要に応じ、職員や消防団員等を現地へ派遣して情報収集を行う。

また、収集した情報は、随時、県に対し報告を行う。

3 災害派遣要請等の実施

自衛隊への災害派遣要請(応急措置の実施要請)が必要と判断した場合は、「第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に基づき、県への派遣要請(応急措置の実施要請)の要求を行う。

4 災害応急対策活動の実施

災害応急対策活動の実施が必要と判断した場合は、「第4部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国が実施する対策>

1 非常災害対策本部の設置

県内に非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めたとき、内閣府内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。

非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。

2 緊急災害対策本部の設置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣が充てられる。

所掌事務は非常災害対策本部のそれに準じる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。

<その他の防災関係機関が実施する対策>

1 活動体制の整備

県内に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画又はその他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第2節 通信機能の確保

第1項 活動方針

○災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等、重要通信を確保する。
○災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
○水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
○無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
○大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	総務対策部	【発災直後】 県災対本部設置後速やかに	・防災関係機関 ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	総務対策部	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・防災関係機関
通信設備の応急復旧	総務対策部	【発災24時間以内】 通信設備の故障等が判明した時点	・防災関係機関

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■計画関係者共通事項等

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県⇄市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い

市防災行政無線	地上系無線	・ 公用車等に配備する移動系無線	・ 地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・ 衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能	・ 風水害に対し、相対的に弱い
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	・ 県⇄（地方部）⇄市町の間で被害情報等の収集・共有を行い、管理する防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する防災みえHP、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される ・ 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供、防災みえHPにより県民に情報提供を行う	・ 地震に対し、相対的にかなり弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・ 通信インフラの整備されていない場所での通話が可能	・ 風水害に対し、相対的に弱い ・ 衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない
エフエム回線	コミュニティエフエム放送／緊急告知防災ラジオ	・ 市⇒住民へ緊急告知防災ラジオ、屋外スピーカー等により情報伝達	

■市が実施する対策

市防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

市は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、市防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

(1) 電話による通話

市及び関係機関は通信設備の優先利用について、NTT西日本三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておくものとする。

ア 非常通話…天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合に必要事項を内容とする通話は、すべて手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話…災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

(2) 無線通信

災害時の手段として有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信手段には市の保有する無線網を有効に利用して情報の疎通に支障のないようにする。

(3) 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。（非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）

また、非常通信協議会は災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

(4) 市防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び報告状況等を把握するため、市防災行政無線を活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

(5) 県防災行政無線による通信

災害時において、市、県等防災関係機関は、相互に無線電話及びFAXを利用し、幅広く正確な情報交換を行う。

(6) 防災相互通信用無線による通信

防災に関する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(7) 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに市災対本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

(8) アマチュア無線の活用

アマチュア無線の活用は、防災行政無線が混乱し、もしくは使用不能となった場合に有効な活用を行うものとする。

(9) インターネット等

常に情報の交換が可能である特性を生かし、避難所等にWiFiを設置するなどして、市内の状況を発信できるよう入力し、他自治体の発信情報についても極力利用することとする。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車や登録制メール、緊急速報メール、市ホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

3 通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

風水害等の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

市防災行政無線設備等、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用設備、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

ウ 訓練の実施

市は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるように努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<固定通信事業者の実施する対策>

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア 交換所

洪水・高潮等に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ 通信回線状況、交換機等通信設備の監視強化

- ① 対象地域に対する通信回線状況の把握と、必要により通信回線規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。
- ② 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

ウ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

(2) 通信（無線）連絡施設の運用確認等

特定の市町等に設置している孤立防止対策用衛星電話（K u - 1 c h）の運用確認をする。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- ① 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ② テレビ・放送回線の救済
- ③ 長期避難所への特設公衆電話設置

イ 復旧方法

- ① 移動無線機等の活用
- ② 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ③ 中継送路のマイクロ方式による救済
- ④ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- ① 重要加入者及び重要専用線の救済
- ② 公衆電話の復旧
- ③ 孤立地域（村落）の通信途絶解消

イ 復旧方法

- ① 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- ② 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

<移動通信事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、市は必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には適切な通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信する。（非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 市災対本部への連絡員派遣

市災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を市災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求

第1項 活動方針

○市民の生命、財産を保護するために自衛隊の救援を必要とする場合に、迅速に自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県への自衛隊災害派遣要請の要求	総務対策部	【発災3時間以内】 災害対策会議での意思決定後速やかに	・被害状況
受入体制の整備	総務対策部	【発災12時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊)
撤収要請	総務対策部	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

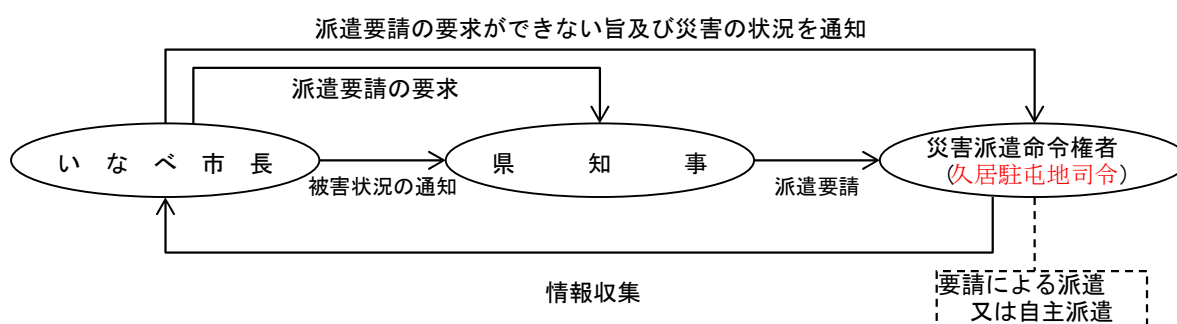
■市が実施する対策

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、桑名地域防災総合事務所を経由し、知事へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は三重県防災行政無線等で要求し、事後に文書を送付することができる。

なお、市長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊久居駐屯地司令に通知することができる。ただし、この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。



《災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》

ア 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

緊急時派遣要請要求先電話番号

要 請 先	所 在 地	電 話 番 号
三重県防災対策部災害即応課	津市広明町 13 番地	0 5 9 - 2 2 4 - 2 1 8 6
陸 上 自 衛 隊 (久居駐屯地司令)	津市久居新町 975	0 5 9 - 2 5 5 - 3 1 3 3 (内線 236. 夜間 302) 三重県防災行政無線 2 0 - 4 0 1 0

(3) 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊久居駐屯地司令または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣)

この場合、市長等は、陸上自衛隊久居駐屯地司令または航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

(4) 派遣部隊の受入体制の整備

市は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

(5) 経費の負担区分

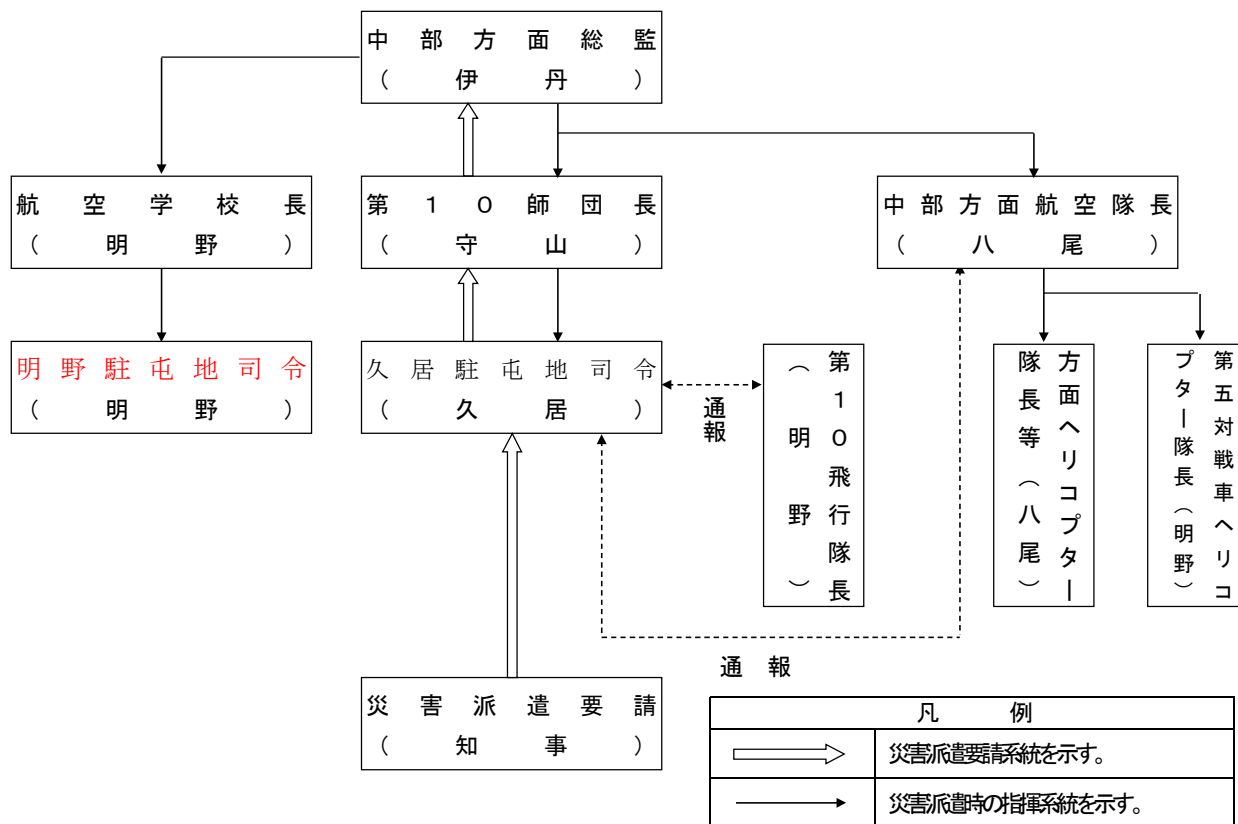
派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した地域の市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- エ その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

(6) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び久居駐屯地司令等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請を行う。

〔陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図〕



2 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取り扱い

市が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 航空機派遣要請の受入れ準備

- ア 派遣要請を行う場合は、「陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図」に示す要請手続きによるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き添付資料に記載されているヘリポートを使用する）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（防災対策部災害対策課）に連絡を行う。
- イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておく。
- ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉等で直径10mの⓪印を描いて、上空からの降下場所選定に備えておく。
- エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。
- オ 着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておく。

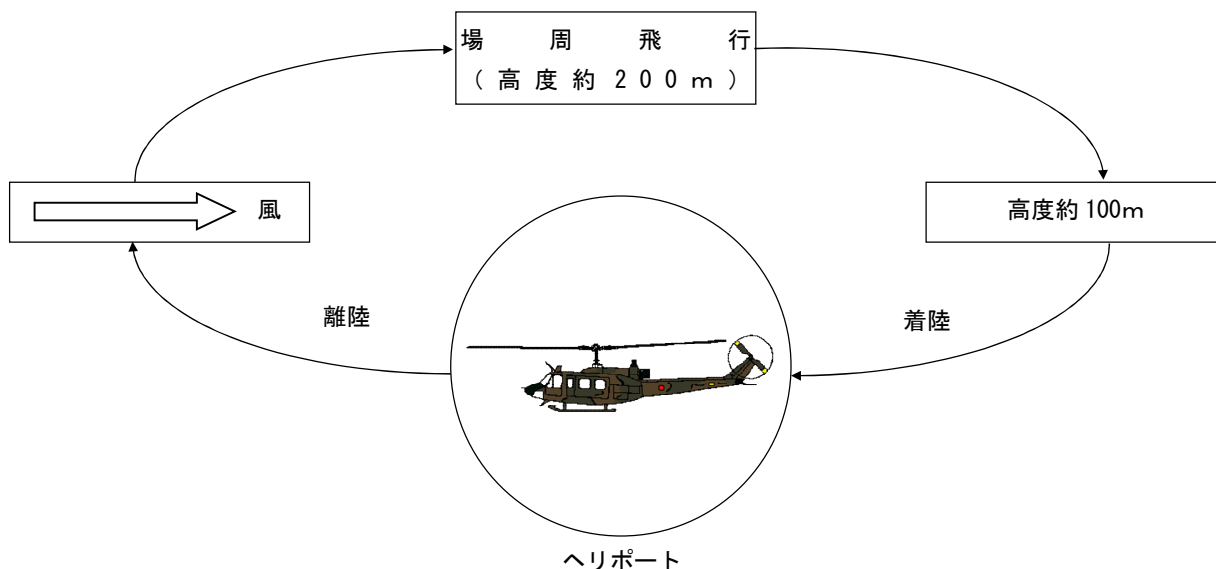
(2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておく。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県にその概要（略図添付）を報告する。

- ア 面積を変更した場合
- イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

- ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

〔ヘリポートの設定基準〕



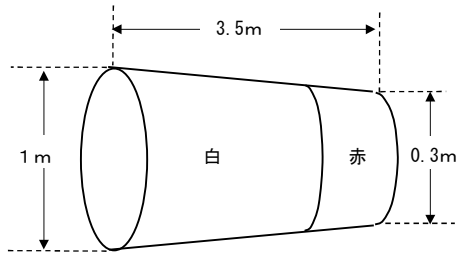
設定にあたっては次の事項に注意する。

- ① ヘリコプターの機能を事前に確認しておく。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- ② 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- ③ 四方に仰角9度(OH-6の場合は12°)以上の障害物がないこと。また離着に要する地積は(図2)に示すとおりである。
- ④ 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てる。吹き流しの標準寸法は図の通りであるが、できなければ小さいものでもよい。(図1)
- ⑤ 着陸地点には石灰粉等を用いて、④の記号を標示して着陸中心を示す。(図3)
- ⑥ 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備する。
- ⑦ 大型車両等が進入できること。
- ⑧ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。
- ⑨ 緊急離陸時の学校施設の開放及び散水の事前措置を講ずる。

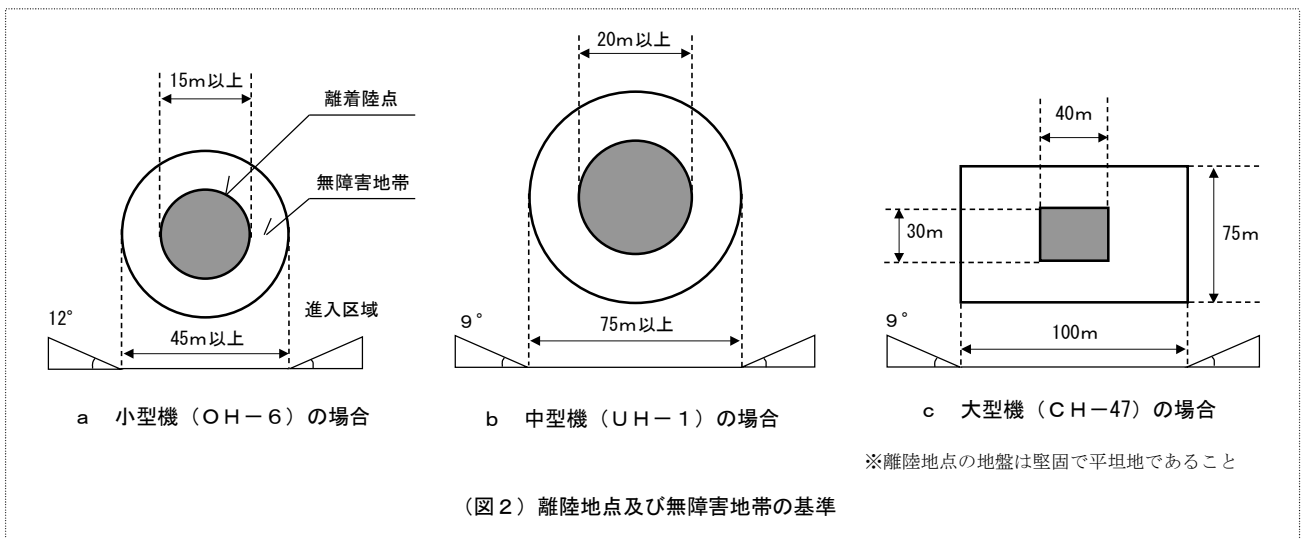
(3) ヘリポート一覧

指 定 番 号	場 所 名	所 在 地	座 標	電 話 番 号	面 積 (m ²)		林野火災用の適否	
					面 積		面 積	水 利
214-01	中里小学校グラウンド	いづみへし藤原町上相場828	北緯35度11分23秒 東経136度29分48秒	学校長 0594-46-2700	70×60	4200	否	無
214-02	藤原中学校グラウンド	いづみへし藤原町市場491	北緯35度10分12秒 東経136度29分39秒	学校長 0594-46-2025	107×73	7811	適	無
214-03	いづみへし藤原町運動場	いづみへし藤原町市場493-1	北緯35度10分03秒 東経136度29分42秒	いづみへし教育委員会 0594-46-4311	115×76	8740	適	有
214-05	東藤原小学校グラウンド	いづみへし藤原町石川989	北緯35度09分18秒 東経136度30分04秒	学校長 0594-46-2211	90×60	5400	適	有
214-06	独立行政法人 水資源機構 三重用水管理所 水源管理支所	いなへし市藤原町上相場 3154-7	北緯35度12分55秒 東経136度28分43秒	水源管理支所長 0594-46-2151	25×25	625	否	有
214-07	いづみへし藤原文化センター	いづみへし藤原町市場493-1	北緯35度10分19秒 東経136度29分23秒	いづみへし教育委員会 0594-46-4311	60×26	1560	否	無
214-08	北勢中学校グラウンド	いづみへし北勢町阿下喜2480	北緯35度09分08秒 東経136度31分44秒	学校長 0594-72-2126	125×100	12500	適	有
214-09	石榑小学校グラウンド	いづみへし市大安町石榑南611	北緯35度06分08秒 東経136度30分24秒	学校長 0594-78-0002	100×50	5000	否	有
214-10	大安中学校グラウンド	いづみへし市大安町石榑東2977	北緯35度05分48秒 東経136度32分33秒	学校長 0594-78-0185	340×110	37400	適	無
214-11	笠間小学校グラウンド	いづみへし市大安町門前561	北緯35度04分48秒 東経136度33分20秒	学校長 0594-77-0540	132×36	4752	否	有
214-12	いづみへし市大安スポーツ公園 園野球場	いづみへし市大安町大井田2704	北緯35度05分30秒 東経136度32分33秒	いづみへし教育委員会 0594-78-3501	110×110	12100	否	有
214-13	丹生川小学校グラウンド	いなへし市大安町丹生川中 1189	北緯35度07分12秒 東経136度31分25秒	学校長 0594-78-0224	100×100	10000	否	有
214-14	三里小学校グラウンド	いづみへし市大安町平塚1247	北緯35度05分58秒 東経136度32分13秒	学校長 0594-78-0207	100×70	7000	適	無
214-15	いづみへし市員弁運動公園サ ッカー場	いづみへし市員弁町楚原893	北緯35度06分46秒 東経136度34分04秒	いづみへし教育委員会 0594-74-3855	171×77	13167	-	-
214-16	員弁中学校グラウンド	いづみへし市員弁町新田1739	北緯35度06分19秒 東経136度34分10秒	学校長 0594-74-2030	92×73	6716	適	無
214-17	いづみへし市ヘリポート	いづみへし市北勢町阿下喜3694	北緯35度08分44秒 東経136度30分54秒	危機管理課 0594-74-5898	34×30	1059	適	無

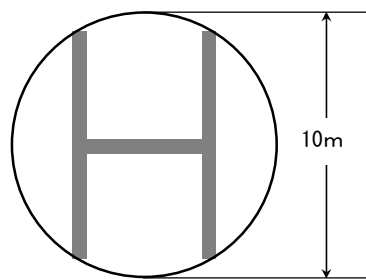
3 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い



(図1 吹流し)



(図2) 離陸地点及び無障害地帯の基準



(図3 ヘリポート)

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊久居駐屯地司令又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

≪自主派遣の判断基準≫

- (1) 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- (2) 災害に際し、県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- (4) その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動）

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 救助物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害発生時等、県と連携して災害応急対策活動等にあたる場合は、県又は、市災対本部に連絡員（リエゾン）を派遣し、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

第1項 活動方針

- 災害が発生した場合、速やかに情報を収集するとともに、その情報を分析し、災害対策活動方針を検討するための体制を確保する。
○市民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達	総務対策部、 情報対策部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (防災関係機関)
被害情報等の収集	総務対策部、 情報対策部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)
被害情報等の関係機関 への情報提供等	総務対策部、 情報対策部	【発災12時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)
市民への広報・広聴	総務対策部、 情報対策部	【随時】	・災害関連情報全般 (防災関係機関)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・報告

市は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに桑名地方災害対策部を通じ、県災対本部へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、通信の途絶等により県災対本部に連絡できない場合は、市から直接、総務省消防庁へ連絡する。

(2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの手段を講じて収集する。収集した情報は迅速に市災対本部に連絡する。電話、FAX、コミュニティエフエムや緊急告知防災ラジオ、携帯電話、三重県防災情報システム等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

(3) 収集すべき情報の内容

災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね以下のとおりである。

必要な情報	主な情報収集機関
①火災の発生状況	いなべ警察署、桑名市消防本部(いなべ消防署・北分署)、消防団、自主防災組織
②死者、負傷者の状況及び被災者の状況	いなべ警察署、桑名市消防本部(いなべ消防署・北分署)、消防団、自主防災組織

③家屋の倒壊	いなべ警察署、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団、自主防災組織
④電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	いなべ警察署、中部電力、電気通信事業者、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団、自主防災組織
⑤主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	三重県県土整備部、中部地方整備局北勢国道事務所、いなべ警察署、三岐鉄道、三重交通等
⑥堤防、護岸の状況	三重県県土整備部、いなべ警察署
⑦市民の避難状況	いなべ警察署、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団
⑧学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の被害状況	施設の管理者
⑨生活必需品、防災関係物資等の需給状況	三重県環境生活部、いなべ警察署
⑩治安状況	いなべ警察署
⑪各機関の行った応急対策	各防災関係機関（自主防災組織等）

2 情報収集体制及び伝達系統

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、あわせて応急対策の迅速かつ適切なる推進を図るため、次のとおり調査部を編成し、調査を担当するものとする。

3 被害状況等の収集及び報告

(1) 災害の報告

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等速報要領に基づき県にその状況等を報告するものとする。

(2) 報告責任者

ア 災害情報及び被害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、災害対策本部各部長はあらかじめ報告担当者を指名し、災害対策本部情報収集班長に報告するものとする。

イ 災害対策本部情報収集班長は報告を取りまとめ、遅滞なく三重県に報告するものとする。

(3) 報告の要領

ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ① 概況速報
- ② 災害速報
- ③ 被害速報
 - a 中間報告
 - b 確定報告

イ 報告の内容と時期

① 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速を旨とし、全般的な状況を主とするもので、三重県災害対策活動実施要領に基づく内容とし、市から桑名地方災害対策部に報告する。なお、県の様式の代替として被害速報送受信票も可とする。

通信手段の途絶、輻輳により桑名地方災害対策部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、市は直接総務省消防庁へ連絡する。また、火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、市はその状況を桑名地方災害対策部のほか、直接総務省消防庁(TEL 03-5253-5111(代表)) に対しても報告するものとする。

また、火災・災害等速報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等については原則 30 分以内

で可能な限り早く、分かる範囲で第1報を桑名地方災害対策部のほか、直接総務省消防庁に対しても報告するものとする。

② 災害速報

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び三重県災害対策活動実施要領に基づく内容とし、市から桑名地方災害対策部を経て県災害対策本部事務局総括班に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により桑名地方災害対策部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、市は直接総務省消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に住家等被害状況速報を、桑名地方災害対策部を経由して県災害対策本部に報告するものとする。

③ 被害報告

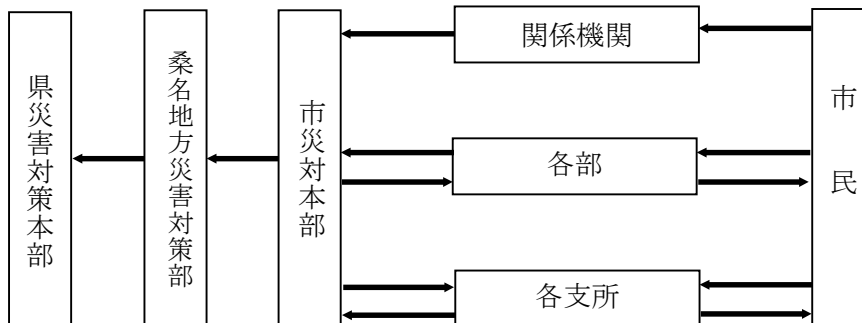
a 中間報告

上記①、②の速報後の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式または項目により県関係機関に報告する。

b 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告する。報告要領は、上記「a 中間報告」のとおりとする。

[災害報告系統図]



被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができない死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。	
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	
建物被害	住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。	
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。	
	全壊 (全焼)	住家がその居住するための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が著しく、補修により元通りに再利用することが困難なもので、具体的に住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
	住宅半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を滅失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、住家の半壊のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもので、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	
	準半壊	住家が準半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	準半壊に至らない 一部損壊	住家の損壊程度が半壊に至らないもの。住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。ただし窓ガラス2～3枚程度割れたものは除く。	
	非住家の被害	非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、公民会、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、市庁舎、公民館効率保育園等の公用の用に供する建物とする。	
その他被害	田畑被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育に供する施設をいう。	
道路	「道路」とは道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。		

		「道路決壊」とは高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋梁	「橋梁」とは道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
その他被害	河川	「河川」とは河川法（明治30年法律第29号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする川岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防	「砂防」とは砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とはごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	電話	「電話」とは通信不能になった一般回線のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した個数のうち最大時の個数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
被災者	被災世帯	「被災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	被災者	「被災者」とは、被災世帯の構成員とする。

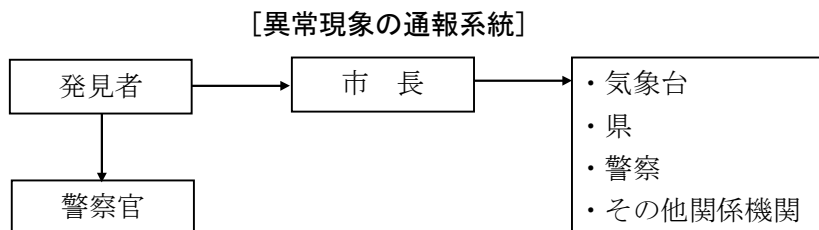
(注) :

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変形を生じることにより補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(4) 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた市長は、直に次に機関に通報又は連絡するものとする。

- ア 気象台
- イ 県
- ウ 警察
- エ その他関係機関



5 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線利用者、インターネット利用者等の通信ボランティアの協力を得るものとする。

6 市民等の安否情報の収集

大規模な災害が発生した場合、多数の情報が錯綜し、正確な市民等の安否情報を収集することが困難になるおそれがあるため、市災対本部、その他防災関係機関並びに自治会及び自主防災組織は互いに協力し、災害時に市民等の安否情報の収集又は伝達に努める。

(1) 市災対本部

市災対本部は、多数の者を収容する施設の把握に努め、大規模な災害が発生した場合における市民等の安否情報を集約する。

7 住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、緊急告知防災ラジオ等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報の提供に努める。

【広報内容】

- (1) 災害の発生状況
- (2) 災害による被害の状況
- (3) 気象状況
- (4) 市災対本部に関する情報
- (5) 救助・救出に関する情報
- (6) 避難に関する情報
- (7) 被災者の安否に関する情報
- (8) 二次災害危険性に関する情報
- (9) 主要道路状況
- (10) 公共交通機関の状況
- (11) ライフラインの状況
- (12) 医療機関及び救護所等の状況
- (13) 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- (14) 公共土木施設状況
- (15) 防疫・衛生に関する情報
- (16) 教育施設及び児童・生徒に関する情報
- (17) ボランティア及び支援に関する情報
- (18) 住宅に関する情報

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市長が報道機関（ケーブルテレビを除く）による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

また、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡（海上保安庁）

(1) 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した、あるいは通報を受けた海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。

■市民や自主防災組織が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象の発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報するよう努める。

(2) 市民による安否情報の収集

市民は、大規模な災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておくものとする。また、災害用伝言ダイヤルを活用し、電話の輻輳の緩和に努めるものとする。

(3) 自主防災組織による安否情報の収集

自主防災組織は地域内市民の正確な安否情報を把握するため、大規模な災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内市民に周知しておくものとする。

また、自主防災組織の情報収集班は集合場所に参集していない市民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で収集した地域内市民の安否について市災対本部へ報告するものとする。

第5節 県内市町間応援・受援体制の整備

第1項 活動方針

<p>《応援体制》 ○各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築する。</p> <p>《受援体制》 ○県に対する要請、及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の支援の受け入れ体制を構築する。</p>
--

第2項 主要対策項目

応援体制

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	総務対策部	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
情報収集のための職員の派遣	総務対策部	【発災72時間以内】 各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討	総務対策部	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部局)
応援体制の構築	総務対策部	【要請受理後24時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、(要請元自治体)

受援体制

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総務対策部	【発災12時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受け入れ	総務対策部	【発災72時間以内】	・受け入れ時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	総務対策部	【発災72時間以内】	・不足している資源(人・物)の状況
受援体制の構築	総務対策部	【発災72時間以内】	・受け入れ時期・資源(人数・数量)・場所

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

《応援体制》

1 各協定等に基づく応援要請の受理

市は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、関係市町間での定めによることとするとともに、県災対本部に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

個別の応援協定等による応援を実施する場合は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災

害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握するよう努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、市の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

《受援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定ほか各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受け入れ

市災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点場所を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

第1項 活動方針

○大規模災害では甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路交通情報・被害情報の収集	建設対策部	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)
道路パトロールと緊急時の措置	建設対策部	【発災3時間以内】 発災後速やかに	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)
交通規制の実施	建設対策部	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路交通情報・被害情報の収集

(1) 市管理道路情報等の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、パトロールを行うなどして、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

(2) 国や県、民間事業者等からの道路情報等の収集

市内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、市管理道路の情報以外に、国や県が管理する道路情報、(一社)三重県建設業協会が構築した情報共有システムにおける道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者からの情報収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

2 道路パトロールと緊急時の措置

災害発生に伴う道路パトロール等の実施にあたっては、パトロール員等の安全確保を優先することを前提とした上で、道路パトロール時における緊急時の措置については、次により行う。

(1) 道路パトロール時における緊急時の措置

ア 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

イ 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生(発生のおそれのある場合を含む。)に遭遇したときは、直ちに市災対本部にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

ウ 住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

3 交通規制

(1) 路上放置車両等に対する措置

基本法第76条の6に基づき、道路管理者は、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるとき、その管理する道路についてその区間を指定して、車両等の運転者等に対し、車両等を道路外へ移動すること等を命じるものとする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいないうちに限り、基本法第76条の3第1項の規定に基づいて警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所道路の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

<中部地方整備局の対策>

1 状況の把握

所管する地域における道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努める。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報掲示板、道路情報提供システム等により周知する。

3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

4 排水作業の実施

冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

＜自動車運転者がとるべき行動＞

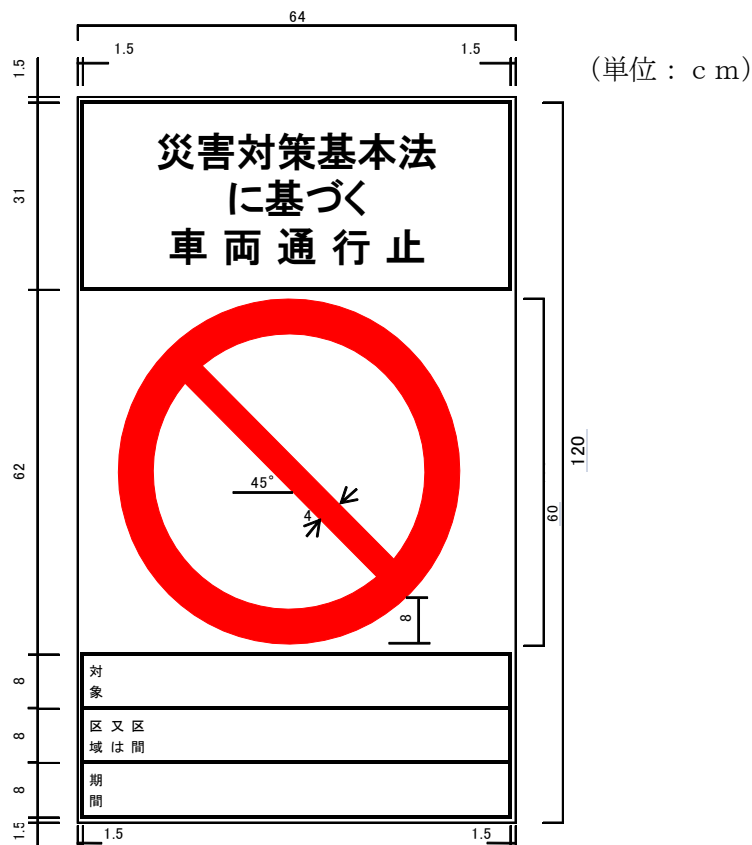
1 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- (3) 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

■参考

- 1 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 2 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



第2節 水防活動

第1項 活動方針

○災害時の河川、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
監視、警戒体制の整備(水防施設の安全点検)	建設対策部、 農林商工対策部、 施設管理者	【発災3時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体 ・県水防支部(各建設事務所)
応急復旧工事の実施	建設対策部、 農林商工対策部、 施設管理者	【発災12時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体 ・県水防支部(各建設事務所)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 監視、警戒体制の整備

災害発生に伴い、水防活動の実施にあたっては、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。また、監視・観測機器の設置にも努めるものとする。

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

2 水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の要配慮者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

3 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に要配慮者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。

4 応急復旧工事の実施

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、施設管理者、消防団長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

第3節 公共施設被災時の応急対策

第1項 活動方針

○市民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路・橋梁にかかる応急対策	建設対策部、 総務対策部	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(道路管理者等、防災関係機関(出先機関含む))
土砂災害発生時の応急対策	建設対策部、 農林商工対策部、 総務対策部	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(防災関係機関(出先機関含む))
農業用施設にかかる応急対策	農林商工対策部、 総務対策部	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(防災関係機関(出先機関含む))
林業用施設にかかる応急対策	農林商工対策部、 総務対策部	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(防災関係機関(出先機関含む))

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先として被害情報を収集するものとし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講じる。

2 土砂災害発生時の応急対策

県から提供される土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報や、基本法第61条の2に規定する避難指示等にあたっての技術的助言を活用し、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

3 農業用施設にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

農業用施設について、的確な被害情報の収集を図る。

4 林業用施設にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

林業用施設について、的確な被害情報の収集を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜道路管理者が実施する対策＞

1 公共土木施設等にかかる応急対策

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「＜市が実施する対策＞1 道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

第4節 ライフライン施設被災時の応急対策

第1項 活動方針

○上下水道等について、被害状況を迅速に把握し、二次災害防止措置を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
施設の応急対策活動	水道対策部、 総務対策部	【発災3時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害状況

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 上水道施設(市管理)の応急対策

(1) 被害状況の把握等

発災後、市が管理する水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を把握し、市災対本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

2 下水道施設(市管理)の応急対策

(1) 被害状況の把握等

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を把握し市災対本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

■その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況の把握
- ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

<LPガス販売事業者の実施する対策>

1 緊急対策

- (1) 協会員及び市災対本部、関係機関等との連絡体制を確保し、ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。被害状況は早急に把握し、二次災害の防止に努めるものとする。また、LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設等におけるLPガス設備の安全総点検を実施する。
- (2) LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- (3) その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- (4) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

<固定通信事業者の実施する対策>

「第1章第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者の実施する対策>

「第1章第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<三岐鉄道株式会社の実施する対策>

1 台風・大雨等時の運転基準及び運転規制区間

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- イ 施設、旅客等の被害状況の把握
- ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ア 災害の規模
- イ 被害範囲
- ウ 被害の状況
- エ 不通線区
- オ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社・三岐鉄道株式会社）の実施する対策>

1 台風・大雨等時の運転規制

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
- イ 施設、乗客等の被害状況の把握
- ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

- ア 災害の規模
- イ 被害範囲
- ウ 被害の状況
- エ 不通区間
- オ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ア 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ウ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

第5節 ヘリコプターの活用

第1項 活動方針

○風水害の発生により、市内で甚大な被害が発生し、陸上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出、救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
ヘリコプターの応援要請	総務対策部	【発災3時間以内】 ヘリコプターが必要な場合速やかに	・ヘリコプターの運航状況 (ヘリコプター保有機関)
活動拠点の確保(受入体制の構築)	総務対策部	【発災3時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災状況 (各施設管理者)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 県防災ヘリコプターの応援要請

市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

(1) 応援要請の方法

緊急を要する要請であるので電話等により次の事項について連絡を行うが、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運行要請書(三重県地域防災計画添付資料参照)」で要請する。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要事項

(2) 緊急時応援要請連絡先

区分	連絡先	N T T回線	地域衛星通信ネットワーク
平日	三重県防災航空隊	TEL 059-235-2555 FAX 059-235-2557	TEL 024-145-11 FAX 024-145-19
夜間・休日	三重県防災航空隊 宿直室	TEL 059-235-2555 FAX 059-235-2557	TEL 024-145-12 FAX 024-145-17

2 活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等でヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

第4部 発災後の応急対策

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食材、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

3 受入体制の構築

市はヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

(1) 連絡調整

市災対本部において連絡調整を行う。

(2) 受入れ場所

原則としては県に届出している飛行場外離着陸場とするが、状況によってはその時点での判断も行う。

(3) 安全対策等

ヘリコプターの受入れ時の安全対策等については、消防署の指示に従う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<指定地方行政機関及び自衛隊の実施する対策>

1 被害情報の収集

風水害の発生により、市内に甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、市災対本部等、関係機関間での情報共有に努める。

2 要請に基づく活動

市災対本部から要請があった場合には、市災対本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急活動

第1項 活動方針

- 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 困難な状況下（気象条件、現場条件）での活動となるため、活動現場に応じた、適切な重機や資機材を調達する。（排水ポンプ車、照明車など）

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
救助・救急及び消防活動	桑名市消防本部(いなべ消防署・北分署)、総務対策部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(警察、消防) ・応援要請(県、市町)
活動拠点等の確保	桑名市消防本部(いなべ消防署・北分署)、総務対策部	【発災12時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(警察、消防)
資機材の調達等	桑名市消防本部(いなべ消防署・北分署)、総務対策部	【発災12時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(警察、消防)
惨事ストレス対策	桑名市消防本部(いなべ消防署・北分署)、総務対策部	【発災72時間以内】	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

第3項 対策

■市が実施する対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

市は、消防機関及び消防団等の機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

【救助活動】

(1) 実施機関

市災対本部は、消防団、桑名市消防本部(いなべ消防署・北分署)、いなべ警察署、自主防災組織等の協力を得て救助活動を実施する。

(2) 救助対象

災害により救助を必要とする対象は、次のとおりとする。

- ア 火災時に渦中に取り残されたような場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ウ がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂等の下敷きとなった場合
- エ 電車、自動車等による集団的事故が発生した場合
- オ ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合
- カ その他これに類する場合

(3) 救助の手順

- ア 市災対本部は救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは、いなべ消防署・北分署、いなべ警察署、消防団、自主防災組織、市民等の協力を得て、直ちに救助活動を実施する。
- イ 救出された負傷者は直ちに救急車又はその他の手段により医療機関、その他応急救護所などに搬送する。

(4) 重機・資機材の調達

- ア 救助活動に必要な重機・資機材は原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- イ 市は必要に応じて、民間からの協力等により救助活動のための重機・資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

(5) 救助活動

被災者の救出は、市災対本部において迅速に実施するのを原則とする。しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、市独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、消防機関、警察及び隣接市町等と緊密な連絡を取り、万全を期すものとする。

- ア 本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたるものとする。
- イ 近隣市町間の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。

(6) 関係機関等への応援要請

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、県、警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼するものとする。

【救急活動】

- (1) 市は、消防機関、医療機関等の協力を求めて救急活動を実施する。
- (2) 市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合に、消防活動と同様に協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。
- (3) 市は、平常時において、市民に対し、応急手当の普及啓発を推進する。

2 消防活動の実施及び応援・受援

(1) 協定に基づく応援要請

市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接総務省消防庁長官に対して、要請する。

3 活動拠点等の確保

市は、県と連携して、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設を東海環状自動車道いなべインター（仮称）付近に設け、広域支援拠点として充実させる。また、隣接する市庁舎（建設予定）や市ヘリポートを活用し、物資の調達・供給に努めるものとする。

4 重機・資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

また、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うため、通信体制の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて県を通じ、総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動

第1項 活動方針

○発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等を中心として医療・救護活動にあたり、人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	福祉対策部	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等
医療・救護活動	福祉対策部	【発災後3時間以内】 医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等
医薬品等の確保	福祉対策部	【発災後3時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)
医療施設の応急復旧	福祉対策部	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報(医療機関)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握、共有に努める。特に、発災後は広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を随時確認し、付近の医療施設の診療状況等を把握するなど傷病者に適切な対処を行う。

2 医療・救護活動

(1) 救護所の設置

市長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、一般社団法人いなべ医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する(市は一般社団法人いなべ医師会との災害救護活動協定に基づき医療救護班を編成する。)

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行うとともに、救護所においては、救急医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設するように努める。

(2) 医療救護班の派遣による実施

市長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、桑名地方災害対策部長に派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、桑員地域2市2町の医療救護活動に関する協定に基づき、派遣要請を実施する。

ア 医療救護班の派遣要請

市は、発災後2日から1週間程度を過ぎても災害医療体制を継続する必要がある場合に、医療救護班の再編成を協力機関に要請する。

(3) 医療機関による実施

市長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当と見込まれるときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

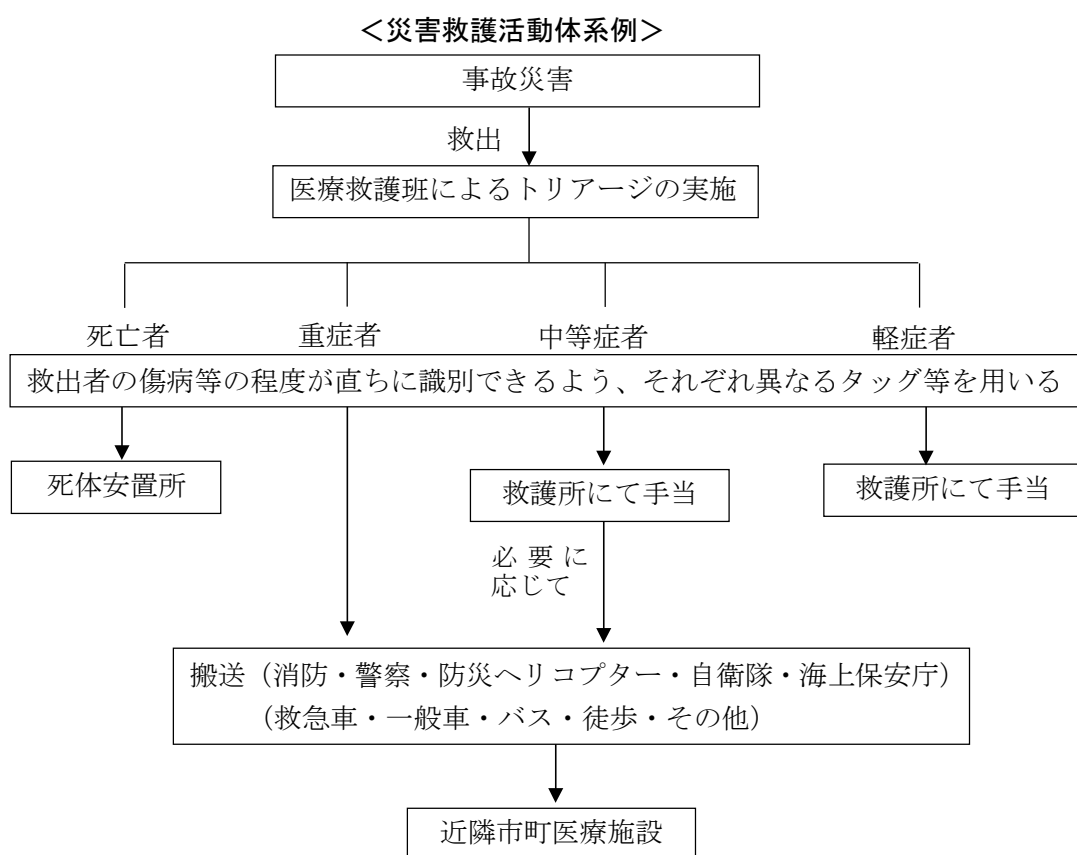
(4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は市長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第2章第1節 緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、市長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

災害時の救護活動は、原則として以下の流れで行うこととする。



(5) こころのケア

市は、県と連携して、被災者のこころのケアについて、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等により、保健所等に相談窓口の設置に協力するとともに、必要な箇所において被災者の救護活動を行う。

(6) 医薬品等資材の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材は、原則として市内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局、薬店から調達するものとする。ただし、市内で調達不可能な場合は、桑名地方災害対策部に要請する。

(7) 人工透析の措置

人工透析には大量の水が必要なことから、透析施設への優先的な給水を行うこととする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<医療機関の実施する対策>

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- (1) 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- (2) 患者の急増等に対応するため、密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。
- (3) 医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は市長からの派遣要請を待たなくても、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- (4) 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

2 患者搬送及び収容

「<市が実施する対策> 2 (4) 患者搬送及び収容」に準ずる。

<日本赤十字社三重県支部の対策>

1 医療及び助産の実施方法

- (1) 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
- (2) 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

<赤十字奉仕団の対策>

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

<三重県歯科医師会の対策>

1 口腔のケア

被災者の口腔内健康の変化に応じて、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な場所で被災者の口腔ケア活動を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間を受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第4章 緊急避難対策

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

第1項 活動方針

- 避難の指示等が市長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 近隣市町と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者をはじめとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各班が連携して市の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	総務対策部	【発災直後】 避難指示等発表後速やかに	・避難指示等
避難誘導等	総務対策部、福祉対策部、社会福祉協議会	【発災3時間以内】 要請があり次第速やかに	・支援要請情報
避難所の開設及び運営支援	総務対策部、福祉対策部、社会福祉協議会	【発災6時間以内】 要請があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 避難指示等

洪水・浸水、土砂崩れ等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合、土砂災害防止法第31条に基づく土砂災害緊急情報が通知され人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。この場合、市長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、避難指示のほか、必要に応じて高齢者等避難を伝達し、要配慮者をはじめとする適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。(基本法第56条)

さらに、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難しうよう、周知のための必要な措置を講ずるほか、浸水のおそれがある場合についても同様の措置をとる。

なお、避難指示等に係る具体的な発令基準は、資料編に記載する。

ア 市長の指示(災害種別の限定なし)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、市長は立退きを指示し、急を要すると認められるときは、立退くべきことを指示する。

この場合、市長は、速やかにその旨を知事に報告する。(基本法第60条)

イ 水防管理者の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退きを指示する(水防法第29条)。

水防管理者が上記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（水防法第29条）。

(2) 避難の指示の内容

避難の指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難場所
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

(3) 避難準備情報の内容

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を必要に応じて伝達する。（基本法第56条）

(4) 避難の指示等にかかる市長不在時の対応

市長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

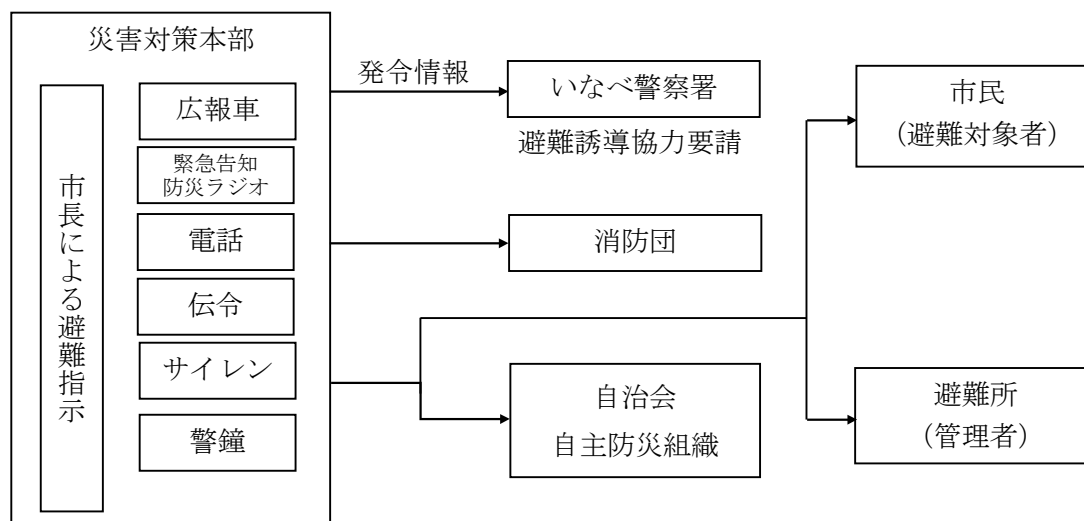
(5) 避難指示等の解除

市長は、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

避難のための立退きの指示等の権限

実施責任者	種別	要件	根拠
市長 (指示)	災害 全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難を指示する。(知事に報告する。)	基本法 60 条
警察官	災害 全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難を指示する。(市長に通知する。)	基本法 61 条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災的危険な事態がある場合に避難を命ずる。(公安委員会に報告する。)	警職法 4 条
消防吏員 消防団員	火災	火災現場において、消防警戒区域を設定して、その区域からの退去を命じ、出入を禁止しもしくは制限する。	消防法 28 条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(署長に通知する。)	水防法 29 条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(署長に通知する。)	地すべり等防止法 25 条
自衛隊 (指示)	災害 全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に避難を指示する。(警職法の準用)	自衛隊法 94 条

【避難指示の方法 概念図】



2 避難指示等の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 住民等に対する周知

ア 住民への伝達方法等

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

① 緊急告知防災ラジオによる周知

② 広報車による周知（但し、下記③に留意する）

③ 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

④ 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

⑤ 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者等への避難情報の提供

⑥ 登録制メール、緊急速報メール、市ホームページ、Lアラート等による周知

3 避難所への避難誘導

(1) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、要配慮者を優先して行う。

なお、要配慮者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市において措置できないときは、市は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

(5) 住民等の避難誘導

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

また、市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所への誘導、及び住民等に対し周知徹底を図るものとする。

4 避難所の開設等

(1) 避難所の開設

ア あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

2 避難指示等の市民への広報（放送機関）

市長からの要請に基づき、市災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 市民の避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に際して、必ず火気危険物等の始末を行う。
- (2) 1週間分以上の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品等を常に準備しておく。
- (3) 持病のある人は常用薬、女性は生理用品、乳児にはミルクや紙おむつなどを準備しておく。
- (4) 素足、無帽は避け、最小限度の下着等の着替えや防寒雨具を準備しておく。
- (5) できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備しておく。
- (6) 持ち出す貴重品は準備しておく。
- (7) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」等にまとめておく。

2 避難指示等の情報の積極的な入手

市民は、エックスやフェイスブック等のSNS（Social Networking Service）を活用するなどして、避難指示等の情報を自ら積極的に入手し、できるだけ早期での対応に努める。

3 自主的な避難行動等

降雨時に落石や湧き水の濁り、地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に安全な場所へ避難するとともに、市に連絡する。

4 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたって、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(3) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 要配慮者対策

第1項 活動方針

- 地域住民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、要配慮者の安全確保や避難に協力する。
- 市は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
要配慮者・施設等の被災状況の把握・受入調整等	総務対策部、 福祉対策部、 社会福祉協議会	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(要配慮者関連施設)
要配慮者の安否確認	総務対策部、 福祉対策部、 社会福祉協議会	【発災12時間以内】 要配慮者の安否確認情報等を入手次第	・要配慮者の安否情報(防災関係機関)
要配慮者への避難支援等	総務対策部、 福祉対策部、 健康こども部、 社会福祉協議会	【発災3日以内】 使用できる避難施設や要配慮者の情報を入手次第	・必要な支援の内容(要配慮者関連施設、避難所等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 要配慮者の安否確認

民生委員、自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、関係団体、地域ボランティア団体等の協力を得て、速やかに高齢者・障がい者等の在宅要配慮者の安否確認を行う。

3 要配慮者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 要配慮者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに要配慮者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

4 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者に対する生活の場を確保する。

5 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

6 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で要配慮者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、市及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 要配慮者及び保護責任者の対策

市から避難準備情報が発令された場合、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始し、保護責任者は要配慮者の支援を行う。

また、要配慮者の避難の際には、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努める。

第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策

第1項 活動方針

○風水害発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
児童生徒等の下校又は保護継続の措置	福祉対策部、 教育対策部	【発災のおそれがある場合】 風水害被害の発生の可能性が高まる前	・気象情報(気象台)
児童生徒等の避難対策	福祉対策部、 教育対策部	【発災1時間以内】 被災後、速やかに	・被害状況及び救助活動の状況 (市立学校・防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 児童生徒等の下校又は保護継続の措置

児童生徒等の下校は、台風接近時や大雨時等風水害被害の発生が高まる時間帯を避け、安全な時間帯に行くことを原則として、あらかじめ定める学校防災計画、マニュアル等に従い判断するものとし、下校措置に当たっては、集団下校や保護者と連絡を取ったうえでの教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しを図る等、児童生徒等の安全な下校に万全を期す。

なお、保護者と連絡が付かない児童生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない児童生徒等については、風水害の程度に応じ、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。

災害の状況によって全校の児童生徒等を学校で保護する必要がある場合は、的確に保護の内容を保護者に連絡する。

2 児童生徒等の避難対策

(1) 児童生徒等の避難誘導

学校は、避難情報(高齢者等避難・指示)の発令、学校の被災等により学校から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する。(あらかじめ指定された者がいない場合は、代替りのものを指定し適切に対応させる。)

(2) 児童生徒等の安否確認

児童生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(3) 被災状況の把握と報告

学校は、児童生徒等の避難、児童生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された手段で速やかに市に報告する。

(4) 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ児童生徒等の安否情報を提供すると

第4部 発災後の応急対策
第4章 緊急避難対策

ともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

(5) 児童生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童生徒等を帰宅させるときは、保護者に連絡の上、帰宅経路等の安全を確認したうえで下校させる。

なお、保護者と連絡が付かない児童生徒等又は帰宅しても保護者がいない児童生徒等は、保護者等に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

第5章 特定自然災害対策

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策

第1項 活動方針

- 気象庁（津地方気象台）と連携して速やかに情報を収集し、市民に対して適切かつ速やかに情報提供する。
- 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
- 市民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
1 局地的大雨対策の	総務対策部、 建設対策部	【発災のおそれがある場合】 市内に局地的大雨が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・降水短時間予報(気象台) ・大雨注意報・警報(気象台) ・キキクル(気象台) ・顕著な大雨に関する気象情報(気象台) ・降水ナウキャスト(気象台)
2 竜巻等突風対策	総務対策部、 市民対策部、 建設対策部	【発災のおそれがある場合】 「竜巻注意情報」が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻注意情報(気象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト(気象台)
3 雪害対策	総務対策部	【発災のおそれがある場合】 県内に「大雪警報」が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・大雪警報(気象台) ・大雪に関する気象情報(気象台)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討等、必要な防災対策を講じる。

(2) 住民への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、後述する「<市民・事業者等が実施する対策>1 局地的大雨対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

2 竜巻等突風対策

(1) 住民への注意喚起

気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達するとともに、「<市民・事業者等が実施する対策>2 竜巻等突風対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

(2) 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(3) 災害がれき処理

いなべ市災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

(4) 道路の応急復旧

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

(1) 住民への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すとともに、「<市民・事業者等が実施する対策> 3 雪害対策」で記す内容を住民等へ周知するよう努める。

(2) 道路除雪

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(3) 適切な道路管理と交通対策

道路管理者及び警察署その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。

(4) 防災関係機関との協力

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

■市民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、市民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることが重要である。

1 局地的大雨対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 局地的大雨からの避難対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

2 竜巻等突風対策

(1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、竜巻等突風、局地的大雨の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や高齢者等避難等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

ア 屋内での退避行動

- ① 窓やドア、外壁から離れる。
- ② 家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ③ 浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

イ 屋外での退避行動

- ① コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ② 駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
- ③ 車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

3 雪害対策

(1) 局地的大雪に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や12時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。

(2) 雪害からの防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れたり、雪の固まりの落雪等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行うよう努める。

第5部 被災者支援・復旧対策

第1章 災害対策本部活動体制の確保

第1節 災害対策本部の継続・廃止

第1項 活動方針

- 災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、市災対本部の設置を継続する。
- 市災対本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市災対本部の継続	総務対策部	【災害応急対策を継続して実施する必要があるとき】災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等(津地方気象台等)
災害対策職員の健康管理	総務対策部	【災対本部を長期間設置するとき】災対本部活動の状況により、必要に応じて	・各職員の勤務状況
市災対本部の廃止	総務対策部	【災害応急対策がおおむね完了したとき】災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等(津地方気象台等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市災対本部の継続・廃止

(1) 市災対本部の継続

下記「(2) 市災対本部の廃止」の状況にあると認められない場合は、市災対本部を継続し、県、関係機関と連携を図るとともに、情報収集等必要な対応に努める。

(2) 市災対本部の廃止

市の地域内に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき(下記の状況)、本部は廃止される。

- ア 被害数値が概ね確定したとき又は被害が確認されなかったとき
- イ 災害救助法による応急救助が完了したとき
- ウ 指定避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等、当面の日常の場が確保されたとき
- エ 災害援助資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

2 災害対策職員の健康管理

(1) 連続勤務の制限

各部署等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないように、必要に応じて交替で休暇を与えるなど、適切な措置を講じなければならない。

(1日2交替以上の勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。)

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

第2節 他府県等からの応援受入

第1項 活動方針

○各協定等に基づく応援要員・救援物資等の受入を迅速に行い、被災地へ効果的に展開・配分する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総務対策部	【発災 12 時間以内】 他府県等からの応援が必要と判断され次第	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受入	総務対策部	【発災 48 時間以内】 応援要請を実施後	・受入時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	総務対策部	【発災 48 時間以内】 応援要請を実施後	・不足している資源(人・物)の状況
受援体制の構築	総務対策部	【発災 72 時間以内】 応援内容確定後	・受入時期・資源(人数・数量)・場所

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 各協定等に基づく応援要請

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受入

市災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。
また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の状況について的確に把握し、保有する資源(人・物)と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。
また、要請内容に沿って活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

第3節 国への災害対策要員の派遣要請等

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、県及び市は従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等	総務対策部	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況
従事命令等	総務対策部	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市長又は、市の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あつせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2 従事命令等*

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市長は当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

※県知事が災害応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、保管命令により、施設・土地・家屋・物資を管理・使用・収用したり、職員に施設・土地・家屋・物資のある場所や物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国及びその他の地方公共団体の対策>

1 災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、災害時における動員体制を確立しておく。

(2) 機関相互の応援

応急体制に要する人員は、その機関において確保する。

第4節 災害救助法の適用

第1項 活動方針

○災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

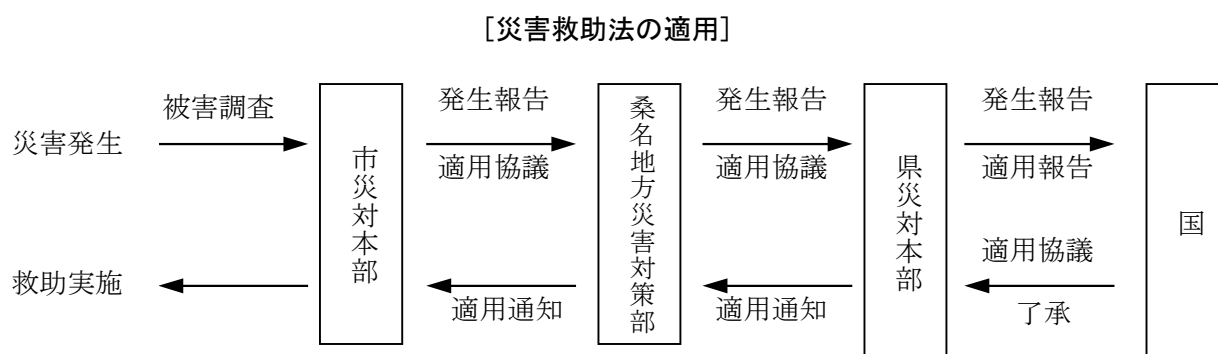
第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報
災害救助法の適用	福祉対策部	【発災後12時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況
災害救助法の運用	福祉対策部	【発災後12時間以内】 災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策



1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令(本節において以下「施行令」という。)第1条に定めるところによるが、いなべ市における具体的適用基準はおおむね次のとおりとなる。

- (1) 住家の滅失した世帯の数が60世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯数が100世帯に達しないが、県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市の区域の被害世帯数が30世帯以上に達したとき。
- (3) 県内の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上で、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難であり多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 適用の手続き

- (1) 市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、市は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

3 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

4 災害救助の種類と実施権限の委任

(1) 災害救助法による救助の種類

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の供与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事から委任を受けた市長は、委任された救助の実施責任者となる。

(3) 上記(1)のキにいう生業資金の貸付については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。

5 救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」早見表によるものとする。

6 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

(1) 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する

(2) 国庫負担：(1)の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」早見表
令和5年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり6,775,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の避難行動要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)				
飲料水の給与	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊、全焼、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害の発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分	1 人 世	2 人 世	3 人 世	4 人 世	5 人 世	6人以上1人増すごとに加算
		全壊全焼	夏 19,200	冬 24,600	夏 36,500	冬 43,600	夏 55,200	冬 8,000
		流失	夏 31,800	冬 41,000	夏 57,200	冬 66,900	夏 84,300	冬 11,600
		半壊半焼	夏 6,300	冬 8,400	夏 12,600	冬 15,400	夏 19,400	冬 2,700
		床上浸水	夏 10,100	冬 13,200	夏 18,800	冬 22,300	夏 28,100	冬 3,700

第5部 被災者支援・復旧対策
第1章 災害対策本部活動体制の確保

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬 剤、治療材料、医療器具 破損等の実費 2 病院又は診療所…国民 健康保険診療報酬の額以 内 3 施術者 協定料金の額以内	災害の発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途 計上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出産 のみならず、死産及び流産 を含み現に助産を要する 状態にある者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の100分の80以 内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途 計上
被災者の救出	1 災害のため現に生命 もしくは身体が危険な 状態にある者又は生死 不明の状態にある者を 捜索し、又は救出するも の	当該地域における通常の 実費	災害発生の日から 3日(72時間)以 内 死体の捜索の場合 は10日以内	1 期間内に生死が明ら かにならない場合は、 以後「死体の捜索」と して取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別 途計上
被災した住 宅の応急修 理	1 住宅が半壊(焼)し、 自らの資力により応急修 理をすることができない 者 2 大規模な補修を行わ なければ居住することが 困難である程度に住家が 半壊した者	居室、炊事場、便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊 若しくは半焼の被害を受け た世帯706,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程 度の損傷により被害を受け た世帯343,000円以内	災害発生の日から 3ヵ月以内	
学用品の 給 与	住宅の全壊(焼)流失半 壊(焼)又は床上浸水によ り学用品を喪失又は毀損 し、就学上支障のある小学 校児童及び中学校生徒及 び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材、又は 正規の授業で使用してい る教材実費 2 文房具及び通学用品 は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,800円 中学校生徒 1人当たり5,100円 高等学校等生徒 1人当たり5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支 給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死 亡した者であっても対象 となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、 かつ、四圍の事情によりす でに死亡していると推定 される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別 途計上 2 災害発生後3日を経 過したものは一応死亡 した者と推定してい る。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り 3,500円以内 一時保存 <ul style="list-style-type: none"> 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,400円以内 検案 <ul style="list-style-type: none"> 救護班以外は 慣行料金 	災害発生の日から 10日以内	<ul style="list-style-type: none"> 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当り 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法等第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※この表は、災害救助法施行細則の概要であり、原則として毎年度改正を行うため、適用時点の基準を用いる。

第2章 避難者支援等の活動

第1節 避難所の運営

第1項 活動方針

- 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各班が連携して市の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整	福祉対策部、 総務対策部	【発災 36 時間以内】 避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報
隣接市町への避難受入要請	福祉対策部、 総務対策部	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報
再避難の実施支援	福祉対策部、 総務対策部	【発災 48 時間以内】 要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報
避難所運営の支援	福祉対策部、 総務対策部	【発災 36 時間以内】 要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報
要配慮者への対応	福祉対策部、 総務対策部	【発災 36 時間以内】 市からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在看に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整する。

2 隣接市町への避難受入要請

災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。

3 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

4 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、避難所の避難所運営マニュアル等に沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- (1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求め

- る。食料等の配布にあたっては、食事に配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別によるニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- (2) 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
 - (3) 避難所は犯罪を誘発・助長する面があり、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性の視点から、危険箇所や必要な対応について環境改善を行う。また、警察と連携して巡回や被害者への相談窓口情報提供を行い、女性に対する暴力を防ぐなど、犯罪・暴力の抑止に努める。
 - (4) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
 - (5) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
 - (6) 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて福祉スペースや救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。
 - (7) 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
 - (8) 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
 - (9) ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

5 要配慮者への対応

高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

また、停電や避難が困難な場合を想定し必要に応じて障がい者等を福祉避難所や医療機関に避難できるように災害前の事前避難を行う。

第2節 緊急輸送手段の確保

第1項 活動方針

○大規模な災害が発生した場合、市内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
輸送車両の確保	総務対策部	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能 公用車の把握を行う	・市有車両等
輸送ルートの情報収集・伝達	建設対策部	【発災1時間以内】	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報
輸送手段の確保	総務対策部	【発災12時間以内】 緊急の必要があると認め る場合、速やかに	・県(輸送手段の要請) ・各協定締結団体

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市が所有する車両の確保等

輸送手段を確保するため、次の方法をとることとする。

なお、輸送手段が十分確保できないときは、総務部は災害対策車両の確保を行う。

- (1) 市有車両の活用
- (2) 民間車両の借上げ
- (3) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

2 輸送ルートの情報収集・伝達

市は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

- ア 指定公共機関、指定地方公共機関への要請(基本法第86条の18)
 - <指定公共機関> 日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社
 - <指定地方公共機関> (一社)三重県トラック協会
- イ 国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

ウ 自衛隊への要請

上記アからイによる輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に基づき、自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

(2) 航空輸送手段の協力要請

「第2章第5節 ヘリコプターの活用」に準じる。

4 応援の要請等

市長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は三重県防災行政無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<各協定締結団体の対策>

1 緊急対策

各協定締結団体内及び市災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。

また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき市から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第3節 救援物資等の供給

第1項 活動方針

- 市民による1週間分以上の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- 市は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
物資等の要請情報の収集・整理・調整	総務対策部	【発災3時間以内】	・被災状況と必要物資
物資等の受け入れ	農林商工対策部	【発災12時間以内】	・広域物資提供情報
物資等の調達	農林商工対策部	【発災12時間以内】 避難所開設後、速やかに	・物資確保状況 (協定締結団体等) ・物資調達要請状況
物資等の供給	農林商工対策部	【発災12時間以内】 避難所開設後、速やかに	・物資集積拠点状況 ・物資配送状況 (協定締結団体等)
燃料の確保	農林商工対策部	【発災12時間以内】	・必要な市有車両等

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

市は物資集積拠点・避難所等の物資等の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資等の品目・量を的確に把握することに努める。

2 食料の調達・供給活動

(1) 避難者に対する食料供給

市は、市民の自助として1週間分以上の備蓄を促すとともに、市が備蓄する物資等を供給する。

市は、在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や市外から支援された物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・避難者発生～12時間以内 : 住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・避難者発生12時間後～ : 協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・避難者発生24時間後～ : 協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・避難者発生72時間後～ : 住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯(炊き出し)

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

市が設置する物資集積拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。
 応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用を努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国から支援された物資等を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

避難者発生～ 24時間以内	医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
避難者発生 24時間後～	日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）など

(2) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

市で設置する物資集積拠点で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

4 物資等の供給

市は調達した物資を受け入れるため、物資集積拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。なお、物資等は被災市町又は県が指定する場所まで輸送を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<物資等の調達に関する協定等締結団体の対策>

以下の団体については、市との協定に基づき、物資等の供給を行う。

1 協定締結団体

- ・いなべ市商工会
- ・イオン株式会社中部カンパニー北勢事業部
- ・三重北農業協同組合
- ・株式会社義津屋員弁店
- ・株式会社スギ薬局北勢店
- ・いなべ衣料協同組合
- ・マックスバリュ中部株式会社
- ・NPO 法人コメリ災害対策センター
- ・(株)東海セイムス
- ・生活協同組合コープみえ
- ・ミドリ安全三重(株)

<農林水産省政策統括官の対策>

農林水産省政策統括官は、三重県及び市から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。

<中部経済産業局の対策>

中部経済産業局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

<自衛隊の対策>

三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

<三重県員弁LPガス協議会の対策>

「災害時におけるLPガスの調達に関する協定書」に基づき、市からLPガスの調達要請があった場合は、あらかじめ定める体制により調達を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる1週間分以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日頃の活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

第4節 給水活動

第1項 活動方針

- 大規模災害発生時には上水道施設が被害を受けることが想定されるため、被災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ的確に供給する。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	水道対策部	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の調整	水道対策部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の実施	水道対策部	【発災12時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請

第3項 対策

■市が実施する対策

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり1週間分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池等の貯留水を確保する。

なお、災害発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とする。

災害発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3ℓ	生命維持に最低限必要な水量
～7日	1人1日20ℓ	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14日	1人1日100ℓ	生活水の確保
～28日	被災前給水量(1人1日250ℓ)	応急復旧完了

2 応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部(事務局:津市水道局)は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 給水の方法

飲料水はおおむね次の方法によって供給するものとする。

ア 給水方法は指定避難所、医療施設、学校、市役所などの拠点給水とし、供給する飲料水は原則として水道水とする。

イ 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

ウ 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給する。

(3) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(4) 応急給水活動の応援要請

市単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける場合、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、市災対本部の災害派遣要請に基づき、県等と連携して給水活動を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活水の確保

災害発生後1週間分以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用する。

第5節 ボランティア活動の支援

第1項 活動方針

- 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに市内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 市は、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携して必要な物資や資機材等の円滑な調達・供給に努める。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と共有	福祉対策部、社会福祉協議会	【発災3時間以内】 発災後速やかに	県災対本部等からの情報収集と情報共有
ボランティアセンターの設置	福祉対策部、社会福祉協議会	【発災24時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	被災状況、市災害ボランティアセンターの設置状況(市災害ボランティアセンター)
ボランティア団体への支援	福祉対策部、社会福祉協議会	【発災1週間以内】 ボランティア団体への支援が必要と認められた場合	被災地のニーズ(市災害ボランティアセンター)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、「市災害ボランティアセンター」を設置するとともに、被災状況に応じて「サテライト」(ボランティアの活動拠点)を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 市災害ボランティアセンターの機能

- ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- イ 「みえ災害ボランティア支援センター」との連絡調整
- ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
- エ その他ボランティア活動に関する庶務
- オ 市、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携による資機材等の調達・供給

2 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整を行う。

(1) ボランティア受付、登録

- ア ボランティアの受付
 - 災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。
- イ 個人ボランティアのグループ化等の活動体制の整備
 - 個人的なボランティア申出者については、ボランティア団体等が中心となってグループ化

を図るなど、活動が機能的に行われるよう体制を整備する。

ウ ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

エ ボランティアの募集

ボランティアの需要に対して不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

(2) 災害ボランティア支援体制の確立

市、ボランティア関係団体、機関は連携し、受入体制の整備など、災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入体制についての連絡調整や支援等に努める。

3 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

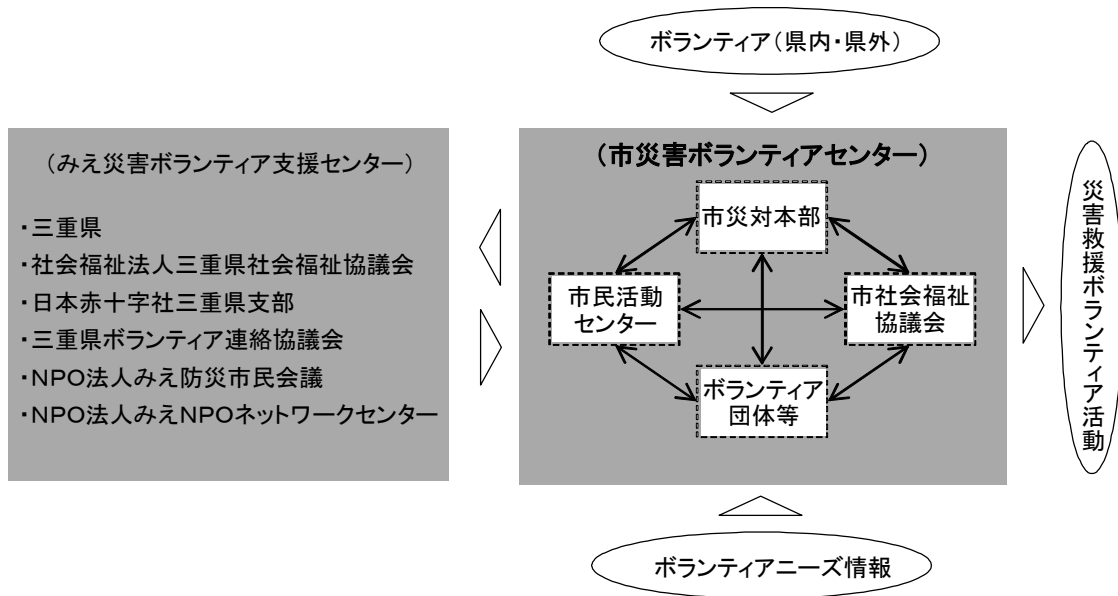
専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

なお、ボランティア団体の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めることとする。

- (1) 炊き出し、その他災害救助活動の協力
- (2) 清掃及び防疫
- (3) 災害応急対策用物資、資材等の輸送
- (4) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) その他災害応急措置の応援

4 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。



〈市災害ボランティアセンター等の概念図〉

■その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）
 - (1) 日本赤十字社三重県支部
 - ア 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
 - イ みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣する。
 - (2) 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
 - ア 社会福祉法人三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
 - イ 必要に応じて、被災市の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに被災状況などの情報提供を行う。
 - ウ みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターへの職員の派遣を要請し、センターの立ち上げ、運営にかかる支援を行う。
 - エ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。
 - (3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等）
 - ア みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。
 - イ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

- 1 被災状況の把握とボランティアの要請
自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、市災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。
- 2 市災害ボランティアセンターの運営支援
被災状況に応じて、市災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。
- 3 ボランティアの受入支援
市災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。
- 4 ボランティア活動への参加
被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第5節 防疫・保健衛生活動

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防疫活動の実施	福祉対策部、 市民対策部	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況
健康管理(保健活動)の実施・調整	福祉対策部、 市民対策部	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況

第3項 対策

■市が実施する対策

1 実施体制

(1) 実施責任者

被災地における防疫計画の策定及び実施は、市が行う。

(2) 避難所の衛生保持等

避難所の生活環境を確保し、良好な衛生状態の保持に努める。

市は、県と連携して被災地営業者及び臨時給食施設(避難所その他炊き出し施設)の実態を把握し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど、適切な措置を講ずることによって、被災者に対し安全で衛生的な食品を供給するよう努める。

(3) 検病調査の実施協力

市は、県と連携して、次に示す検病調査を緊急度に応じて計画的に実施する。なお、たん水地域においては、週1回以上集団避難所においてできる限り高い頻度で行う。

ア 災害地区の感染症患者の発生状況を迅速正確に把握

イ 未収容患者及び保菌者に対する隔離とその適切な処理

ウ 全般的な戸口調査

エ 前号より疑わしい症状のあるものの菌検索及び接触者の保菌者検索

オ 検病調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定による健康診断を実施する。

(4) 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(5) 消毒等による環境衛生

市は、災害地区において、県(保健所)と連携し、適切な消毒及びねずみ昆虫等の駆除その他の防疫措置を行うことにより、環境衛生に努める。

(6) 保健活動

ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて、桑名地方災害対策部を通じて県災対本部に応援要請を行う。

なお、発災後のフェイズ毎の対応については、「三重県災害医療対応マニュアル」を参考にして行うものとする。

イ 栄養・食生活支援

① 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

(ア) 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

(イ) 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

(ウ) 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(7) ペット対策

市は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中の疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤が、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットを連れて避難所へ避難する場合は、飼い主自らが責任を負うことを前提に、同行避難をする。

また、市等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、それぞれの指示に従い、ペットを適正に管理する。

第6節 災害警備活動

第1項 活動方針

- | |
|--|
| ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制の確立を要請し、情報共有に努める。
○住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。 |
|--|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害警備活動等	総務対策部、 情報対策部、 いなべ警察署	【発災12時間以内】 被災状況等に応じて速やかに	被害状況、交通状況、治安 状況等(関係機関等)

第3項 対策

■市が実施する対策

市は、いなべ警察署との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

1 災害警備活動

いなべ警察署と連携して行う災害警備活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集並びに広報活動
- (2) 防災、警備対策推進上の資料としての被害調査
- (3) 関係機関の発する各種警報等の伝達についての協力
- (4) 危険区域内市民の避難誘導
- (5) 迷子等の保護
- (6) 被害者の救出、行方不明者の捜索及び死者の検視
- (7) 被災地における交通の確保と指導
- (8) 暴利の取締り、危険物の保安及びその他被災地における犯罪の予防並びに検挙
- (9) 流言飛語の防止その他人心の安定を図るための治安情報の収集並びに広報活動
- (10) 県及び市の行う災害業務に対する協力

2 災害警備に関する広報

- (1) 県及びいなべ警察署、桑名市消防本部(いなべ消防署・北分署)と連携して市民に対して広報を行う。
- (2) 広報は緊急告知防災ラジオ、ケーブルテレビ、広報車、市ホームページ、携帯メール配信等で行う。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第7節 遺体の取扱い

第1項 活動方針

○市は、関係機関と連携し、行方不明者の搜索、遺体の収容、検視場所・遺体安置所の設置、検視・検案・身元確認、引渡し、及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の調整	市民対策部、いなべ警察署、消防機関	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 (県、自衛隊、警察、消防)
遺体の受入	市民対策部、いなべ警察署、消防機関	【発災後12時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (防災関係機関等)
遺体保存用資材等の支援	市民対策部、いなべ警察署、消防機関	【発災後12時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (防災関係機関等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 行方不明者の搜索

(1) 実施者及び方法

市災対本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具、航空機等を使用して実施する。

2 検視場所・遺体安置所の開設

いなべ警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、いなべ警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市災対本部は速やかに警察等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

市災対本部医療班は、いなべ警察署及び一般社団法人いなべ医師会と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市災対本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存し、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保するため、三重県葬祭業協同組合との協定に基づき、遺体の安置等に係る資機材の提供を依頼する。ただし、市災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、市災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市災対本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、市、警察等救助機関と連携して遺体の搜索活動等を行う。

第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

第1節 公共施設等の復旧・保全

第1項 活動方針

- 市民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	建設対策部、農林商工対策部、総務対策部、いなべ警察署	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	被害状況(道路管理者等、防災関係機関)
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	建設対策部、農林商工対策部、総務対策部	【発災3時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況
施設の復旧活動	建設対策部、農林商工対策部、総務対策部	【発災24時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況
施設における危険箇所の周知	施設管理者	【発災12時間以内】 危険箇所を確認次第	被害状況

第3項 対策

■市が実施する対策

1 公共土木施設及び農林施設にかかる応急復旧活動

(1) 道路、橋梁

ア 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、施設の被害情報等をふまえ、職員のほか(一社)三重県建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第4部第2章第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急輸送道路及び緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や市民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

ウ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、市ホームページ等を通じて危険箇所を市民等施設利用者に周知する。

エ 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

(2) 河川

ア 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 施設の復旧活動

河川の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

ウ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、市ホームページ等を通じて危険箇所を市民等に周知する。

エ 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

(3) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(4) 林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(5) 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動

ア 被害情報の収集

土砂災害危険地域に要配慮者関連施設がある場合、発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行うなど、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。

イ 危険地域立地施設の避難対策

土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<県の実施する対策>

1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、(一社)三重県建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。緊急輸送道路及び緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や生活に欠くことのできない重要な生活道路等について、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を実施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

2 河川・海岸施設にかかる機能回復・復旧活動

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、水防計画や建設者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

河川施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

3 砂防設備・治山施設にかかる機能回復・復旧活動

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

砂防設備・治山施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じ山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

4 地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設にかかる機能回復・復旧活動

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じ山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

第2節 農作物等の被害軽減対策

第1項 活動方針

○風水害により被害を受けた農林産物等について、その被害をできる限り軽減するための被害拡大防止措置等を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
農作物被害軽減対策	農林商工対策部	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況（関係団体等）

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 農作物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

速やかに農作物被害の状況を把握し、県へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病虫害防除対策等の技術指導を適切に行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<農業協同組合が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病虫害防除対策等の技術指導を適切に行う。

<農業共済組合連合会が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病虫害防除対策等の技術指導を適切に行う。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全

第1項 活動方針

- ライフライン施設の中で水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	水道対策部、 総務対策部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設中央監視システム等
施設の応急対策活動	水道対策部、 総務対策部	【発災3時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況
市水道施設応急復旧活動への参加	水道対策部、 総務対策部	【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・市水道施設被害状況

第3項 対策

■市が実施する対策

【上水道】

1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、市水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3) 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、コミュニティエム等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）を通じて応援を要請する。

【下水道】

1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、市下水道施設（以下、農業集落排水施設含む）について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

下水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所への応急復旧を行い、下水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 下水道施設の復旧

下水道施設の復旧作業において、汚水処理施設、主要なポンプ場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する污水管など重要施設から優先的に実施する。

マンホールの浮上や管路の破損に伴う陥没、溢水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、給水停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設ポンプの設置等により早期復旧に努める。

(3) 住民への広報

下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、コミュニティエフエム等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(4) 関係機関への通報

河川への汚水が流出したときは、河川管理者、県（環境）、下流域に水道水源を有する自治体（東員町、桑名市、四日市市）へ通報する。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく応援要請（下水道）

単独での復旧作業が困難な場合、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県（下水道課）に応援を要請し、県が設置する下水道対策本部と連絡を密にしながら、下水道施設の応急復旧を実施する。

(2) 「農業集落排水施設災害対策に関する協定」に基づく応援要請（農業集落排水）

単独での復旧作業が困難な場合、「農業集落排水施設災害対策に関する協定」に基づき、地域環境資源センターに応援を要請し、農業集落排水施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

- ア 支援内容は下水道と同様
- イ 支援要請は所定の様式により行うものとするが、緊急の場合は先に電話等により行う。

■その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者の実施する対策>

1 復旧方針

- (1) 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- (2) 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- (3) 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

2 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

<LPガス販売事業者の実施する対策>

1 中期対策

- (1) 危険箇所からの容器の引上げ
- (2) 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- (3) 避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- (4) 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給

2 「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書」に基づき、市からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<固定通信事業者の実施する対策>

「第4部第1章第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者の実施する対策>

「第4部第1章第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<三岐鉄道株式会社の実施する対策>

1 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講

じ、輸送の確保を図る。

- (1) 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
- (2) 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

2 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

3 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社・三岐鉄道株式会社）の実施する対策>

1 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

2 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<三重県石油商業組合の実施する対策>

1 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う（三重県の締結文）。

第4節 流木等漂着物対策

第1項 活動方針

○大雨により流出した木材等漂流物による二次被害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
河川保全区域内の漂着物の処理	建設対策部、農林商工部	【発災後1日以内】 区域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 区域内漂着物情報 (河川管理者)
湛水・浸水区域内の漂着物の処理	建設対策部、農林商工部	【発災後1日以内】 区域内の漂着物を確認し次第	区域内漂着物情報(住民等)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 河川区域内の漂着物の処理

河川区域内に漂流する流木等漂着物について、河川管理者並びに市は、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、河川管理者又は市並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。

2 湛水・浸水区域内の漂着物の処理

湛水又は浸水地域に漂流する流木等漂着物については、警察及び市が「1 河川区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<木材の所有者・占有者が実施する対策>

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川等の管理者に速やかに連絡する。

<公共貯木場管理者が実施する対策>

公共管理者が管理する貯木場については、当該管理者が貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材又は筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては、水門の閉鎖等の措置をとる。

<民間貯木場が実施する対策>

河川の増水、溢水等により流出するおそれのある民間貯木場においては、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動させ、又は流失防止柵を設置する等流失防止に努める。

第4章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

第1項 活動方針

○大規模災害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	建設対策部	【発災12時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請(県)
し尿処理	市民対策部	【発災12時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請(県)
生活ごみ等処理	市民対策部	【発災3日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請(県)
災害廃棄物処理	建設対策部	【発災1週間以内】 災害廃棄物処理体制が確立した時点	・被害状況 ・応援要請(県)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 障害物の除去

市が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。(し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。)

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた市で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

(3) 死亡獣畜の処理

ア 処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、必要に応じて次のように行うものとする。

埋却においては、十分な穴を掘り、死体の上にクレゾール及び生石灰を散布し、土砂をもって覆う。また、焼却においては、十分な薪、わら、石油等を用い焼却させるとともに、焼却後残った灰等は土中に被覆する。

イ 特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

4 災害がれき処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「市災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合には、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

市災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保

第1項 活動方針

- 被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の収集	総務対策部、 情報対策部	【発災後24時間以内】 市庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (住宅相談窓口)
被災建築物応急危険度判定等の実施	総務対策部、 情報対策部	【発災3日以内】 市から支援要請があり、被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報
応急仮設住宅等の確保	総務対策部、 情報対策部	【発災後1週間以内】 市からの要請があり次第速やかに	・建設資材の確保状況 (市、県建設業協会、プレハブ建築協会)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

また、住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅(建設・借上げ)の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

2 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、

自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あつせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

市は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

対象者は、災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者とする。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

市は、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

市は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

第3節 文教等対策

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市有学校施設等の一時使用措置	教育対策部	【発災後1日以内】	・避難状況等
災害時の応急教育の実施判断	教育対策部	【発災後3日以内】	・被害状況(小中学校)
教職員の確保	教育対策部	【発災後3日以内】	・被災状況(小中学校)
被災児童生徒等の保健管理	教育対策部	【発災後1週間以内】	・被害状況(小中学校)
学用品の調達及び確保	教育対策部	【発災後1週間以内】	・被害状況(小中学校)
国・県指定の文化財の保護	教育対策部	【発災後3日以内】	・被害状況 (所有者・管理者等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- (1) 市立学校施設の危険度判定を行う。
- (2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- (3) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、社会教育施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- (4) 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- (5) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市教育委員会は県災対本部に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理

市立学校では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

市災対本部は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

4 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、市立学校及び市営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

5 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。

6 各学校の休校等の措置

各学校の休校等の措置は、別に定める各学校の「防災計画」によるものとする。

7 国・県・市指定の文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会を通じて、県災対本部に報告する。県災対本部は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・市指定等文化財が被害を受けたときは、市教育委員会は県災対本部の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 中小企業・農林漁業復旧対策

第1項 活動方針

- | |
|---|
| <p>○被災した中小企業の自立を支援する。
○被災農林業者等の自立を支援する。</p> |
|---|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
中小企業復旧対策	農林商工対策部	【発災3日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握 (各中小企業事業者等)
農林業復旧対策	農林商工対策部	【発災3日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 中小企業復旧対策

県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について、周知に努める。

2 農林業復旧対策

(1) 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農林業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

(2) 天災融資法による災害経営基金

暴風雨及び豪雨等により農林業者等が被害を受けた場合、国県及び市が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。

なお、本法の適用は、災害の被害程度に応じ政令で定めるところによる。

第5節 災害義援金等の受入・配分

第1項 活動方針

○被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害義援金の募集	総務対策部	【発災3日以内】 募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金の保管	総務対策部	【発災2週間以内】 災害義援金を受け入れた時点	災害義援金の受入状況 (三重県災害義援金募集推進委員会)
災害義援金の配分	総務対策部	【発災2週間以内】 災害義援金が配分できる程度に 集った時点	被害状況の把握

第3項 対策

■市が実施する対策

1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、市自ら又は三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、県、市、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

2 災害義援金の募集

市内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品^{*}については、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

※災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

3 災害義援金の保管

災害義援金及び見舞金については、市災対本部において一括とりまとめ保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金の配分

被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう、関係機関を通じ配分する。なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

■その他防災関係機関が実施する対策

＜三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、その他各種団体＞

1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、県、市、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

2 災害義援金の募集

市内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品については、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 災害義援金の保管

「＜市が実施する対策＞3 災害義援金の保管」に準ずる。

4 災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

■地域・住民が実施する対策

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第5章 復旧にかかる支援措置

第1節 災害復旧事業にかかる財政支援

第1項 活動方針

○災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任し、これに要する費用はそれぞれの実施機関が負担することを原則としているが、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずることとする。

第2項 対 策

■県と市が連携して実施する対策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、対策を要した県・市町が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合

ア 救助法 第36条

イ 水防法 第44条

ウ 基本法 第94条、第95条

エ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 第62条

(2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた県・市町が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適當なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適當と認められるもののうち、市が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国に設置される非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、市又は県に負担させることが不適當なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

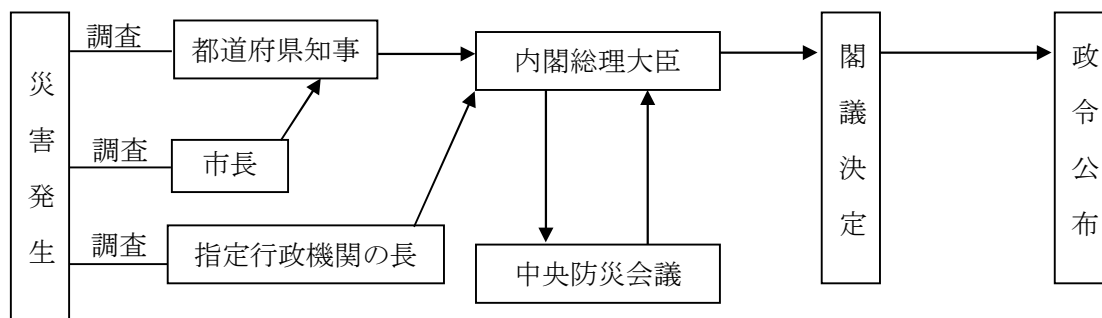
(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(5) 激甚災害に係る財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業
 - ・ 公共施設の区域内的の排除事業
 - ・ 公共的施設区域外の排除事業
- ⑭ 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ② 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除(都道府県の措置)
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- ④ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ⑤ 母子父子寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- ⑥ 水防資材費の補助の特例
- ⑦ 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 災害対策基金

県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、救助法第37条の災害救助基金についての規定、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により災害対策基金を積み立てなければならない。

4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるための特別の措置を講ずることができる。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と市が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■県と市が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳の管理に向けた研修の実施

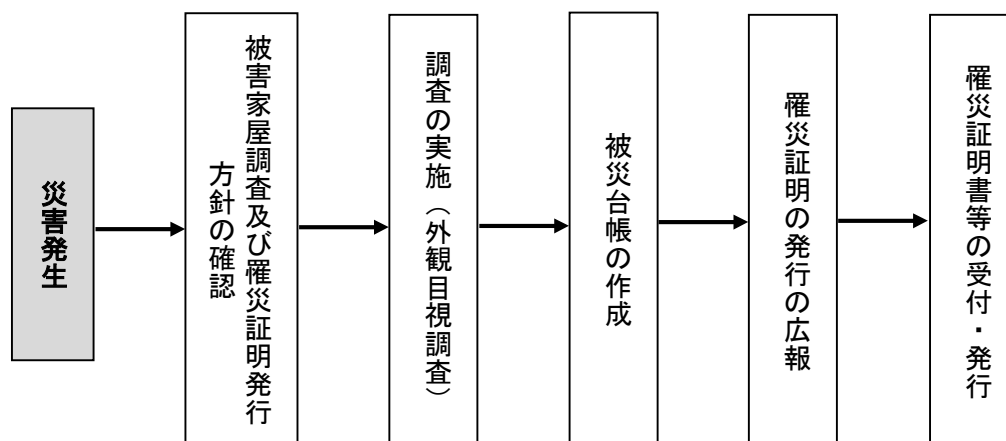
市は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者システムの導入をおこなっており、迅速に活用できるよう研修に努める。

(1) (2) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定調査や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、市の被害認定調査や罹災証明書の発行事務について、必要な支援を行うとともに、応急対策職員等派遣制度を活用するため早期に要請を行う。

(3) 罹災証明書の交付



2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付

ア 災害援護資金

- ① 実施主体：市町
- ② 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- ③ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ④ 貸付限度額：350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 実施主体：市町
- ② 受給者：配偶者のない女子であつて、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子で現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)
 - a 事業開始資金
 - b 住宅資金
 - c 生活資金
 - d 就職支度資金
 - e 修学資金
 - f 修業資金
 - g 医療介護資金
 - h 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- ① 実施主体：県社会福祉協議会
- ② 受給者：他制度の利用が困難な者で、所得等貸付要件を満たす者
- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ・生活支援費
 - ・住宅入居費
 - ・一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ・療養費
 - ・介護等費
 - ・福祉費
 - ・福祉費（住宅）
 - ・福祉用具購入費 等
 - c 教育支援資金
 - ・教育支援費
 - ・就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金 等

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

ア 対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ③ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ 県内に①又は②の市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑤ 上記①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑥ 県内に①もしくは②の市町を含む場合、又は③に該当する都道府県が2以上ある場合に、5以

上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

(3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧に向けた対策であるとともに復旧・復興対策としても重要であり、災害のない状況では想定しがたい条件下における住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援するような情報提供を、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、ほとんどの被災者にとっては未知の領域であるが、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。

なお、情報提供においては、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューの一覧を示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から住民に対し災害発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、県及び市町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携

県及び市は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時

における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時には家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

ア 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 市税の減免等の措置

市においては、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、市の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国が実施する対策>

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。

エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。

オ その他、顧客への対応について十分配慮する。

3 雇用対策

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- ① 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- ② 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ① 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- ② 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

<三重弁護士会が実施する対策>

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

第6部 事故等による災害対策

第1章 重大事故等対策

第1節 危険物施設等の事故対策

第1項 活動方針

○大規模災害発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
施設状況の情報収集・提供、災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	市民対策部、消防機関	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報(可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) 【防災関係機関】

第3項 対策

■市が実施する対策

1 危険物施設

(1) 平常時の予防対策

ア 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

イ 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

ウ 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

エ 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

(2) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

危険物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示、又は自らその措置を講ずる。

ウ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

エ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

カ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

キ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

ク 危険物製造所等の使用の一次停止命令等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

ケ 住民の安全の確保

消防職員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

コ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

サ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

2 高圧ガス施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

高圧ガス施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防職員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 火薬類施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

火薬類施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

4 毒劇物施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

毒劇物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共の団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

5 放射性物質施設（市町役場、所轄消防本部又は消防署）

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

放射性物質施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共の団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

6 ばい煙発生施設、排水施設等

(1) 事故発生時の緊急措置

ア 事故発生に係る県への通報

ばい煙発生施設、排水施設等の事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共の団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<関係事業者の実施する対策>

1 危険物施設

危険物保安監督、危険物取扱者等は、県、市の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

(1) 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火

等の防止

- (2) 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (3) 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (4) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

2 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

- (1) 災害発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。
- (2) 漏洩等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
- (3) 災害による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、市、警察、消防に通報する。なお、高圧ガスの移動中における事故発生時には、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。
- (4) 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合においては、関係者であることを識別できる服装等を着用する。

3 火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、警察、消防に届け出る。

4 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、桑名保健所、いなべ警察署又は桑名消防本部（いなべ消防署・北分署）に届け出る。（毒物及び劇物取締法第16条の2）

5 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の応急対策を実施する。

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

- ア 桑名保健所
- イ いなべ警察署
- ウ 桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）
- エ 市役所

(2) 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

＜中部近畿産業保安監督部の実施する対策＞

1 高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

- (1) 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
- (2) 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導
- (3) 県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策

第1項 活動方針

○航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施する。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
事故等災害発生時の対応	総務対策部	【発災後1時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	・事故発生情報(各関係機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 事故等災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立

市は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。

また、市長が必要と認めた場合は、市災対本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに市災対本部を設置した場合には、県(防災対策部災害対策課)へ報告する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策活動

市は必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

ア 被害情報の収集

イ 消防応急活動及び救助活動

ウ 医療・救護活動

エ 被災者及び地域住民の避難対策活動

オ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 事故等災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立、情報収集

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局等の防災関係機関は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等の事故災害が発生した旨の通報を受けた場合、又はその発生を確認した場

合は、速やかに情報収集、又は状況把握を行い、必要に応じて適切な配備体制を敷くとともに、関係機関と情報共有を図り、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとる。

(2) 応急対策活動

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局等の防災関係機関は、必要に応じて適切な応急対策活動を実施する。

■事業者が実施する対策

1 鉄道事業者における措置

(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害内容の把握等、迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動に努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置について、必要な措置を講ずる。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事等の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第3節 原子力災害対策

第1項 活動方針

○県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地せず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）も含まれていない。しかし、東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、県境から概ね70kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所や概ね100kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所を始めとする福井県及び静岡県内の原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要である。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達・広報	総務対策部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・原子力施設の災害情報(国、原子力事業者、関係都道府県等)
防護措置	総務対策部、 福祉対策部	モニタリング等の情報により防護措置が必要となった時	・モニタリング情報(国、原子力事業者、関係都道府県)
放射性物質における環境汚染への対処	関係各部	放射性物質による環境汚染が発生した時	・モニタリング情報(国、原子力事業者、関係都道府県)
県外からの避難受入	総務対策部	避難受入れ要請を受けた時	・避難受入れ要請(関係都道府県、国)
風評被害等の軽減	農林商工対策部	風評被害等の影響が予見される時	・モニタリング情報(国、原子力事業者、関係都道府県)
心身の健康相談等の実施	福祉対策部	市民に健康不安等が生じた時	・モニタリング情報(国、原子力事業者、関係都道府県)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害情報の収集・伝達・広報

県との情報交換及び協力を密にし、入手した情報を必要に応じて住民及び関係機関へ周知する。

2 防護措置

(1) 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて県及び警察と連携し、住民への多様な媒体を活用した、屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

(2) スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

(3) 水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、必要な措置をとる。

3 放射性物質における環境汚染への対処

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対策を検討する。

4 県外からの避難受入

県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を避難所として設置する。

5 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため、農林業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

6 心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき、県及び国とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 津地方気象台の対策

津地方気象台は、原子力災害発生時には、原子力発電所等から放出された放射性物質の動きを予測するため、県に周辺府県の気象状況を提供する。

第2章 火災対策

第1節 大規模火災の対策

第1項 活動方針

○大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
情報の収集・連絡調整	総務対策部	【発災後1時間以内】 大規模火災発生後速やかに	火災発生状況(消防機関)
消防活動	総務対策部	【発災後3時間以内】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況(消防機関)
救急活動	総務対策部、 福祉対策部	【発災後3時間以内】 救急患者の転院搬送等が必要 なとき	救急患者の状況(医療機関等)
資機材の調達等	総務対策部	【発災後6時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害予防

(1) 災害に強いまちづくり

市は、次により、大規模な火災災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進する。

- ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災街区の整備
- イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整備事業の実施
- ウ 市街地再開発事業等による市街地の不燃化促進策の支援
- エ 水面・緑地帯の計画的確保
- オ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備
- カ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

なお、火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、市火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

建築物等について、法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。

イ 建築物の防火管理体制

建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導する。

ウ 建築物の安全対策の推進

不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対し、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用照明等の適正な維持管理など、防火・避難対策に関する措置の重要性について、防災査察時等に周知を図る。

(3) 消防力の強化

ア 公設消防力の強化

① 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に沿って消防組織の整備充実を図る。また、消防団員を補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

② 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

イ 自衛消防力の強化育成

消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

(4) 防災知識の普及

ア 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、県と市が中心となり、関係機関団体の協力のもと、春秋2回火災予防運動を県内一斉に実施する。

イ 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

ウ 立入検査の強化

市、消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行う。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行う。

エ 応急手当の普及啓発等

市及び消防組合は、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる認定救急救命士の要請等救急搬送体制の強化を図る。

(5) 特定防火対象物等火災予防対策

ア 特定防火対象物

① 防火管理者制度の効果的な運用

消防機関を通じて、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

② 立入検査指導の強化

市、消防機関は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

③ 防火対象物定期点検報告制度の実施

消防機関は防火対象物定期点検報告制度により、点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。

また、同制度による点検済の表示、及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。

さらに、上記以外の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、消防法令を遵守している旨の表示をすることにより、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図るとともに利用者への情報提供を行う。

イ 公立学校建物

公立学校の建物については、毎年、消防用設備等点検業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築を図る。

ウ 文化財

市内の文化財で、防火・防災施設設備を要するものの対策は、収蔵庫、消火栓等の設置・点検、防火・防災訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 市災対本部の設置

市は、市長が必要と認めるときは、市災対本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

(2) 消防活動

ア 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

イ 消防活動の実施

市の地域内に火災等による災害が発生した場合の消防活動は、市長又は消防組合管理者が主体となり、消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど、必要な措置を講ずることとする。

また、市長又は消防組合管理者は、消防活動の主体として、火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段により呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

ウ 応援要請

市長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、被災をしていない場合は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

また、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

市長又は消防組合管理者は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 救急活動

ア 救急活動の実施

市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

イ 応援要請

市長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要と判断した場合は、消防活動と同様に、協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、あらかじめ消防相互応援協定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

(4) 避難措置

発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

また、必要に応じて避難所を開設する。

(5) 資機材の調達等

ア 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

イ 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

■住民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

■参考

1 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により、津地方気象台から通報される火災気象通報の実施基準は、次による。

津地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

(1) 三重県における乾燥注意報の基準：北中部、南部ともに、実効湿度が60%以下で、最小湿度30%以下となる見込み。

(2) 三重県における強風注意報の基準：北中部、南部ともに、陸上で最大風速が13m/s以上となる見込み。(ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。)

第2節 林野火災の対策

第1項 活動方針

○林野火災による広範囲にわたる林野の焼失などの被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合にはその被害軽減を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
消防活動	総務対策部	【発災後3時間以内】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況(消防機関)
林野火災空中 消火活動	総務対策部	【発災後3時間以内】 空中消火活動が必要と認められるとき	火災発生状況(消防機関)
救急活動	総務対策部、 福祉対策部	【発災後3時間以内】 救急患者の転院搬送等が必要 なとき	救急患者の状況(医療機関等)
資機材の調達等	総務対策部	【発災後6時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害予防

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 林野火災消防計画の確立

市は、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を考慮のうえ、関係機関と連携を図り、以下の事項について林野火災消防計画の確立に努める。

- ① 特別警戒実施計画
 - a 特別警戒区域
 - b 特別警戒時期
 - c 特別警戒実施要領
- ② 消防計画
 - a 消防分担区域
 - b 出動計画
 - c 防護鎮圧計画
- ③ 資機材整備計画
- ④ 啓発運動の推進計画
- ⑤ 防災訓練の実施計画

イ 監視体制の確立

林野火災予防のため、林業普及指導員等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令中においては、市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有（管理）者は、火器の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。

ウ 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

- ① 防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入
- ② 自然水利の活用等による防火用水の確保
- ③ 事業地の防火措置の明確化
- ④ 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- ⑤ 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- ⑥ 林野火災対策用機材の整備

エ 火災警報発令中における火の使用の制限

火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、市火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

オ 防災知識の普及・啓発等

関係機関の強力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図る。

また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災表示板を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど、林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 市災対本部の設置

市は、市長が必要と認めるときは、市災対本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

(2) 消防活動

ア 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

イ 消防活動の実施

市の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、市又は消防組合が主体となり消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定による応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

ウ 近隣市町への応援要請

市長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組合法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、被災をしていない場合は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

エ 緊急消防援助隊の応援要請

市長又は消防組合管理者は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 林野火災空中消火活動

市長等は、市地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じる。

ア 初動体制

① 災害情報等の報告

市長等は、市地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を、関係機関等に報告する。

② 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣の要求」に定める所要の措置をとる。

③ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握する。

また、危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握する。

④ 資機材の確保

他の自治体、関係機関の資機材の保存状況を把握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

⑤ 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

イ 空中消火活動

① 現場指揮本部における任務

a 情報の総括…空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消防隊の活動統制…消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

② 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。

ウ 派遣要請

① 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は、「第4部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」の手続により行う。

エ 報告

市は、空中消火を実施した場合、速やかに以下の概要を県（災害対策課）に報告する。

- a 林野火災の場所
- b 林野火災焼失（損）面積
- c 災害派遣を要請した市町名
- d 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- e 散布回数（機種別）
- f 散布効果
- g 地上支援の概要
- h その他必要事項

(4) 救急活動

ア 救急活動の実施

市長又は消防組合管理者は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

イ 応援要請

市長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

- a あらかじめ消防相互応援協を定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
- b 市長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、県、市町及び消防組合が締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

(5) 資機材の調達等

ア 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

イ 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

■市民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。